

令和7年6月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 6月16日	頁
会期日程	3
議事日程	3
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
市長の提案理由説明	10
議会改革特別委員長中間報告	17
(質疑・討論)	18
散会	18

◎会議録第2号 6月18日

議事日程	21
出席欠席者名	21
開議	23
質疑・一般質問	23
7番 今中真之助議員	23
1 新型コロナウイルスについて	23
2 ふるさと宇土応援寄附金について	27
3 ライドシェアについて	31
4 本市の労働力確保と就労の機会の創出について	36
12番 檜崎政治議員	42
1 地域防災計画における避難体制と避難所整備について	42
14番 中口俊宏議員	56
1 宇土地区の再開発について	56
2 宇土地区の地域資源を活用した活性化対策について	59
散会	64

◎会議録第3号 6月19日

議事日程	67
出席欠席者名	67
開議	69
質疑・一般質問	69
1 5 番 藤井慶峰議員	69
1 市民と職員の人権学習について	69
1 8 番 福田慧一議員	76
1 住宅用火災警報器について	76
2 熱中症対策について	79
3 マイナ保険証について	80
4 介護事業所・施設での職員不足問題について	82
5 職員の早期退職問題について	84
1 番 土黒功司議員	89
1 各種団体への支援の現状と、持続可能な運営体制の構築について	89
2 職員の離職傾向と人材定着に向けた取組の現状と今後の方向性について	92
3 「走潟地区かわまちづくり」事業の進捗と市民参加、及び都市整備計画における本事業の位置づけについて	98
散会	102

◎会議録第4号 6月20日

議事日程	105
出席欠席者名	105
開議	107
質疑・一般質問	107
2 番 杉本 寛議員	107
1 交通渋滞の緩和に向けて	107
2 本市における職員の人材育成について	110
3 番 中野洋一議員	115
1 令和6年度熊本県公立学校「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために」の結果について	116
2 グローバル化する社会を生き抜く英語教育の充実について	119
3 移住・定住促進について	122

4	搾乳できる環境づくりについて	124
5	改正戸籍法による戸籍への振り仮名の届出に関連する詐欺に対する注意喚起について	126
6	防災カタログギフト導入による自助意識向上と実効性確保について	127
5番	佐美三 洋議員	129
1	島山にある戸口町共有墓地について	129
2	現在行っている島山の干潟景勝地整備に関連する事業について	132
3	戸口町共有墓地を今後活用するための法的事務手続について	134
4	島山の新たな地域資源としての有効利用・活用策について	136
	常任委員会に付託（議案第48号から議案第64号まで）	140
	常任委員会に付託（請願・陳情）	140
	散会	140

◎会議録第5号 7月1日

	議事日程	147
	出席欠席者名	147
	開議	149
	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	149
	（質疑・討論）	151
	各常任委員長報告	151
1	総務市民常任委員長報告	151
2	経済建設常任委員長報告	154
3	文教厚生常任委員長報告	156
	（質疑・討論・採決）	158
	請願、陳情について	160
	（質疑・討論・採決）	160
	委員会の閉会中の継続審査及び調査について（採決）	161
	閉会	161
	署名	164

第 1 号

6 月 1 6 日 (月)

令和7年6月宇土市議会定例会会議録 第1号

1. 会期日程

(会期16日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
6月16日	月	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明 議会改革特別委員長中間報告 質疑・討論
6月17日	火	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
6月18日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問
6月19日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問
6月20日	金	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
6月21日	土		休 会	(市の休日)
6月22日	日		休 会	(市の休日)
6月23日	月	10:00	委員会	総務市民常任委員会
6月24日	火	10:00	委員会	経済建設常任委員会
6月25日	水	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
6月26日	木		休 会	議事整理
6月27日	金		休 会	議事整理
6月28日	土		休 会	(市の休日)
6月29日	日		休 会	(市の休日)
6月30日	月		休 会	議事整理
7月1日	火	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

2. 議事日程

令和7年6月16日(第1号) 午前10時33分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第46号 財産の取得について

日程第 4 議案第47号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第 5 議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第3号 令和6年度宇土市一般会計補正予算(第9号)について

- 日程第 6 議案第 49 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 6 号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 50 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 7 号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 51 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 8 号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 52 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 9 号 宇土市固定資産評価員の選任について
- 日程第 10 議案第 53 号 宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 54 号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 55 号 宇土市債権管理条例の制定について
- 日程第 13 議案第 56 号 宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 57 号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 58 号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 59 号 令和 7 年度 準用河川船場川（南段原工区）改修工事請負契約
の締結について
- 日程第 17 議案第 60 号 令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 18 議案第 61 号 令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて
- 日程第 19 議案第 62 号 令和 7 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につい
て
- 日程第 20 議案第 63 号 令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 21 議案第 64 号 令和 7 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
報告第 3 号 令和 6 年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい
て
報告第 4 号 令和 6 年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 5 号 令和 6 年度宇土市下水道事業会計予算繰越計算書の報告につい
て
報告第 6 号 宇土市土地開発公社の経営状況の報告について

報告第 7号 専決処分の報告について

専決第 4号 損害賠償額の決定について

報告第 8号 専決処分の報告について

専決第 5号 損害賠償額の決定について

報告第 9号 専決処分の報告について

専決第10号 損害賠償額の決定について

日程第22 議会改革特別委員長中間報告（質疑・討論）

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（18人）

1番 土黒功司君	2番 杉本寛君
3番 中野洋一君	4番 浦本晴美さん
5番 佐美三洋君	6番 小崎憲一君
7番 今中真之助君	8番 西田和徳君
9番 園田茂君	10番 宮原雄一君
11番 柴田正樹君	12番 檜崎政治君
13番 野口修一君	14番 中口俊宏君
15番 藤井慶峰君	16番 山村保夫君
17番 村田宣雄君	18番 福田慧一君

5. 欠席議員（なし）

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 元松茂樹君	副市長 光井正吾君
教育長 前田一孝君	総務部長 山口裕一君
企画財政部長 野口泰正君	市民環境部長 加藤敬一郎君
健康福祉部長 江河一郎君	経済部長 山崎恵一君
建設部長 草野一人君	教育部長 池田和臣君
秘書政策課長 渡邊聡君	総務課長 上木淳司君
危機管理課長 内田雅之君	企画課長 松下修也君
まちづくり推進課長 木村るみさん	財政課長 北谷太示君

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田尻清孝君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦田昌臣君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	中山裕輝君

午前10時33分開会

-----○-----

○事務局長（田尻清孝君） 本日の会議に先立ちまして、去る5月20日に開催されました、第101回全国市議会議長会定期総会において、宮原議員、園田議員、西田議員、今中議員が市議会議員として在職10年の表彰、また、野口議長、藤井前議長が全国市議会議長会・社会的な孤独・孤立問題に関する特別委員会委員としての功績に対し感謝状を受けられました。

ただいまから、表彰状及び感謝状の伝達式を行います。

初めに10年表彰を行います。宮原議員、園田議員、西田議員、今中議員、前のほうにお願いいたします。伝達は、野口議長からお願いいたします。

それでは、宮原議員からお願いします。

○議長（野口修一君） 表彰状。宇土市、宮原雄一殿。あなたは、市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第101回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和7年5月20日。全国市議会議長会会長、丸子善弘

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（田尻清孝君） 続きまして、園田議員お願いします。

○議長（野口修一君） 表彰状。宇土市、園田茂殿。以下同文です。

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（田尻清孝君） 続きまして、西田議員お願いします。

○議長（野口修一君） 表彰状。宇土市、西田和徳殿。以下同文です。

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（田尻清孝君） 続きまして、今中議員お願いします。

○議長（野口修一君） 表彰状。宇土市、今中真之助殿。以下同文です。

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（田尻清孝君） それでは、受賞された4名の方は自席のほうにお戻りください。

続きまして、感謝状の伝達でございます。藤井前議長、野口議長、前のほうにお願いいたします。伝達は、西田副議長からお願いいたします。

○副議長（西田和徳君） 感謝状、藤井慶峰殿。あなたは、全国市議会議長会・社会的な孤

独・孤立問題に関する特別委員会委員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので、第101回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。令和7年5月20日。全国市議会議長会会長、丸子善弘
おめでとうございます。

(拍手)

○副議長（西田和徳君） 感謝状、野口修一殿。以下同文です。

おめでとうございます。

(拍手)

○事務局長（田尻清孝君） 以上をもちまして、伝達式を終了いたします。御協力ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 引き続き、令和7年4月1日付けで、就任されました光井副市長から、本日の会議に先立ちまして就任の御挨拶をお願いしたいと思います。

副市長、光井正吾君

○副市長（光井正吾君） おはようございます。お許しをいただきまして、一言御挨拶をさせていただきます。

令和7年3月市議会定例会で、議員の皆様方には副市長選任に御同意を賜り、誠にありがとうございます。4月1日に副市長を拝命し、約2か月半の間業務に当たってまいりましたが、日々職責の重さを痛感しており、自分にできることは何事も全身全霊をかけて、積極的にそして謙虚に取り組む所存でございます。もとより微力ではありますが、元松市長の補佐役として、人口減少そして少子高齢化から引き起こしている様々な社会問題への対応、そして宇土市民の皆様様の住民福祉の増進を図るため、市の職員がそれぞれの業務にやりがい、充実感を持って取り組めるような環境づくりに誠心誠意力を尽くしてまいります。まだまだ未熟な面が多々ありますので、議員の皆様方の御指導、ごべんたつのほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、宇土市議会のますますの御発展と議員の皆様方の御健勝を心からお祈り申し上げます。御挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

(拍手)

-----○-----

○議長（野口修一君） ただいまから、令和7年6月宇土市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 事務報告をいたします。

令和7年3月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告を作成しておりますので御確認ください。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野口修一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、1番、土黒功司君、18番、福田慧一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（野口修一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から7月1日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から7月1日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第46号 財産の取得について

日程第4 議案第47号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第5 議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第3号 令和6年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について

日程第6 議案第49号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第6号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第50号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第7号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第51号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第8号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第52号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第9号 宇土市固定資産評価員の選任について

日程第10 議案第53号 宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 5 5 号 宇土市債権管理条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 5 6 号 宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 5 7 号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 5 8 号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 5 9 号 令和 7 年度 準用河川船場川（南段原工区）改修工事請負契約の締結について
- 日程第 1 7 議案第 6 0 号 令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 8 議案第 6 1 号 令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 9 議案第 6 2 号 令和 7 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 0 議案第 6 3 号 令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 1 議案第 6 4 号 令和 7 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 報告第 3 号 令和 6 年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4 号 令和 6 年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 5 号 令和 6 年度宇土市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 6 号 宇土市土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 7 号 専決処分の報告について
- 専決第 4 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 8 号 専決処分の報告について
- 専決第 5 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 9 号 専決処分の報告について
- 専決第 1 0 号 損害賠償額の決定について

○議長（野口修一君） 日程第 3、市長提出議案第 4 6 号から、日程第 2 1、議案第 6 4 号までの 1 9 件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

本日ここに、令和7年6月市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私共に御多用の中に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま全国市議会議長会から、議員としての在職10年の表彰を受けられました宮原雄一議員、園田茂議員、西田和徳議員、今中真之助議員、並びに令和6年度社会的な孤独・孤立問題に関する特別委員会の在任に対する感謝状を受けられました藤井慶峰前議長、野口修一議長に対しまして、心からお喜びを申し上げます。市政発展のため、長きにわたり御活躍いただいておりますことに対し、市民を代表して厚く御礼を申し上げますとともに、今後のますますの御活躍を心からお祈りしております。

さて、ここで、大変喜ばしいニュースを御報告いたします。

皆様方も御存知のとおり、先日行われました大相撲夏場所において、本市出身の草野関が見事13勝2敗というすばらしい成績で、2場所連続での十両優勝を果たされました。新十両から2場所連続優勝は、平成21年初場所以来の快挙でございます。

また、来場所からの新入幕も確実とされており、大変うれしく思っております。現在、幕内で活躍中の正代関と、宇土市出身同士の取組が見られる日も近いものと期待をしております。草野関の今後の更なる御活躍を期待するとともに、市民の皆様と一緒に、引き続き応援してまいりたいと思うところでございます。

次に、本市が現在推進をしておりますシティプロモーション事業について御紹介をいたします。

本市では、観光や移住・定住の促進につなげるため、昨年度から「九州のどまんなか宇土市」をキャッチフレーズに、宇土市の認知度向上に取り組んでおります。

今年度は、更なる認知度向上のため、広報プロモーション係を新設し、シティプロモーション業務を積極的に推進しているところです。

現在、同係では「うとハッシン！プロジェクト」と題する取組の一つとして、報道機関への情報提供を、1日1件を目標に実施しているところです。その成果としまして、最近、テレビや新聞で、宇土市が話題が取り上げられる機会も増えてきていると実感しております。

宇土市の魅力を市内外に広く発信するこの取組につきましては、今後、市だけでなく、市民、関係団体の皆様とともに推進してまいりたいと考えております。

今後とも「住みたい」、「訪れたい」と思っただけできるよう、効果的な情報発信を一層強化してまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、このたび本市が新たに設置しました宇土市こどもまんなか応援プロジェクトチームについて御報告をいたします。

国におきましては、こども家庭庁が「こどもまんなか」の理念を掲げ、子どもたちが健や

かで幸せに成長できる社会の実現を目指しています。本市でも昨年11月に、こどもまんなか応援サポーター宣言を行い、地域全体で子どもを見守るこどもまんなか社会の実現を目指す決意を新たにいたしました。

この宣言を具体的な取組につなげていくため、このたび、宇土市こどもまんなか応援プロジェクトチームを設置いたしました。本プロジェクトチームでは、関係部局が連携しながら、子どもたちにとっての安心で楽しい公園づくりや親子でゆっくり過ごせる憩いの場の整備、子ども食堂への支援、更には子どもたちの声を市の政策に反映させるための仕組みづくりなど、市がこどもまんなか応援サポーターとして取り組むべき施策を推進することとしております。

こどもまんなか社会の実現に向け、市民の皆様、関係団体の御協力を賜りながら、職員一丸となって取り組んでまいります。議員の皆様をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、先に議決をいただきたい案件がございますので、議案書を二つに分けて提案させていただきます。

まず、議案その1では、人事案件1件及びその他1件を提案させていただきます。

議案第46号、財産の取得について。これは、予定価格2,000万円以上の財産の取得に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この議案につきましては、市内小中学校のタブレット端末の更新に伴い、タブレット3,368台を取得するものであります。取得後、初期設定等に時間を要することから、速やかに本契約を締結し、一日でも早く、子どもたちが新しいタブレットを活用できる環境を整えたいと考えております。

そのため、本日、議決をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第47号、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について。これは、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の任期が本年6月30日で満了となりますので、新たに委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の委員には、岡崎浩信さんを選任したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

この議案につきましても、議会会期中に任期が満了することから、本日、議決をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議案その2は、予算関係が5件、専決処分の報告承認関係が5件、条例関係

が6件、その他1件の17議案及び報告が7件でございます。

まず、議案第48号から議案第52号までは、本定例会では間に合わないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

議案第48号、専決第3号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。補正額は2,172万5千円を増額するもので、補正後の総額は235億5,976万6千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費で、職員給の増額を行っております。

議案第49号、専決第6号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第50号、専決第7号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第51号、専決第8号、宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について。これは、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第52号、専決第9号、宇土市固定資産評価員の選任について。これは、固定資産評価員である税務課長の人事異動に伴い、後任の評価員を選任したものであります。

議案第53号、宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、指定管理候補者の選定の特例に関する規定を見直すため、所要の改正を行うものであります。

議案第54号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第55号、宇土市債権管理条例の制定について。これは、債権管理に係る市の統一基準を定め、債権管理の一層の適正化及び未収金対策強化を図るため、条例を制定するものであります。

議案第56号、宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市健康福祉館あじさいの湯の入館料を見直し、円滑な施設運営を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第57号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第58号、宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第59号、令和7年度準用河川船場川（南段原工区）改修工事請負契約の締結について。これは、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第60号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。補正額は3億5,524万7千円を増額するもので、補正後の総額は233億3,524万7千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、議会一般経費の増額を行っております。

総務費では、地域おこし協力隊事業（地域公共交通支援員）の計上等を行っております。

民生費では、不足額給付金支給事業の計上等を行っております。

衛生費では、高齢者予防接種事業の増額等を行っております。

農林水産業費では、果樹園芸振興一般経費の増額等を行っております。

商工費では、外国人観光客誘客強化事業の計上等を行っております。

土木費では、緊急浚渫推進事業の計上等を行っております。

消防費では、防火水槽整備事業の計上等を行っております。

教育費では、幼稚園施設管理費（施設）の増額等を行っております。

そのほか、債務負担行為については、網田レトロ館指定管理に要する経費ほか6件の追加を行っております。

地方債の補正については、緊急浚渫推進事業ほか6件の追加及び住吉地区埋立整備事業の限度額の変更を行っております。

議案第61号、令和7年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は718万3千円を増額するもので、補正後の総額は44億7,486万1千円です。これは、システム改修委託料の増額を行っております。

議案第62号、令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は425万円を増額するもので、補正後の総額は40億3,383万2千円です。これは、宇城広域連合負担金（介護認定審査会費）の増額を行っております。

議案第63号、令和7年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。補正額は412万5千円を増額するもので、補正後の総額は6億5,714万5千円です。これは、システム改修委託料の増額を行っております。

議案第64号、令和7年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について。収益的支出における補正額は2,493万9千円を減額するもので、補正後の総額は7億2,530万9千円です。これは、衛星画像解析活用漏水調査事業負担金等の増額及び耐震化詳細設計委託料の減額を行っております。

資本的支出における補正額は3,231万5千円を増額するもので、補正後の総額は5億48万8千円です。これは、工事設計委託料及び工事請負費の増額を行っております。

そのほか、債務負担行為については、水道料金徴収等包括的業務委託（追加）に要する経費の追加を行っております。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第3号、令和6年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第4号、令和6年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。報告第5号、令和6年度宇土市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

これらの3件は、それぞれの会計において繰越明許費繰越計算書又は繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項又は地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するものであります。

報告第6号、宇土市土地開発公社の経営状況の報告について。これは、土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告するものであります。

報告第7号、専決第4号、損害賠償額の決定について。報告第8号、専決第5号、損害賠償額の決定について。報告第9号、専決第10号、損害賠償額の決定について。

これら3件は、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告するものであります。

以上が、提出しております議案の概要でございます。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（野口修一君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号の財産の取得について及び議案第47号の宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任についての2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第46号及び議案第47号の2件については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、議案第46号及び議案第47号の2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) どなたもないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、議案第46号及び議案第47号の2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

議案第46号、財産の取得について、原案のとおり可決することに賛成する議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

全員賛成です。

よって、議案第46号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第47号、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

全員賛成です。

よって、議案第47号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 2 2 議会改革特別委員長中間報告

○議長（野口修一君） 日程第 2 2、議会改革特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。特別委員長の中間報告を求めます。

議会改革特別委員長、藤井慶峰君

○議会改革特別委員長（藤井慶峰君） おはようございます。

ただいまから、議会改革特別委員会のこれまでの経過及び審査内容について、中間報告をいたします。

本委員会は、これまで4回の委員会を開催し、協議を行っております。

第1回及び第2回委員会の審議内容については、前回、令和7年3月定例会で中間報告を行っておりますので、今回は、それ以降の経過について報告いたします。

第3回委員会では、議員報酬及び選挙運動費用に対する公費負担並びに市民等からの意見聴取の実施についてをテーマとし、協議を行いました。

まず、議員報酬の額の見直しについては、協議の中で、「宇土市の議員報酬は、類似人口市と比較して極端に低いわけではない」や、「物価が上昇し、生活に苦しむ市民が多い中、議員報酬の引上げに納得いただけるのか疑問」との意見、さらに、「議員専業で活動できるようにして、若い世代が議員を目指せる環境を整えるために報酬を増額すべき」等の意見が出されましたが、協議の結果、現状維持が妥当と結論づけております。

また、議員報酬及び議員定数の二つのテーマについて、市民等からの意見聴取を予定しておりましたが、「事前に本委員会の意見をまとめるべき」との声が挙がり、議員定数見直しについても協議を行いました。

議員定数の見直しについては、「議員報酬を引き上げるための財源を確保するために定数を引き下げるべき」との意見や、「女性議員や若い議員を増やすことを考えると、定数を引き上げたほうがよい。」等の意見が出されましたが、協議の結果、現状維持が妥当と結論づけました。

これにより、議員報酬及び議員定数の見直しについて、共に現状維持となりましたので、市民等からの意見聴取については、実施しないことと決定しました。

また、選挙運動費用に対する公費負担については、協議の中で、「公費負担により、立候補に対する敷居を下げるべき」との意見や「公費負担を導入する際は、限度額を設け、過剰な支出を抑えるべき」などの意見が出され、協議の結果、選挙運動費用に対する公費負担を導入することを市長及び選挙管理委員会に要望するとの結論に至っております。

次に、第4回委員会では、選挙運動費用に対する公費負担を要望するに当たり、具体的な要望内容について協議を行いました。

委員による協議を進める中で、公費負担となった場合の手続の流れやその対象となる費用等について等、更なる情報収集が必要であるとの判断から、次回委員会に選挙管理委員会事務局職員の出席と説明を求め、引き続き協議を行うこととなりました。

今後も、宇土市議会基本条例の基本理念に基づき、議会機能のより一層の充実強化を図るため、審議を進めてまいりたいと考えております。

以上で、議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（野口修一君） 議会改革特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、議会改革特別委員長の中間報告を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日17日は、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくお願いいたします。

次の本会議は、6月18日水曜日に関き、質疑及び一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前11時01分散会

第 2 号

6 月 1 8 日 (水)

令和7年6月宇土市議会定例会会議録 第2号

6月18日（水）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 今中真之助議員

- 1 新型コロナウイルスについて
- 2 ふるさと宇土応援寄附金について
- 3 ライドシェアについて
- 4 本市の労働力確保と就労の機会の創出について

2. 檜崎政治議員

- 1 地域防災計画における避難体制と避難所整備について

3. 中口俊宏議員

- 1 宇土地区の再開発について
- 2 宇土地区の地域資源を活用した活性化対策について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐美三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真之助 君	8番 西 田 和 徳 君
9番 園 田 茂 君	10番 宮 原 雄 一 君
11番 柴 田 正 樹 君	12番 檜 崎 政 治 君
13番 野 口 修 一 君	14番 中 口 俊 宏 君
15番 藤 井 慶 峰 君	16番 山 村 保 夫 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	光 井 正 吾 君
教 育 長	前 田 一 孝 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	野 口 泰 正 君	市民環境部長	加 藤 敬 一 郎 君
健康福祉部長	江 河 一 郎 君	経 済 部 長	山 崎 恵 一 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	池 田 和 臣 君
秘書政策課長	渡 邊 聡 君	総 務 課 長	上 木 淳 司 君
危機管理課長	内 田 雅 之 君	企 画 課 長	松 下 修 也 君
まちづくり推進課長	木 村 る み さん	財 政 課 長	北 谷 太 示 君
福 祉 課 長	東 顕 君	子育て支援課長	湯 野 淳 也 君
商工観光課長	三 浦 仁 美 君	学校教育課長	淵 上 真 行 君
文 化 課 長	藤 本 貴 仁 君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	田 尻 清 孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦 田 昌 臣 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 参 事	中 山 裕 輝 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（野口修一君） 日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君） おはようございます。今議会中に平成28年6月20日深夜、そして21日未明に発災した豪雨災害から9年、7月3日深夜、4日未明に発災した熊本南部豪雨災害から5年を迎えます。昨日からの晴天や今後の天気予報から、もしかしたら梅雨が間もなく明けるのかもしれませんが、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、今後豪雨となる予報があつたとしても被害が最小限に収まることを願い、備えを十分にしていきたいというふうに思います。また、開会時に全国市議会議長会から10年表彰を受けました。詳しい御挨拶は後に予定されています祝賀会で述べますけれども、本当に支援の皆さんをはじめ、皆さんに感謝するところでございます。ありがとうございます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。今回は4点でございます。よろしくお願いたします。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） まず初めに、新型コロナウイルス感染症についてです。質問に入る前に、前回の議会の同じ質問の中です、市長答弁の中で、私の提出したグラフに指摘があつた件の弁解から入らせていただきます。前回は、今出されているこのグラフを出した際に、感染の推移が不足しているからワクチン接種者が死亡しているグラフに見えてしまうという市長からも御指摘がありました。これは、棒グラフが接種数で、この折れ線グラフが超過死亡者数になっているんですけども、ここに感染の推移が不足しているという指摘があつたわけでございます。そのときに僕が、感染者数の推移のグラフもある、表があるので、今度の議会で提示させていただきますという話をしたので提示させていただきます。これがそのグラフになります。前回出したグラフと同じ重複するのは、この辺りになります。このオレンジの棒グラフが超過死亡者数、緑の折れ線グラフがワクチン接種回数となりますので、前回出したグラフとこの青じゃない部分だけを見ると、前回と同じグラフになると思うんですけども、そこにこの青の折れ線グラフの新規感染者報告数を入れると、このような形になるということでございます。確かにこれだけを見るとですね、この死亡者数というのが市長がおっしゃるとおり、感染してから死亡したという数も当てはまるということになるので、

前回私が出したそのグラフでは、確かにワクチン接種した方が死亡につながっているというふうに見ることは、ちょっと安易じゃないかというふうに私も理解しました。ただ、それでも私は、ワクチン接種した方が多くの死亡者を出してしまったという考えに揺るぎはありません。その根拠は、この次のグラフにあります。これは東京理科大学村上教授が作った研究資料なんですけれども、相模原市のデータでございます。これは、ワクチン接種者と未接種者のその後1年間の死亡者数を統計取られています。まずこのオレンジの未接種者の推移を見ると分かるように、未接種者ですからワクチンは接種していませんので、皆さんがワクチンを接種した日を起点とすると、1年間同じ水準なんです。これは当然です。ところが、ワクチンを接種した方の死亡推移というのは、接種後から上がり始め、そして2か月、3か月、4か月は同水準で高止まりして、そこから緩やかに下がっていくということで、接種後から10か月後ぐらいまでは死亡リスクが高まるという結果になっています。相模原市だけのデータ層なんですけれども、相模原市だけがワクチン接種して死亡者が多いロットが配られたわけではないと推定されるので、全国的に恐らくこの傾向があるんじゃないかなと思うわけでございます。このことに関しましては、市長答弁を求めておりますのでここまでにさせていただきます。

では、質問にいきます。コロナ禍中はですね、我々国民は様々な生活の変化を強いられました。新しい生活様式として、マスクをしながらの飲食や会食も制限、普段一緒に生活を共にしていない家族や入院中の家族、お亡くなりになられた御遺体との面会さえ制限されたわけでございます。その制限の中で特に我慢を強いられたのが、私は児童生徒であったと今でも強く感じています。我が国日本に新型コロナウイルス感染症の方が初確認された直後の数箇月間の制限は理解できないこともないですが、2類相当であった3年間は、実に異常な制限であったというふうに思います。様々なイベント、思い出が奪われ、多感なときに友だち、恋人と接触することを避けられたわけです。それも一時的ではなく、長期間です。私たちは、このことを真剣に検証していかねばならないというふうに思っています。

そこで、お尋ねいたします。学校現場でコロナ禍前と比較して、児童生徒に何か変化を感じていませんか。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことを受け、学校や保育現場におきましては、国や県からの通知、ガイドライン等に基づいて対応を行っております。

現在、学校や保育現場においては、本人又は保護者の主体的な選択を尊重し、基本的に児

童生徒、園児及び職員のマスク着用を求めない方針を取っています。また、手洗い等の手指衛生、換気励行の徹底、咳エチケットの指導等の感染症対策につきましても、個人や各学校、保育所等の自主的な判断に委ねられている状況です。

このように、5類移行後の感染症対策の基本的な考え方として、それまでの一律的な行動制限や対策から、個人や施設の判断を尊重した対策に移行しております。そのため、新型コロナウイルスに特化した対応というよりは、季節性インフルエンザ等も含めた感染症全体に対して、手洗い、うがいや換気等の基本的な感染症対策を行うことで、児童生徒、園児及び職員の健康と安全に配慮し、必要な対応を行っています。

今後も、国・県等の最新の方針や地域の感染状況を踏まえつつ、児童生徒、園児及び職員の安心・安全を最優先に、適切な感染症対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。先月、一部有志議員で学校現場を視察させていただきました。様々な意見交換の中で、コロナ禍前から親交のある先生に個別で話を伺ったところ、子どもたちの変化を感じていらっしゃいました。国とか県とかの指示を待っているだけでは分からないというふうに思います。子どもたちに関わる大人が自分で考え、危機感を持ち、疑念を持ち対処しないと、もうそういう時代になったんだというふうに思います。先ほどの答弁で、国・県等の最新の方針を踏まえつつとありました。全くそのとおりにするなどは思いませんけど、国の指示を待っているのは子どもたちのためにならない、ひいては将来の日本のためにはならないというふうに思います。特に、最近の国はおかしいですから、基礎自治体である宇土市が、最後のとりでである宇土市議会がしっかりしないと、宇土市の子どもたちは宇土市の大人たちで守るんだという気概で、教育に携わってほしいと願うばかりでございます。

次にいきます。学校現場での給食の状況、マスク着用の現状を教えてください。教育部長お願いします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

新型コロナウイルスの5類移行後、市としましては、各小中学校に対し、児童生徒の様子をしっかりと見守るよう周知を図ってまいりました。

コロナ禍前とコロナ禍後の児童生徒の変化について、現状を確認したところ、顕著な変化は確認できませんでした。

ただ、市内小中学校において、コロナ禍以後の児童生徒の表現力の低下を感じている教職員が少ないながらも確認されております。因果関係は不明ですが、コロナ禍には行事の削減

や活動の縮小もあり、児童生徒同士のコミュニケーションの機会が少なくなっていたことが影響している可能性も排除できません。

それらを踏まえ、本市では、学校教育活動における児童生徒間の交流の機会をさらに設け、より良い人間関係の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。私の質問の仕方を間違えてしまいましたので、もう一度質問させていただいてよろしいでしょうか。私が今尋ねてしまったのは、給食やマスク着用の現状だったのですが、答弁がちょっと違いましたので、給食やマスクの着用について、教育長に改めてお願いいたします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

現在、給食については、黙食は必要ないとしております。現在、市内の多くの小中学校で、児童生徒は自席で前を向いて給食を食べていることを確認しているところです。ただ、給食当番については、マスク着用を徹底して配膳するように指導しております。

コロナ禍前には4～6人程度のグループで給食を囲んでおりましたが、現在、そのような状況には戻っておりません。その理由としては、机を動かす必要がなく、時間内に食べ終わり昼休みが有効に使える、前を向いても会話しながら食べられる、準備や片づけがスムーズにできるなどのプラス面もあるようです。

また、学校教育活動におけるマスク着用については、文部科学省からの学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに沿って行っており、マスクの着用を求めないことが基本です。これは、先ほど健康福祉部長の答弁のとおりであります。一般的に感染症流行時においては、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられます。

授業や休み時間などの学校生活場面では、現在、小中学校の児童生徒のおよそ7割以上がマスクを着用していない状況となっております。ただ、一部ですが、常時着用している児童生徒も見られます。今年度5月の小学校の運動会とか、中学校の体育大会を拝見したときにもそういう状況でしたし、学校を訪問したときの状況も確認しているところです。

市としましても、引き続き、マスクの着用に関する基本的な方針を維持しながらも、マスクの着脱を強いることがないようにするとともに、児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な対応に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。私がちょっと急ぎ過ぎてしまって、

一番最初に質問すべきところをちょっと飛ばしてしまった関係で、ちょっとちぐはぐになってしまいましたが、今の質問が僕のメインの質問でございました。私の見解を述べさせていただきます。机を動かさないでいいとか、片づけがしやすいとかをですね、教育現場で優先するのなら、教育は全てオンラインでいいというふうに思います。学校は全てオンラインでいいと思います。登校も下校もする必要がないです。交通事故も心配はいりません。友だち間のトラブルもないでしょう。不登校という言葉も消えていくと思います。給食費のことも考えなくていいです。スクールバス導入も考えなくていい、通学補助もいらぬ。教室の電気代も減るし、働き方改革も一気に進むでしょう。いいことばかりです。しかし、その状況で育った子どもたちは、どんな大人になっていくでしょう。想像できませんか。国の方針がもしそうなったら、宇土市は従いますか。週に1度でもいい、月に1度でもいいから元の状態を試してみて、子どもたちの変化を見てみませんか。家では食卓を囲んで食べているはずですが、片づけが面倒くさいからとそばを向いて食べることは、どこの家庭もやっていないと思います。そもそも給食のときだけ感染対策をしたって余り意味がないと思いますし、家庭ではほぼほぼ今はやっていないと思います。コンパクトな給食になって、昼休みの時間も増えるとありました。子どものときの気持ちを考えるとよく分かりますけれども、昼休みの時間も子どもたちにとって大切なら、そのための時間を少しプラスで割いてもよくないでしょうか。少しでも共感していただきましたら、教育長、特段私見をお持ちでないなら、是非学校長に私のこの思いを促してほしいなというふうに感じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次にいきます。ふるさと宇土応援寄附金についてです。ふるさと納税制度は、個人が応援したい自治体に寄附を行い、そのお礼として返礼品を受け取れるという制度であり、全国の自治体で財源確保や地域産品の販路拡大、ブランド力の向上などに活用されています。本市においても、ふるさと応援寄附金として取組が行われておりますが、他市町村との競争が年々激化する中で、持続的な制度運用や戦略的な展開が求められていると考えます。

そこで、4点についてお伺いいたします。まず1点、ふるさと応援寄附金の近年の状況についてお尋ねいたします。過去5年間の年度ごとの寄附額、寄附者数の推移をお尋ねいたします。経済部長お願いします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

ふるさと宇土応援寄附金につきまして、本市の現状を御説明いたします。

ふるさと宇土応援寄附金、いわゆるふるさと納税は、寄附者が自ら応援したい自治体を選び、寄附を行うことができる制度であり、寄附金は地域の活性化や特色あるまちづくり、各種事業などに活用することが可能です。また、寄附者は一定額まで所得税や住民税の控除を

受けることができ、さらに多くの自治体で地元の特産品等を返礼品として受け取ることができる仕組みとなっております。

本市における過去5年間のふるさと宇土応援寄附金の実績について申し上げますと、令和2年度は9万9,160件、金額は11億6,635万4,173円、令和3年度は9万9,074件の10億8,753万1,500円、令和4年度は8万2,774件の9億1,249万6千円、令和5年度は6万5,632件の7億9,709万6,617円、令和6年度は4万849件の6億163万6,100円となっております。

令和2年度をピークに、件数、金額共に減少傾向にあります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。次に、本制度の運用に関する課題についてもお尋ねいたします。本市のふるさと宇土応援寄附金に関して、全国的な認知度や返礼品の魅力、寄附手続の利便性における課題、広報・PR活動の現状及びこれらに関連するそのほかの問題点はどのようなものがあるかお尋ねいたします。経済部長お願いします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

まず、本市の返礼品につきましては、九州産こだわりのやきとり6種セットが最も人気を集めており、さとふる等のふるさと納税ポータルサイトにおいても、人気返礼品のランキングに入るなど、全国の寄附者から評価をいただいております。そのほか、イチゴや海苔などの農海産物も根強い人気がございます。

本市の認知度につきましては、総務省が発表した2024年版全国ランキング一覧によりますと、宇土市の寄附額は県内では11位、全国337位となっております。一定の認知度は確保しているものと考えますが、全国的な競争が激化する中、寄附額は先ほど答弁しましたとおり令和2年度をピークに年々減少傾向にあります。

この背景には、国の制度改正への対応が大きく影響しております。特に、令和5年度の経費全体を寄附額の5割以下に抑えるという5割ルールの厳格化により、一部返礼品の価格改定を余儀なくされ、寄附単価を上げざるを得ない状況となりました。一例を上げますと、主力商品である焼き鳥につきましては、品質保持のためクール便で配送する必要があり、その分、輸送コストがかかることから、従来は1万円で提供していた商品を一時的に1万4,500円に引き上げざるを得ませんでした。特に、寄附者の多くが関東地方在住のため、宇土市から遠方への配送となり、経費が割増になる事情もございます。しかし、経費見直しや効率化に努めた結果、現在は1万3千円まで引き下げて提供しております。また、地場産品基準の厳格化により、地場産品として認められる条件が厳しくなり、新たな返礼品の開発が難

しくなっております。こうした制度改正の影響に加え、全国的に類似した返礼品が多くなっていることも、競争が激しくなり寄附額減少の一因と考えております。加えて、大量の返礼品を製造する事業所が少なく、返礼品の生産量に限りがあることも、寄附額が大きく伸びない要因となっております。

次に、広報・PR活動の現状についてです。令和6年度の制度改正により、返礼品等を強調した宣伝広告が禁止され、過剰な宣伝行為が規制されたことを受けて、令和6年度に本市公式のふるさと納税Instagramを開設いたしました。今後は、SNSを活用したPR活動に注力してまいります。

そのほか、手続の利便性向上のために、各種ふるさと納税ポータルサイトの活用や様々な決済手段の導入により、寄附者がより便利に御利用いただけるよう努めております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。ふるさと納税制度の更なる発展形として、令和6年度より国が創設したふるさと産品創出等支援事業補助金、通称、ふるさと納税3.0についてお尋ねします。この制度は、返礼品開発や商品化支援、生産者支援など地域経済の活性化を目的としておりますが、本市としてのこの制度についてどのように認識されているのか。また、既に先行的に活用している他自治体の事例や成果をどのように評価、分析されているか御見解をお聞かせください。経済部長お願いします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

まず、ふるさと産品創出等支援事業補助金、いわゆるふるさと納税3.0とは、地域資源を活用した新たな特産品やサービスの開発、既存産品の付加価値向上、販路拡大等を支援することで、地域経済の活性化やふるさと納税の更なる推進を目的とした補助金制度です。本市におきましては、本補助金制度については認識しておりますが、これまで実施した実績はございません。

次に、他自治体の取組状況としましては、例えば大阪府泉佐野市が本補助金を積極的に活用している事例がございます。泉佐野市では、地域事業者等に対して新商品開発や販路拡大のための支援を行い、地域産品のブランド力向上やふるさと納税返礼品の充実につなげておられます。これにより、地域経済の活性化や返礼品の魅力向上、寄附額の維持・拡大といった効果が報告されております。

制度の主なメリットとしては、地域独自の新たな特産品やサービスの創出が期待できること、地域事業者の新規参入や事業拡大の促進、ふるさと納税返礼品の魅力向上による寄附額増加、地域経済の活性化などが挙げられます。

本市としましては、今後も他自治体の先進的な取組や成果を注視し、運用上の課題についても情報収集に努め、本市において、どういったことに活用できるのかを、まずは調査・研究してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。最後に、今後のふるさと宇土応援寄附金に関する数値的、戦略的な目標について伺いたします。例えば、寄附額増加目標、返礼品の拡充計画、寄附金の活用方針など、今後の具体的な方針があればお示しください。経済部長お願いします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

本市のふるさと宇土応援寄附金における今後の目標につきましては、まずは昨年度の寄附額を上回ることを目標とし、令和7年度の目標額を7億円と定めております。地元製品の魅力を積極的に発信するとともに、返礼品の充実やPR活動の工夫を重ね、寄附額の増加につなげていきたいと考えております。

また、個人のふるさと納税に加え、企業版ふるさと納税についても寄附金を募る事業や目的をより具体的にして、企業の皆様からの寄附の拡大にも関係部署間で連携して取り組んでまいります。企業との連携強化や新たな取組の推進などを通じて、地域の活性化及び持続可能なまちづくりの実現を目指してまいります。

今後とも、寄附者の皆様に応援したいと思っただけのような取組を進め、ふるさと宇土応援寄附金による地域経済の発展に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。ふるさと納税制度は単なる寄附金集めにとどまらず、地域産業の育成や都市と地域の関係構築のツールとしての可能性も大いに秘めています。大量の返礼品を配送する事業所がないという答弁もありましたけれども、産業がなければつくればいいんです。国の制度改革の影響による寄附額の減少があるという見解が示されましたが、全国的にはこの納税額というのは右肩上がり、昨年度は1兆円を超えたわけでございます。全国トップクラスの自治体は、その環境下でも踏ん張って寄附額を伸ばし、まちづくりを進めています。過去、私は都城そして泉佐野と、ふるさと納税の取組を視察させていただきましたけれども、どちらも危機感を抱いて、産業を活性化させて、寄附金を集めてまちづくりを行っています。先日、茨城県境町と茨城県守谷市の関東圏トップの自治体へ視察に向かいました。今、この表ですね、トップは都城ですね。そして3位に泉

佐野があるんですけども、これがトップ20のランキングでございます。このうちの境町のと守谷市に視察させていただきました。どちらも地元が目立った産業がなくて、境町は人口2万4千人、そして守谷市は人口6万8千人の市でございます。時間の関係で、境町の取組を少し簡単に説明させていただきます。境町は、2014年に町長が変わって、2014年途中からいろんな取組をされておりました。その中でも、境まちづくり公社という公社をつくって、そこにふるさと納税関連の仕事を任せると。実務として職員は2名ないし3名でやっているということでございました。その中で、まちづくり公社が1期目が2014年なんですけども、それからこの9年でこれぐらい成長していらっしゃるんですね。従業員3名からスタートしたのが、今は160名を超えているというところでございます。そしてふるさと納税の寄附額の伸び率も、このような状況でございます。令和5年度は99億3,800万円と、もう100億円届きそうな勢いでございます。それまでもすごく多いです。ちなみに守谷市も60数億ございまして、境町の次の目標が150億円とおっしゃっていて、守谷市は100億円とおっしゃっていました。先ほど宇土市は何億円とおっしゃっていましたか、7億ですよ。もちろん分かります、それまでの取組で、今の宇土市の産品でどうしても勝負しようとしているので、そのような金額となるんでしょうけれども、この境町、守谷市は、数年前からいろんな取組をして産業を新しくつくって、そして寄附額を伸ばして、そしてその原資、財源を使っているいろんなまちづくりをされているわけでございます。代表的なものがこちらでございます。とにかく、子育てどまんなかということで、子育てに特化したまちづくりをされていまして、簡単に申し上げると第3子以降の出産に関しましては50万円提供されたりとかですね、あと今も宇土市も英語検定を受ければその費用は無償とかありますけれども、先進的にこちらも取り組んでおられまして、そしてすごいのはホノルルとか短期留学も無料で行けるという制度もあったり、とにかくこの8年間で80ぐらいの新しい施設を造っていらっしゃるんですけども、その中でも、この25年間住み続けるだけで家と土地がもらえるという制度もありまして、移住者で子育て層に限定されているわけですけども、要するに耕作放棄地とか空いている土地を町が買い上げて、そしてこのふるさと納税の資金で建物を建てて、家賃として貸す。そして25年後、建てた分、土地の代金も町に入ってくるので、町の負担としてはゼロという考え方らしいです。建てれば建てるほど人気で、どんどんどんどん増えてきているということでございました。このような展開がこのふるさと納税の魅力、頑張れば頑張るほどこのようなまちづくりができるなというふうに感じた次第でございます。今後の宇土市の展開に期待しつつ、結果、7億円じゃなくて10億円、これまでの最高値を更新するような制度の更なる充実と活用をお願いいたしまして、この私の質問を終わります。

次に、ライドシェアの導入の可能性について質問を行います。まず初めに、本市における

高齢者や交通弱者の移動支援、そして公共交通の現状についてお伺いいたします。企画財政部長にお願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市では、スーパーなどの商業施設が市街地に集中して立地していることから、郊外にお住まいの高齢者などの交通弱者に対して、買い物や通院時の移動手段を確保するため、公共交通サービスを提供しております。

具体的には、市街地においてはコミュニティバス行長しゃん号を運行しており、また、網田地区及び長部田・小部田地区から市街地への移動手段としては、予約型乗合タクシーのり号を運行しております。その他の郊外からは、ミニバスのんなっせを運行しております。

ミニバスのんなっせは、定時、定路線で運行しており、現在、花園方面が2系統、轟方面が1系統、網津方面から緑川・走潟を通るルートで国道57号より北側のルートが1系統、同じく網津方面から緑川の国道57号より南側を通るルートが1系統の合計5系統を曜日で分けて運行しております。

なお、各地区からバス停新設等の要望があった場合は、利用促進に向けてルートの見直し等を行っており、今年4月からは、花園南部線の路線を松原町を通り馬之瀬町まで延伸しております。今後も可能な限り御要望に沿えるよう対応してまいります。

さらに、網津方面の2系統については、これまで終点を宇土駅西口としておりましたが、高齢者の買い物の利便性向上を図るため、今年4月から宇土シティまで延伸いたしました。この結果、宇土シティまで乗車される方、また、宇土シティから乗車して網津方面に帰られる方が増え、買い物支援につながっております。

予約型乗合タクシーのり号は、自宅から市街地の医療、商業、公共施設を結ぶ運行を行っております。

この予約型乗合タクシーは、導入から約3年半が経過し、利用される高齢者の方も増加傾向にあります。今後も引き続き、高齢者の負担軽減と利便性の向上を目指し、ニーズの把握や運行内容の見直し、改善を行いながら、円滑な移動を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） ありがとうございます。次に、本市で開催されるイベントや観光客への交通対応について伺います。本市には、御輿来海岸、長部田海床路そして住吉自然公園、轟水源など、魅力ある観光資源が存在しています。また、宇土マリーナやつつじヶ丘公園など、多くの人を呼び込むイベントも行われています。しかしながら、宇土駅や最寄りの駅からの観光地やイベント会場までの2次交通の確保は、十分とは言い難いのが現状です。タク

シーは予約が必要で、バスの本数も限られています。このような状況は、せっかくの観光資源を十分に生かしきれない一因となりえます。イベント開催時や観光客への移動支援について、現状の課題認識とこれまでの取組について、企画財政部長にお尋ねいたします。お願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市には、議員も御承知のとおり、長部田海床路、宇土マリーナ、御輿来海岸など、多くの魅力的な観光地がございます。こうした観光地に多くの観光客を誘致し、地域の活性化につなげるためには、公共交通の利便性向上が重要であると認識しております。

熊本市と天草市を結ぶ快速バスあまくさ号は、ジンベエ像の設置を機に、長部田バス停が停車地に加わり、熊本駅や熊本桜町バスターミナルから、直接、長部田海床路にアクセスできるようになりました。

しかしながら、その他の市内を運行しているJRや路線バス、タクシー、また先ほど答弁しました、コミュニティバス行長しゃん号やミニバスのんなっせ、予約型乗合タクシーのり号は、メインターゲットを地域住民としているため、議員御指摘のとおり、イベントや観光地へのアクセスという点で十分とは言えない状況でございます。

観光地への公共交通の定期的な運行やアクセスの更なる向上については、今後の大きな課題であると十分認識しておりますので、引き続き、利便性向上に向けた公共交通の在り方について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。続いて、ライドシェアという制度についてお尋ねいたします。本年4月から、国が制度化した日本版ライドシェアは、自家用車を活用して運転手付きで有償の運送を行う仕組みで、地域の公共サービスの補完として注目されています。一方で、タクシー業界や労働組合などからは、安全性や既存事業への影響などの懸念の声も出ているのも事実です。このように評価が分かれる中で、本市においてはライドシェアという仕組みをどのように捉えておられるのか、企画財政部長に御見解をお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

ライドシェアとは、地域交通の担い手不足又は移動の不足を解消するために進められている取組であり、制度として大きく二つに分けられます。

一つ目は、道路運送法第78条第2号の規定により自家用有償旅客運送で、通称、公

共ライドシェアと呼ばれるものでございます。

これは、主に自治体やNPO法人等の公共団体が主体となり、公共交通空白地や高齢化地域での移動手段の確保を目的として、住民や地域ボランティアが自家用車を活用して運行するものです。バスや乗合タクシーの代替として位置づけられ、利用者の移動ニーズに応じて運行され、料金は公共交通と同様に比較的安価に設定されるケースが多く見られます。現在は、省令により交通空白地有償運送及び福祉有償運送が認められております。

二つ目は、道路運送法第78条第3号の規定よりも自家用車活用事業で、通称、日本版ライドシェアと呼ばれるものでございます。

こちらは、タクシー事業者が主体となり、タクシー配車アプリデータ等を活用し、都市部でオーバーツーリズムなどの影響により、タクシーの需給が逼迫している地域又は時間帯など限定的な条件の下で、地域の自家用車や、一般ドライバーを活用して運用されます。一般タクシーの代替としての機能を有しており、例えば、都市部の深夜やイベント開催時、あるいはタクシー不足が著しい地方などが対象となります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。次に、ライドシェア導入に向けた体制整備についてお尋ねいたします。ライドシェア導入の可否を判断するに当たっては、住民の意見やそしてタクシー事業者との十分な調整が不可欠であると考えます。国は、自治体の判断による制度活用を前提としています。すなわち、自治体の本気で検討しない限り、導入は進まない制度であるということです。そのような前提に立ち、本市として住民や関係事業者との共同体の設置や事情の把握、理論の場づくりなど、制度導入に向けた体制づくりの計画があるのかどうか、企画財政部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

現在、ライドシェアの導入に向けた住民やタクシー業者を含めた協議体の設置等は特に行っておりませんが、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保及び自家用有償旅客運送の必要性等を協議するために設置された宇土市地域公共交通会議において、ライドシェアが話題に上がっており、この会議には、行政区長会連合会長等の住民代表や市内タクシー事業者も委員として参加していただいているところです。

宇土市地域公共交通会議につきましては、今月24日に今年度第1回の会議を開催することとなっております。この中で今後の課題としてライドシェアの活用について、協議をいただくこととしております。今後もこの会議の中で様々な御意見をいただきながら、ライドシェアの導入も見据えた地域公共交通の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 最後に市長にお尋ねいたします。公共交通空白地域や高齢化率が高い地域において、また観光においても移動支援は喫緊の課題です。ライドシェアの導入は必ずしも一気に市内全域で行う必要はありませんし、むしろモデル地区を設定し、実証実験として小さく始めて検証していくことが現実的と考えます。例えば、網田地区や網津地区や轟地区など観光要素のある地域をモデルに、市民や事業者と連携して社会実験からスタートしてみてもどうかと思います。本市の医療支援及び地域活性化の一環としてライドシェア導入に向けた社会実験の可能性を含めて、市長の所見をお伺いしたいと思います。市長お願いします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

現在本市においては、地域公共交通として行長しゃん号、のんなっせ、のりのり号をそれぞれ運行しておりますが、市民からの要望を取り入れながら、路線の変更やバス停の新設等を先ほども答弁があったと思いますが、これらを行って、少しでも市民の交通の便が良くなるようにということで取り組んでおります。

このうち、のんなっせとのりのり号については、市内のタクシー事業者に運行を委託しております。以前3社ありましたが、現在は2社になっております。全国的な傾向になりますけれども、タクシー事業者においては運転手の確保、また高齢化という問題を抱えておまして、実際、市内事業者におかれては、運転手の確保に大変苦勞されておられます。このため、現在の運行体制をいつまで維持できるかという問題も出てきているほどであります。市民生活にとって日常の貴重な移動手段である民間のタクシー事業者が自立するのが非常に難しくなってきていると、行政としてしっかりサポートしてあげないと継続できない時代になりつつあるということです。

このような通常のタクシー運行を含めた移動困難者の移動手段の確保については、予断を許さない状況であります。そのため、今できるこれらの課題を解決する手段の一つとして、のんなっせのドライバーとして地域おこし協力隊員を入れると、この募集をするということ。そしてまた、タクシードライバーに必要な普通第二種運転免許取得に係る費用を、個人負担ではなくて、これを負担するタクシー会社に対して、免許取得支援の補助金を交付するというような予算について、今定例会に提案をさせていただいているところでございます。

議員御提案のライドシェアの導入につきましても、非常にこれは私もタクシー事業者の方々と何度も話したことがあります。将来的にはこれは考えていく必要があるということだと思っておりますけれども、地域公共交通を維持しようと思えば、これは非常に有効な手

段になり得ると認識しております。先ほど企画財政部長が答弁いたしましたとおり、モデル地区における実証実験としての取組も含めまして、宇土市地域公共交通会議等において様々な御意見をいただきながら、今後検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 市長から前向きな御答弁をいただきまして、また本定例会においても地域公共交通を維持するための具体的な人材支援策が提案されていることに感謝を申し上げます。一方で、今後ますます進行する高齢化やタクシー業界における人手不足の状況を踏まえると、のんなっせやのりのり号だけでは、全ての市民の移動ニーズに応えきれない時代が確実にやってくるというふうにも考えます。そうした中で、住民同士の助け合いによる共助版ライドシェア、つまり地域の中で日常的に車を運転している人が、空き時間や空き座席を活用して近所の人を送迎するようなモデルは、本市のように温かみのある地域性を持つまちにおいて、非常に親和性が高いのではないかと感じています。これは、半年か1年ぐらい前に佐美三議員が提案したのと同じ、私も賛同する考えでございます。もちろん、安全性や運行管理の在り方など解決すべき課題はありますが、これらは実証実験という形で丁寧に検証を検討していくことで対応可能だと感じます。本市の地域公共交通の未来を守って、住み慣れたまちで暮らし続けることができる環境づくりのために、ライドシェアをはじめとする多様な移動手段の選択肢が今後も前向きに議論されることを強く期待して、最後の質問に移ります。

本市の労働力確保と就労の機会の創出についてです。初めに、本市における事業所の労働力の現状について伺います。少子高齢化の振興や都市部への人口流出などによって、地域の中小事業所を中心に人手不足が深刻化しているとの声も聞かれます。本市の事業所が直面している労働力の確保に関する実情について、本市としてどのような現状認識をお持ちか、経済部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

本市の事業所における労働力の現状につきましては、熊本労働局が公表している令和6年度の雇用失業情勢によりますと、有効求人倍率は全国で1.25倍、九州全体で1.18倍、熊本県で1.22倍となっております。これに対し、ハローワーク宇城管内の有効求人倍率は1.14倍といずれの水準よりも低く、比較的厳しい雇用環境となっております。

また、市が令和6年8月に実施しました第3期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定時のアンケート調査でも、「従業員が不足している。」と回答した企業が約5割に上るなど、多くの事業所で人手不足が課題となっております。

このほか本市独自で詳細な調査を行っているわけではございませんが、業種や雇用形態によつては人材確保が難しく、必要な人手を十分に確保できていない事業所があるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 続きまして、働く意欲がありながらも就業条件が合わず、働けていない市民の状況についてお尋ねいたします。子育てや介護など家庭の事情、あるいは自身の体調などにより、フルタイム勤務が難しい方も多くおられます。そうした方々の存在と就労に至らない現状について本市としてどのような認識をお持ちか、経済部長の見解をお願いいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

宇土市地域職業相談室に現状を確認したところ、条件に合わず就労できないという相談はほとんどなく、多くの方が条件を多少緩和しながら積極的に仕事探しをされているとのことでした。条件に強いこだわりを持つ方はごく一部であり、全体としては希望する条件で就労できないために働けていないという状況は、余り見受けられません。

しかしながら、子育てや介護、健康上の理由などから、フルタイムではなく短時間や柔軟な働き方を希望される方が一定数いらっしゃいます。雇用期間や就労時間をどのような理由で選ばれているかは分かりませんが、パート・アルバイトや非常勤などの働き方を選択されている方が一定割合いらっしゃることも、先ほど紹介しました総合戦略策定時のアンケートから確認できます。

一方で、そうした多様な働き方に対応した求人は十分とは言えず、希望する条件に合致した就労機会が限られているため、このような方々は就労につながりにくい状況にあると認識しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。次に、本市における労働力確保のためのこれまでの具体的な取組についてお尋ねいたします。市内事業所の雇用支援や就労希望者へのサポートなど、市がこれまで実施してきた事業の内容とその成果、課題について、経済部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

本市では、労働力確保に向けて、ハローワーク宇城と連携した宇城管内求人情報紙の庁舎

設置、熊本連携中枢都市圏によるくまもと都市圏合同就職説明会の開催、商工会と連携した創業者支援のほか、県が主催する高校生向け企業見学バスツアーへの協力などを実施しております。さらに、令和6年度に創設した奨学金返還支援補助金の活用推進や、企業誘致促進のための企業立地特別奨励金の拡充なども行っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。次に、短時間や単発での就労機会を提供するマッチングサービスとの連携についてお尋ねいたします。近年では、マッチボックスやタイミーといったスマートフォンアプリを活用した一日単位の就労マッチングサービスが広がっています。こうしたサービスを活用することで、就労制約のある方々の働く機会を広げ、同時に事業所の人手不足にも対応できる可能性があります。どのようなものかといいますと、ちょっと時間の都合ですね、この資料を後で皆さん御一読いただきたいのですが、とにかくこの自治体と協力して、この民間の会社がこのアプリを作っているんですけども、自治体と協力してこの就労支援の機会をつくるということでございます。一例として、このマッチボックスをここでこの資料を載せておりますけど、テレビとかでは、今タイミーがよくコマーシャルをやっております。このマッチボックスとタイミーの違いは、タイミーは雇用する側が選べないらしいんですけども、このマッチボックスは、雇用する側がどんな人かというのを選べるといった違いがあるということでございます。本市として、こうした外部サービスの連携についてどのように考えておられるか、経済部長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のように、ハローワークの就労支援は主にフルタイム就労が中心であり、短時間や単発就労を希望する方へのマッチング支援は十分とは言えません。近年は、子育てや介護など様々な事情により柔軟な働き方へのニーズが高まっており、タイミーやマッチボックスなど民間事業者による短時間・単発就労マッチングサービスが注目されています。

こうしたサービス導入のメリットとして、事業所にとっては、必要なときに必要な人材を確保でき、業務効率化や人手不足解消につながります。市民にとっては、子育てや介護などの事情に応じて、短時間や単発といった柔軟な働き方を選択できる機会が増えますし、自治体にとっては、雇用機会の拡大や雇用創出、住民満足度の向上、定住人口の増加など、地域活性化にも寄与する可能性があります。

実際、熊本県内でも天草市・上天草市・苓北町で構成される天草地域雇用創出協議会において、地元求人サービスあまくさマッチボックスが導入されています。このサービスでは、

一日単位、数時間から働くことをきっかけに、事業者と求職者の相互理解を深め、長期的な雇用につながる仕組みを提供しており、地域の雇用創造や人手不足の解消を目指しております。

また、南小国町では、日本郵便株式会社と連携し、郵便局を活用した業務委託型短時間ワークシェアリング事業しごとコンビニの実証事業が行われています。こちらは、事業者や地域の方などから仕事の依頼を受け、登録メンバーへつなぐ仕組みで、人口減少や少子高齢化による人材不足など地域課題の解決と地域活性化に向けて取り組まれています。

一方で、デメリットとしまして、導入に当たっては課題や懸念点もあります。事業者側が制度の趣旨や利用方法を十分に理解し、積極的に活用するための周知やサポートが必要です。また、短時間や単発の雇用が中心となるため、安定的な雇用や長期的な人材育成には必ずしも直結しない場合があります。さらに、システム導入・運用コストや個人情報管理、トラブル防止といった実務面での検討も不可欠です。

本市といたしましては、短時間・単発就労マッチングサービスは、多様な働き方の実現や潜在的労働力の活用、地域の雇用環境の充実に向けて有効な選択肢の一つであると認識しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。続いて、特定地域づくり事業協同組合制度についてお尋ねいたします。この制度は、地域内の複数の事業者が連携して、雇用の受け皿を共同で整えることで、持続可能な地域労働力の確保を図る仕組みとして注目されています。どのような仕組みかを簡単に資料を用いて申し上げますと、こちらは総務省のホームページにあるんですけれども、例えば、人件費400万円かかる労働者を6名雇うと合計2,400万円、そして事務局運営費、事務所だとか事務員、水光熱代、そのほかいろんな車のレンタルとかですね、そういうのを含めて600万円かかるとした場合、合計3,000万円どうしてもかかってしまいます。それを実は、国・県・市から補助を受けて、そして組合員、利用者から利用料金をもらうと、そうすることで、このような感じで市町村負担が8分の1で済むということでございます。利用者としてもこの1,500万円÷6ですから、一人当たり250万円で400万円分の労働力を得ることができるという仕組みでございます。このような本制度についてですね、市としての理解や活用の可能性の認識について、企画財政部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口減少や高齢化が進行する地域において、安定的

な雇用機会の創出や多様な人材の確保を図るために、創設された総務省所管の制度でございます。

本制度によりまして、例えば、農業や漁業、運送業、食品加工業など様々な業種の事業者が複数集まり、協同組合を組織して、共同で人材を雇用したり、派遣することで、季節的な繁忙や各事業所の人手不足に柔軟に対応できることが期待されております。

この制度を活用する場合、事業協同組合は県知事に申請し、認定を受ける必要があります。また、組合の運営費については、国及び市がそれぞれ4分の1ずつ財政支援を行っております。先ほどの議員の説明のとおりですね、市負担分のうち半分、つまり全体の8分の1は特別交付税の対象となっております。

協同組合がこの制度を申請する際は、派遣職員や派遣先とのコーディネーターとなる事務局職員を確保する必要があるなど、取り組むためにはハードルの高い制度ではございますが、この制度自体は、地域の持続的な発展や産業振興、人口減少対策の一助となるものと感じております。

認定を行う県においては、この制度活用の推進を行うため、熊本県特定地域づくり事業協同組合制度支援員を設置しておりますので、今後、事業者から本市に制度活用の相談があった場合には、まずはこの支援員につなぐなどの対応を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。網田のことだけ、今、例を取り上げるとするとですね、農業者も漁業者も本当にどんなに頑張ろうと思っても、やっぱり人手不足とおっしゃるんですね。以前は、海苔でいうと種付けとかですね、いろんな海に入っている作業が夏ぐらいから始まるんですけども、やっぱり人が欲しいということで、数年前からいろいろ学生とか、そういった人たちに紹介をさせていただきましたけれども、結局、学生も少なくなってきたりとかするので、今は外国人労働者に頼らざるを得なくて、今も空き家対策とかもやっていますけれども、結局その空き家の活用も、最近外国人が住むための寮としての購入とか、そういうのも増えてきているようなのが現状でございます。もちろん不足していれば、外国人労働者にお願いをするということも、もうルール上整備されておりますし仕方ないことなんですけど、できれば働きたいと思う日本人でやりたいじゃないですか。その日本人を雇うための仕組みが、特に過疎地域においては、この派遣会社といいますか、地域づくり協同組合という制度がございますので、これを県の事業だからとは言わずに、やはり市でも積極的にこれを応援してほしいなというふうに思うわけでございます。

最後に、市長にお尋ねいたします。地域の労働力不足という課題に対して、同時に市民一人一人が活力を持って暮らせるまちを実現するためには、市単独での取組にとどまらず、民

間や国の支援制度も積極的に活用しながら、事業所の底上げや雇用機会の拡大を図っていくことが重要と考えております。少しでもマッチングに成功していけば、ふるさと宇土応援寄附金の質問でもあった課題である事業所の底上げに結びついて、結果、納税額は増えるのではないのでしょうか。もちろんそれは、結果、市の活力となります。今後の本市の方向性として民間との連携や国の支援制度の活用を通じ、積極的に労働力を確保していくべきだと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

宇土市においても今後も人口減少が続くと推計されており、地域経済の持続的な発展や市民活力の向上のために、保育や医療、介護、農業、漁業などのあらゆる産業分野で、労働力の確保が重要な課題であると認識しております。こうした状況を踏まえ、奨学金返還支援補助金や創業支援補助金、企業立地特別奨励金の拡充など、若者の就労と定住を意識した施策のほか、高齢者や障がい者の就労支援にも取り組んでいるところです。

また、多くの事業者で人材の確保や定着が課題となっている中、女性や若者が安心して長く働ける環境づくりが不可欠であり、事業者自身による働きやすい職場環境の整備や柔軟な働き方への対応といった協力も非常に重要であると認識しております。商工会等と連携して、事業者の業務DX化やワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の推進を支援してまいりたいと考えております。

熊本労働局の有効求人倍率や市独自のアンケート調査からも、多くの事業所で依然として人手不足が深刻な課題となっており、一方で子育てや介護など様々な事情から、フルタイム以外の多様な働き方を希望される市民も一定数おられると認識しております。

議員御提案の民間マッチングサービスや国の特定地域づくり事業協同組合制度の活用は、短時間や単発といった柔軟な働き方の実現や多様な人材の活用、地域の雇用機会の拡大に資する有効な手段の一つだと考えられます。とはいえ、このような事業に関してはいろいろな課題が存在するのも事実でございます。今後は、こうした制度やサービスの情報収集、市内事業者や市民のニーズ把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関や民間サービスとも連携しながら、適切に対応していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 市長からは、労働力不足への認識と多様な人材活用に向けた現行施策、更には民間サービスや国の制度の活用、可能性について前向きな御答弁をいただいたというふうに思っております。ちょっと紹介が漏れました。資料をちょっと出したいと思えます。ホームページを見ればたくさんいい事例が載っているんですけども、この地域づくり

協同組合の制度を使ったものでございます。このマルチワークのイメージ、このマルチワークというのが一番のいいところなんです。この隊員Aという方がですね、例えば不足しているこのスーパーのレジ打ちをしたりとか、その繁忙期が終わったら、次はこの宿泊業とかですね、農業、漁業と、そういった雇用ができるということでございます。労働者としては安定的に月25万円とか30万円とかの給与が入ってくるということでございます。この労働力が欲しい人たちで組合をつくるということでございますので、これが結果、地域の底上げになっているという事例でございますので、後で皆さん御一読ください。市民や事業者のニーズをですね、丁寧にすくい上げながら、実証的な導入や連携が進められることを期待して、引き続きこのような活動を議員としても後押ししていきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。御清聴いただきありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩をいたします。11時25分から会議を開きます。よろしくお祈いします。今日は3人続けて、ちょっと諸事情があるので、昼休みも続けていきますので、御協力よろしくお祈いいたします。

-----○-----

午前11時16分休憩

午前11時25分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行します。

12番、榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） 皆さん、こんにちは。議員の榎崎でございます。本日は、一般質問の機会をいただき感謝申し上げます。今回は、地域防災計画における避難体制と避難所整備について伺います。執行部におきましては、簡潔明瞭な答弁をどうかよろしくお願いいたします。それでは、質問席に移らせていただきます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） まず、議長より発言の機会をいただき、ありがとうございます。

初めに、地域防災計画における避難体制のうち、南海トラフ地震を想定をした広域避難体制について、4点に分けて質問させていただきます。近い将来、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震であります。九州太平洋沿岸地域で津波による甚大な被害が予測されております。宇土市は内陸に位置しているため、被災地域からの避難者を受け入れる側になる可能性が高いと考えます。

そこでお尋ねします。南海トラフ地震等を想定した際、宇土市として県外自治体との避難者の受け入れ・送り出しに関する協定の有無や現時点での検討状況について御説明いただきま

すでしょうか。総務部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

南海トラフ地震に備えた受入態勢につきましては、平成26年1月に熊本県が策定しております九州を支える広域防災拠点構想で、九州の中央に位置するという地理的優位性などを生かした支援体制の強化を図り、九州各県からの避難者の受入態勢の整備で取組方針が示されております。

また、九州地方知事会で、東日本大震災の経験を踏まえ、平成23年10月に九州・山口9県被災地支援対策本部を常設するとともに、支援に当たっては、被災自治体ごとに支援担当県を割り振るカウンターパート方式を基本とする九州・山口9県災害時応援協定も締結されております。

このような状況の中で熊本県では、令和4年度に大分県、宮崎県からの一時的な緊急避難のシミュレーションを実施しており、県内で津波浸水の被害を受けない5市町村を候補とし、令和5、6年度で広域応援訓練が実施されている状況です。

本市では、現時点におきましては、県外自治体との間で避難受入れや送り出しに関する具体的な検討は行っておりませんが、今後、県や関係自治体の動向等を注視しながら、必要に応じて計画の見直し等を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 檜崎政治君

○12番（檜崎政治君） ありがとうございます。先ほどの答弁では、県の枠組みに基づいた広域避難体制の説明がありました。宇土市としての具体的な受入人数や被害想定、施設の検討状況については言及はなかったわけでございます。宇土市が被災地支援の受入側となる場合に備え、どの程度の避難者を想定しているのか。また受入先の施設の確保やその活用方法等、現時点の検討状況について総務部長にお伺いします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

南海トラフ地震では熊本県においても津波浸水被害が想定されており、本市においても同様でございます。

そのため、被災地支援の受入れについては、先ほど答弁しましたとおり、県内で津波浸水の被害を受けない5市町村で広域応援訓練が実施されている状況であり、具体的検討は行っておりません。

今後、県や関係自治体の動向等を注視しながら、併せて、災害時における相互応援に関する協定書を締結している市とも情報交換を行いながら、必要に応じて計画の見直し等を行っ

てまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。答弁では、熊本県における広域避難体制の中で、宇土市が具体的な受入想定や施設の検討には至っていないというのが現状で明らかになっております。確かに県の枠組みや広域応援訓練の進捗を踏まえた上での対応は理解できますが、宇土市が受入れの対象外であることとあって、将来も常にその立場に留まるとは限りません。むしろ今後想定外の状況、例えば、広域で被災地が拡大し、他自治体で対応が難しくなった場合など、宇土市が支援拠点として緊急機能を求められることも考えられます。そのような事態に備え、受入人数の目安や想定避難所施設のリストアップなど、基本的なシナリオを事前に準備しておくことが不可欠ではないでしょうか。また、災害時における相互応援協定を締結していると。他市の情報共有は非常に有効であり、今後の計画を見直すベースになるはずで。今後は、協定都市と実務連携強化の受入れや可能な施設の環境整備、避難者支援のシミュレーションなど、一歩踏み込んだ準備を進めていただきたいと強く期待しております。熊本県との連携と宇土市独自の避難計画について、ちょっと伺います。南海トラフ地震のような広域災害に備えるには、自治体間の連携と独自の備えの両面が重要でございます。熊本県との連携に基づく広域避難体制の整備状況、また宇土市独自避難シナリオ策定の状況について伺います。総務部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

熊本県との連携につきましては、災害対策基本法や熊本県地域防災計画に基づき、必要な連絡体制や情報共有の構築を行っております。また、広域災害発生時には、県の指示・調整のもとで避難者の受入れ等を行うこととなっておりますが、避難所の運営や受入態勢の具体的な手順等につきましては、現時点で詳細なマニュアルや独自の基準は整備していない状況でございます。

熊本県との連携に基づく広域避難体制の整備状況としましては、今後、県で検討される計画をベースとして、宇土市地域防災計画の見直しを行いたいと考えているところです。

一方、本市の独自の避難計画につきましては、宇土市地域防災計画に基づき、災害発生時の対応を定めておりますが、南海トラフ地震等の大規模広域災害に特化した独自の避難シナリオは、現段階では策定しておりません。

今後、想定される災害規模や国や県の方針、他市町村の動向等を踏まえ、必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。こうした連鎖的な攻撃的な災害においては、国や県からの支援も届きにくくなるはずです。そのときに頼れるのは、まさに自助・共助ではないでしょうか。そして、市が事前に準備した独自の避難シナリオであります。

そこで伺います。この独自の避難シナリオについて、策定に向けたスケジュールはどのように考えておられるのか。危機管理課を中心に関係部署や住民の連携体制はどのように構築されているのか。住民の意見を反映する機会として、意見交換やアンケートなどの実施の予定はありますか。総務部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

南海トラフ地震による本市の被害想定については、最大想定震度5強、また、熊本県津波浸水想定における津波到達時間の調査結果による津波の高さは4.5メートルとなっており、単独の災害としては、現在の防災計画に基づいて対応できるという認識を持っております。

しかしながら、広域で被害が発生し、他からの応援がない場合、どう対応するかというところは、やはり想定しておく必要があると考えております。

策定に向けたスケジュールについては、今後、国から示されます最新の南海トラフ巨大地震の防災対策推進基本計画、また県や他自治体の先進事例等を調査・研究し、課題の整理を行ってまいります。

また、所管部署の方針につきましては、危機管理課が中心となり、関係各課や熊本県、消防、警察、更には関係機関と連携しながら検討を進めてまいります。併せて、宇土市防災会議や必要に応じた関係機関との連絡会議等の場において、専門的な意見や地域住民の御意見も伺いながら議論を深めてまいります。

引き続き、市民の皆様の安心・安全の確保に向けて、実効性のある避難体制の整備に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。宇土市として独自の避難シナリオを持つことは、最悪を想定した最善の備えであるとは私は考えています。市民の命を守るには想定に頼るのではなく、想定を超えて備える視点が重要ではないでしょうか。ただいまの御答弁では、宇土市における南海トラフ地震の被害想定は震度5強、津波は0.45メートルとされ、現行の防災計画でも対応できるとのお話でした。しかし私は、この想定だけでは十分とは言えないのではないかと考えております。例えば、南海トラフ地震が発生した場合、直接の被害

でなく、その影響によって宇土市に隣接する、例えば日奈久断層が融和され、大規模な地震が連動して発生する可能性も否定できません。そうなれば、宇土市が震度7クラスの揺れに見舞われる事態も現実味を帯びてまいります。震度5強だから大丈夫ではなく、震度7が来たらどう動くのかまで描くことが、これからの防災計画に求められているのではないのでしょうか。今後、策定のスケジュール、所管課の検討の場、そして地域住民との意見交換の機会を含めて、実効性のある避難シナリオの策定に向けた道筋を明確に示していただければと思うわけでございます。よろしく願いいたします。

宇土市独自の避難シナリオについては、検討の必要性を認識し、国や県の動向を見ながら進めていくということでした。その姿勢は評価いたしますが、できるだけ早期に策定を目指すという表現では、市民も議会も進捗を確認しづらいと感じます。年度内の目標なのか、中期的な計画なのか、少しでも工程表が示されることで、市民の理解や協力も得やすくなるのではないのでしょうか。また、住民参加の機会や関係機関との協議の場を丁寧に設けていただいて、防災計画への信頼性も大きく高まると考えております。引き続き、行政と議会、地域住民と一体となって、備え合うまちづくりを進めてまいりたいと思っております。以上が、南海トラフ地震を想定した広域連合体制についての質問でございました。

続きまして、避難行動要支援者名簿の整備状況と個別避難計画についてお尋ねしたいと思います。近年の災害では、高齢者や障がいのある方など、避難行動要支援者への対応が非常に重要視されております。そこで、宇土市における避難行動要支援者名簿の整備状況と個別避難計画の策定率、そして実効性についてお伺いいたします。健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、本市における避難行動要支援者名簿の整備状況についてお答えをいたします。

本市におきましては、高齢者や障がい者など、自ら避難することが難しい方について、氏名、住所、生年月日、緊急連絡先、避難支援を要する事由などの情報を、避難行動要支援者名簿の管理システムである避難行動要支援者ネットワーク台帳に登録をしております。

なお、避難行動要支援者名簿は、主に在宅で避難に支援が必要な方を対象としておりますので、施設入所者は、原則として施設での避難支援が受けられるため、名簿の対象外とされております。

本市では、この避難行動要支援者名簿への登録を希望された方が、令和7年6月5日現在で667名となっております。

次に、個別避難計画の策定率、実効性についてお答えをします。

個別避難計画につきましては、避難行動要支援者名簿に登録されている一人一人の状況に

応じて、避難支援協力者の情報やどこの避難所に行くのか、自宅から避難所までの避難経路等を記載して策定しております。本市におきましては、避難行動要支援者名簿に登録されている全ての方について個別避難計画を策定しており、策定率は100%となっております。

また、避難行動要支援者名簿につきましては、要支援者の同意のもと、行政区長、民生委員・児童委員、宇城広域消防本部及び宇城警察署に配布し、災害時に備え情報共有を図っております。さらに、毎年開催している宇土市総合防災訓練において、この名簿等を活用した安否確認訓練を行い、その実効性を確認しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。答弁では、名簿の整備や個別避難計画の策定率が100%であること、この安否確認訓練が行われたことが示されました。しかし、実地避難訓練行動が計画どおりに行えるかを確認する訓練は、実施されていないというふうに思ってもいいかと思います。

そこでお尋ねいたします。支援者と要支援者が実際に避難行動を取れるかどうかの実施訓練の必要性についてどのようにお考えか。また訓練による課題把握やその後の改善策について、具体的な事例や取組があれば教えてください。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えします。

本市が実施している安否確認訓練では、行政区長や民生委員・児童委員等の協力により、避難行動要支援者の御自宅を訪問し、声かけによる安否確認を行っておりますが、避難訓練までは実施しておりません。

安否確認訓練では、要支援者の体調や避難支援協力者の有無、避難方法等を聞き取り、避難場所や避難手段を再確認するとともに、避難行動要支援者の現在の状況について、行政区長や民生委員・児童委員等と情報共有を図っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。計画を立てることは大切です。災害時に実際に使えるかどうかは何よりも重要でございます。今後は実地訓練の導入なども通して、実効性のある備えを市民の皆様とともに構築していただければと考えております。そこで、私から検討課題を少し述べさせていただきます。一つ、実地訓練の実施体制や難度に関する基準の整備、一つ、要支援者の状態変化に対応する柔軟な計画更新の仕組み、一つ、支援者の負担軽減策や育成支援、一つ、要支援者と支援者のマッチングの制度の確立、一つ、平常時から訓練参加促進、インセンティブ制度など、是非こういう部分を検討課題に挙げて

進んでいただければと思います。

それでは、次にお尋ねいたします。避難行動要支援者の避難支援には、行政のみにかかわらず、民生委員や地域住民との協力が不可欠でございます。宇土市における民生委員や児童委員、行政区長との連携体制の現状と、今後の改善に向けた市の取組について御説明ください。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

本市における避難行動要支援者の個別避難計画については、毎年1月から3月にかけて、民生委員・児童委員の協力を得て情報の更新を行っており、更新後、先ほど答弁しましたとおり、行政区長、民生委員・児童委員、宇城広域消防本部及び宇城警察署に名簿を配布し、情報を共有しております。また、この情報は、平常時における民生委員・児童委員や行政区長が行う見守り活動にも活用されております。

今後は、要支援者の避難支援に関わる避難支援協力者の更なる確保に努めるとともに、年に1回実施している安否確認訓練の結果を踏まえ、安否確認の方法や支援体制について情報や課題を共有し、災害時に円滑に連携できる体制を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。御答弁では、名簿の更新や平時の見守り活動、安否確認訓練の結果に基づいた対応が紹介されました。協力者の地域的偏在や確保策、具体的な取組については触れておられませんでした。そこで、以下の点についてお伺いします。協力者不足が特に顕著な地域の把握状況について、地域全体で避難支援に取り組むための説明や勉強会などの実施予定、自主防災組織や危機管理などの連携による体制強化の今後の方針について伺いたいと思います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

現在の避難支援協力者の不足に係る地域分布や、特に支援が得にくい地域の傾向等についての分析は行っておりません。家族が近くにいない方でも、御近所との交流があれば、地域の方が避難支援協力者になれる場合もありますが、確保が難しいケースも多く見受けられます。

今後は、個別に避難支援協力者を確保することが難しい現状を踏まえ、地区の防災訓練等の機会を活用し、自主防災組織に避難支援の重要性を伝えていくことで、地域全体で組織的に協力をしていただけるよう働き掛けていく必要があると考えております。危機管理課と連携し、自主防災組織の更なる機能強化を図り、民生委員・児童委員等の協力も得ながら、地

域全体で支え合う体制づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。支援を必要とする方々を守るためには、誰が誰を支援するか、どういう役割分担や地域の中で明確になっていることが不可欠でございます。また、顔の見える関係づくりや共に助け合う地域の絆が、非常に対応力につながってまいります。今後も市と地域と連携して支え合いの仕組みを築いていただけるよう、提案を続けてまいります。ここでも、私が検討課題と思っていることを幾つか申し上げます。一つ、協力者不足の地域分散の見える化と対応戦略の策定、一つ、地域ごとの支援力を高めるための研修・意識啓発の体系化、一つ、協力者の育成・確保に向けた報酬・感謝制度の検討、一つ、学校や地域コミュニティの連携強化における支援者の多層化、一つ、デジタル活用における協力者募集の管理の効率化。是非ですね、検討課題に挙げていただければと思っております。

それでは、指定避難所の機能強化について伺いたいと思います。災害時における全ての市民が安全に確保できる環境を整えるために、特に福祉避難所の役割は極めて重要でございます。そこでお尋ねいたします。宇土市における福祉避難所の指定状況、実際の運営体制、そして現時点での課題について御説明ください。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、本市における福祉避難所の指定状況についてですが、現在、宇土市保健センター、あさひコート、ケアコートうと本町、照古苑、照古苑ひまわりホーム、景雅苑の6施設を福祉避難所として指定しております。

なお、宇土市保健センター以外の福祉避難所につきましては、各事業所と宇土市災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結し、指定福祉避難所として確保しております。

次に、福祉避難所の運営体制につきましては、宇土市地域防災計画及び福祉避難所開設・運営マニュアルに基づき開設・運営しております。

宇土市保健センターを開設する場合は、保健師を含む2名が従事することを基本としており、要支援者の介護者がいる場合に利用することができます。

また、他の施設につきましては、大規模災害時や避難指示等が発令され、必要性が認められる場合には、事業所と避難可能人数等を調整の上、開設することとしております。

最後に、現時点での課題についてですが、福祉避難所は、どのような状態の人が、どのくらいの人数避難してくるのか予測が難しく、保健師等の専門職の人員の確保や物資の確保が

課題と考えております。また、協定を締結している施設につきましては、通常の施設利用者によるショートステイ等で受入れが難しい状況になることが想定されます。さらに、障がい者の特性に応じた施設の確保も課題であることから、今後も民間の施設との協定締結を推進していく必要があると考えております。

引き続き、平常時から関係施設と連携し、災害への備えを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。御答弁では、宇土市では6施設が福祉避難所として指定されており、運営マニュアルの整備や協定の締結により、一定の体制が構築されていることは確認できました。また、保健師等の配置や災害時の対応方針についても一定の基準があることは評価いたしました。しかし一方で、実際の災害時にどのような人が何人、いつ来るのか不透明な中で、人的資源や物質確保に課題があるという現実も明らかになりました。特に、ショートステイなどで通常運用される施設との調整は、災害時に大きな障害になりえます。

そこで、質問です。どの地域や種別の施設と優先的に協定を結ぶのか、また現在の交渉状況や今後の目標について御説明ください。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

現在、民間施設との福祉避難所の設置・運営に関する協定は、先ほど答弁しましたとおり5施設と締結しており、その施設は高齢者施設と介護施設となっております。

この協定を締結している5施設に対し、受入可能な障がいの種別を聞き取りした結果、身体障がい者のみ受入可能であり、精神障がい者や知的障がい者など、その他の障がいがある方は受入れができない状況でございます。

そのため、精神障がい者や知的障がい者の方も災害時に受入れができる民間の施設との協定締結に向け、今後、協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。障がいのある方が避難所で安心して過ごせるようにすることは、地域全体の防災力を計る指標でもあります。今後、全ての要配慮者の対応をした福祉避難所の多様化と機能強化に向け、計画的かつ積極的に取組を求めてまいります。ここでもちょっと検討課題を申し上げます。精神的・知的障がい者の受入施設の協定推進、福祉避難所の種別対応の網羅性と向上、支援職員の派遣・確保に向けた仕組みの構築、協定施設との日常の訓練の調整会議の実施、利用者視点に立った避難所設営のマニュアルの

整備、是非よろしくお願ひいたします。

福祉避難所は安心・安全を提供するだけでなく、尊厳ある避難生活を支える場でもあります。保健センターなど市の指定施設等を中心に、バリアフリー環境、職員体制や気候対応について、どのように整備が行われているのかを御説明ください。健康福祉部長お願ひいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

現在、市の施設で福祉避難所として指定しております保健センターについての答弁となります。

保健センターにつきましては、玄関入り口のスロープをはじめ、車椅子でも使用可能な身体障がい者用トイレ、エレベーターなど、バリアフリーに対応した施設となっております。

また、夜間、悪天候時にも対応ができるよう、停電に備え、発電機等を配備しております。なお、夜間や悪天候時の避難は危険が伴いますので、福祉避難所に避難する方に限らず、早めの避難、明るいうちに避難することを、市民の皆様に対し、引き続き周知してまいります。

次に、職員配置につきましては、通常2名の職員を配置しますが、そのうち1名は、支援が必要な避難者への対応や施設設備の操作ができる健康づくり課の保健師の職員が従事することとしており、円滑な運営ができるよう配慮しているところです。

次に、熱中症や寒さ対策に関しましては、当該施設はエアコン及び全館空調を完備しております。また、先ほど答弁しましたとおり、停電時に備え発電機等を配備しております。

なお、保健センター以外の協定を締結している各事業所の福祉避難所につきましても、災害用備蓄倉庫を完備し、発電機やポータブルトイレ、簡易ベッド等を備蓄しております。

今後も、災害時に支援が必要な避難者が、安心して過ごせるよう福祉避難所の機能強化と環境改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。実は、私は議員としての活動と並行して介護福祉士で働いております。熊本地震の際、私が勤務していた施設には、夜間通常8名程度の入所者で、あの地震の直後には、地域から要介護認定を受けた30名近い方が一斉に避難をして来られました。その夜のことで、今でも鮮明に覚えております。限られたベッドで、足らず、ほとんどの方が床に布団を敷いて過ごされました。夜勤の職員は限られており、頻繁なトイレ介助に追われ、私自身も腰を痛めた経験があります。また、備蓄されていた段ボールベッドは滑りやすく、転倒の危険性もあり、こうした現場の課題を身をもって体験いた

しました。備えるということは施設の確保だけではなく、その中でどう支援するかまで含めて、初めて本当の備えということではないでしょうか。特に災害時の施設に避難して来る方々の中には、あらかじめその施設と契約をしていないケースも多くあります。そうした状況において、介護や夜間支援が必要な方への支援を施設の職員だけに任せるのは現実的ではありません。そこで、提案したいのが、市としてトイレ介助や夜間支援などを伴う介護職の派遣、応援体制を整える仕組みづくりでございます。市内の介護福祉士の有資格者や経験者を事前に登録しておき、災害時に福祉避難所へ速やかに派遣できるよう、福祉支援応援登録制度などのようなものが検討できないのか。是非ここはですね、今日でなくて構いませんので、意見を聞きたいと思っております。また、ダンボールベッドに代わる安全性の高い簡易ベッドの導入、そして福祉避難所で働く職員の負担軽減のための支援制度の充実など、今後は、現場の事情に即した備えの充実も強く要望していきたいと思っております。福祉避難所はあることではなく、機能することが大切でございます。そして避難する場所は安心して過ごせる場所へ、整備支援体制の両面から実効性のある避難所環境の整備に取り組んでいただけるよう、引き続き提案と協力を続けてまいります。どうかよろしくお願い申し上げます。以上が、地域防災計画における避難体制と避難所整備について質問をいたしました。

引き続き、宇土市防災力強化と誰一人取り残さない避難体制の現実に向けた取組についてお伺いしたいと思います。避難所の配置基準と地域のバランスの見直しについて、まずお尋ねいたします。避難所配置は防災対策における基本であり、その公平性が問われます。宇土市地域防災計画における指定避難所の配置基準と、見直しの必要性についてお伺いします。総務部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

昨年6月の市議会定例会で樫崎議員の一般質問に対しての答弁内容と重複いたしますが、指定避難所の基準につきましては、災害対策基本法施行令第20条の6の各号に規定されております。

基準の内容につきましては、まず、避難のための立ち退きを行った居住者等又は被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。二つ目に、速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。三つ目に、想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。四つ目に、車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。最後に、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保。また要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備。さらに、その他の要配慮者の良好な生活

環境の確保に資する事項について、内閣府令で定める基準に適合するものであることとなっております。

次に、本市の地域防災計画に掲載している風水害における各地区の指定避難所における施設数、収容人員、また、特に避難される方が多い65歳以上の高齢者の人員及び高齢者に対する収容率を比較しております。

その結果、宇土地区と走潟地区以外の5地区は、指定避難所に収容できる人員が高齢者数を下回っており、特に花園地区における収容率が、他の地区と比べても非常に低いことから、指定避難所数が不足していると感じているところです。

以上のことから、内閣府令で定める基準に適合する施設等の追加に関する調査を進めていかなければいけないと考えているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。答弁では、今回の宇土市における避難所指定の基準が災害対策基本法施行令及び内閣府令に基づいて明確に定められていることを理解いたしました。また、高齢者人口に対する収容率という視点から、地域ごとの避難所の受け入れに差があるという数値が明らかになった点は、非常に重要な情報であったかと思えます。中でも、花園地区における収容率の低さは明確な課題であり、地域における避難の機会の不平等を生んでいる現実を示していると感じています。災害は、平等には起きませんが、備えは平等であるべきです。避難所の不足は、災害時における生命のリスクとも直結いたします。この点を踏まえ、以下の点について確認いたします。市として、地区別避難所の適正数、収容率の目標を明示しているのか。今後の整備スケジュールの進捗管理体制について、民間施設の追加指定に当たって選定基準の交渉状況について伺いたいと思います。総務部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、避難所配置の公平性は防災対策の基本であり、地域ごとの格差是正は重要な課題と認識しております。

本市における指定避難所の基準につきましては、災害対策基本法施行令第20条の6及び内閣府令に基づき、適切な規模・構造、被災者の受入態勢、立地条件、要配慮者への対応など、多岐にわたる要件を満たす施設を指定しております。

しかしながら、現状では、各地区の避難所の収容力にばらつきが見られ、特に花園地区においては、収容率が他地区に比べて低い状況でございます。

この課題を踏まえ、市としましては、各地区に高齢者人口に対する避難所収容率80%以

上を目標値の一つとして設定し、今後は、既存の民間施設の追加指定を含め、活用拡大を進めてまいります。

なお、現時点における地区別の収容率は、宇土地区130%、走潟地区100%である一方、花園地区では22%にとどまっております。今後、2027年度までに全地区で目標値を達成できるよう、毎年度見直しと進捗管理を行い、実現可能な整備計画を策定してまいります。

今後も、避難所の数値的な配置目標を明確にし、計画的かつ段階的に地域格差の是正を図ってまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。災害は公平には起きません。しかし、備えは公平でなければなりません。地域によって避難できる人、できない人が生まれるような状況であってはなりません。今後、避難所の収容率や配置状況を数値で見える化し、計画的に是正していく仕組みづくりが必要かと思えます。ここでも検討課題を申し上げます。地域別の収容率の定期的なモニタリング体制の構築、施設拡充が難しい地域における代替策、これは分散避難、又は集中避難スペース等の検討でございます。避難所環境の資質向上、これはバリアフリー、要配慮者に対応ということでございます。

それでは、最後の質問になります。花園地区における避難所偏在とその対応策についてお尋ねいたします。花園地区では、これまで東側に避難所が集中しており、西側住民からは距離や安全面で不安の声が挙がっておりました。このような地域バランスの課題に対し具体的な取組として、松山町の上松山コミュニティセンターを第3次指定避難所として追加されたと伺っております。そこで、次の点についてお伺いいたします。今回指定に至るまでの検討と経緯の評価内容、他の未カバー地域での候補地調査の進捗状況、地元自治体や住民への合意形成の在り方について、総務部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

避難所を指定するに当たっては、指定緊急避難場所の指定に関する手引きを参考に、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを、毎年5月に開催します宇土市防災会議にお諮りをしまして、承認を得て指定するという形になっております。

またこれまで、花園地区の風水害時における指定避難所は、第1次指定避難所として、花園コミュニティセンター、第2次指定避難所として、花園小学校体育館、第3次指定避難所

として、宇土市スポーツセンター及び花っ子学童クラブを指定しており、いずれも市の公共施設を指定している状況でございました。

このような状況の中、議員から御提案いただきました松山町の上松山コミュニティセンターについて、令和6年度に上松山区御協力のもと、指定避難所としての基準を満たす施設であるとの確認を終え、風水害時の第3次指定避難所として指定させていただくことができました。

さらに、公共施設ではなく民間施設であることから、上松山区と避難所使用に関する申合せ事項確認書を締結させていただきましたので、確認書を基に上松山区と十分協議しながら、今後使用させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。何回も言いますが、避難所はあることではなく、使えることが重要でございます。自宅から遠い避難所、利用に不安のある避難所では、災害時に住民は動きません。だからこそ住民の声を丁寧に拾い上げていただいて、地域の実情に合った配置が必要でございます。今回の上松山区では、指定は市民と行政の協働による成果の一つだと受け止めております。この件についても、ちょっと検討課題を申し上げます。公共施設に限らず、活用可能な民間施設の継続調査、各地区での協定締結のプロセスの基準化の迅速化、高齢化と人口の減少を見据えた避難所配置の中長期のビジョンの策定、是非、今後もここを検討していただければと思います。

本日は、避難行動要支援者への支援体制、そして福祉避難所への機能強化、避難所の地域格差是正など、多角的に避難体制の現状と課題を確認させていただきました。防災計画は単なる計画であっては意味がありません。いざというときに本当に動けるか、その視点で行政と地域、市民が一体となって検証と改善を繰り返すことが必要でございます。今後も誰一人取り残さない避難体制の現状に向けて、提案と協力を重ねてまいります。引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

12時25分から会議を再開します。よろしく申し上げます。

-----○-----

午後0時20分休憩

午後0時24分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

14番、中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 皆さん、こんにちは。中口です。本定例会におきまして、質問の機会をいただきまして感謝申し上げます。質問は、宇土地区の再開発、それと高月邸、轟泉水道につきまして質問いたします。質問席から質問いたします。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） ちょっと疲労と空腹でモチベーションが下がりましたけれども、気合を入れ直して質問をいたしますので、執行部のほうも気合を入れた答弁をよろしくお願いいたします。

一つが、宇土地区の再開発について質問をいたします。宇土地区の活性化、宇土市の発展、これにつきましては、土地の効果的な利活用対策が必要でありますけれども、これまで何度か質問をしてみました。今後とも関係部署の努力を期待しているところであり、またいろんな面から応援あるいは質問をするかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。本日は、宇土市の発展のためにはやはり土地の利活用、今やっておりますけれども、このほかに宇土地区の再開発、これが必要なというふうに思っております。昨日、一昨日だったと思っておりますけど、これがポストに入れてありました。九谷新吾さんから寄贈いただいたと。私も今日この質問をするに当たって、非常にためになりました。宇土駅の周辺、いろんな面で写真集がありましたので、この1ページにありますように、皆さん御存じの方も少ないと思っておりますけれども、私たちが小さい頃は、宇土駅からJRの、国鉄のバスが出て、本町通を通過って、今の交番ですかね、あの付近をぐるっと回ってUターンして帰りよったというふうな話を聞いておりますし、実際、この国鉄バスを見たこともありますし、あの付近には工場もあったような気がいたします。併せまして、この十数年前のことですけれども、今の新松原交差点、国道57号と国道3号が交わる場所ですけれども、陸橋を越えてあそこの交差点の左角といいますか、あそこは東南産業の工場があったと思っておりますし、その西のほう、今、コンビニとレストランがあります。あそこはたしか南国交通という会社の観光施設、昼食時間には、南国交通のバスがずらっと並んで昼食を取っておられました。そういったことをこの資料を見ながら、いろんな思い出を導き出していただきました。九谷新吾さんには感謝いたしております。現在は、この宇土駅東口周辺、以前は駅を下りて左側には、たしかコンクリートとかブロックとか、そういった工場があったかなと思っておりますけれども、現在この宇土駅東口周辺には、大型商業施設あるいは自動車会社、クロス21と宇土サテライト等々でにぎわいをもたらしております。十数年前とは全く様変わりを行いました。一方、宇土駅西口周辺におきましては、路線バスが走っております。いろんな病院があります。郵便局もあります。大型の商業施設もあります。居住関係、住むところによっては、宇土市に

においてはこの場所が私は最も住みやすい地域かなと思っております。また、周辺には市営の駅前団地がありますが、耐用年数が過ぎております。相当古くなっております。そこで、宇土駅西口周辺について、執行部はどのように捉えているのか、把握しているのか。また、駅前団地の今後の計画につきまして、建設部長に質問をいたします。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、宇土駅西口地域についてですが、この地域には、議員からもお話がありましたように、JR宇土駅や路線バスなどの公共交通機関、内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科などの医療機関、その他、小学校、保育園、郵便局、ドラッグストア、コンビニ、公園などの施設が充実し、生活の利便性が高く発展性がある地域だと思っております。

次に、宇土市営住宅駅前団地についてですが、駅前団地には、補強コンクリートブロック造2階建てで6戸の長屋になっている建物が14棟、鉄筋コンクリート造4階建てで16戸が入居する建物が1棟、全体で15棟、100戸の団地となっています。

建物の状況としましては、2階建ての長屋は、昭和46年から昭和48年に建設され、建設から既に50年以上が経過し、耐用年数の45年を超えている状況となっています。また、4階建ての建物は、昭和52年に建設され、建設から48年が経過していますが、耐用年数の70年は迎えていない状況となっています。

駅前団地の今後の取扱いにつきましては、令和3年2月に策定した宇土市公営住宅等長寿命化計画において、耐用年数を迎えた2階建て長屋については、入居者の退去をもって用途廃止する計画となっており、現在、政策空家として新たな入居の募集を停止しているところです。現在の入居戸数は、5月末現在で、全84戸中54戸となっております。

現在、2階建て長屋の用途廃止の時期及び用途廃止後の土地利用につきましては、まだ何も決まっておりませんが、初めに申し上げましたように、近隣には生活に必要な様々な施設が充実し、利便性の高い場所であることから、土地利用を計画する際には、市のまちづくりにとって有効な活用を検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 部長から具体的な答弁もありましたし、この宇土市としてまちづくり、有効な活用を検討していく必要があるというような答弁もいただきました。この宇土市の発展のためには、この西口周辺を5年後あるいは10年後、20年後の将来を見据えたいろんな事業計画が必要かと思っております。宇土市の発展のためには、まずこの宇土駅西口周辺の再開発、この検討を始める時期にもう来ていると私は思っております。もちろん、駅前団地に住んでおられる方々が、その居住関係が最優先ということは言うまでもありません。

この再開発につきましては、宇土市への移住・定住についても大いなる成果をもたらすと思っております。例えば、あの周辺に建物を造って、1階を東小校区のコミュニティ関係と高齢者の活動をする場所、2階若しくは3階以上を住宅とすると。その住宅と宇土駅を直接通路でつなぐ。今、宇土駅から下りて右のほうに行きますと、エレベーターがあります。エレベーターのところから直接下に行かないで、通路を建物の2階と3階をつなぐと。ならば、そこに居住する人は玄関から出たら、歩いていけばもう駅です。雨が降ったときでも傘もいらない。そういったいろんな浅学非才ですけれども、いろんなこうやったらいいんじゃないかとか、いろんなその考えは浮かびます。私以上に関係者の皆さんは詳しいと思いますので、いろんなアイデアを出して、また国の事業が幾つかいろんな事業があるかと思っておりますので、アンテナを高くして、いろんな事業をキャッチしてもらいたい。そして、この再開発に活かしてもらいたいというふうに思っております。今後、第7次総合計画の素案づくりの検討もされるかと思っておりますが、これにつきましては是非取り入れていただいて、再開発の議論・検討を始めてもらいたいと思っております。

そこで、元松市長に本件に関する将来的な考え方をお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

本市での再開発としましては、平成16年度から平成21年度にかけて、宇土駅周辺地区整備事業を行っております。この事業では、宇土市の新しい顔、玄関口づくりとして駅東側からもJRの利用が可能となるよう新たに駅東側に駅前広場を整備し、併せて駅東側周辺の都市計画用途地域の変更を行い、その結果、大型商業施設の立地が進み、宇土駅東地区が大きく発展してきました。このように、再開発は魅力あるまちづくりを進める上で有効な方策であると考えております。

議員御提案の宇土駅西口地域は、交通アクセスが良く、生活に必要な施設も充実し、発展性のある地域であり、宇土市のこれからの発展を考えた場合、西口地域の再開発は大きな効果をもたらすものと思っております。

現時点では、再開発の具体的な計画はありませんが、計画をする際は、市民がまちに関心を持ち、人の流入増加による活気溢れるまちになるよう、併せて、民間のノウハウや資金、経営能力なども十分取り入れたものにしなければならないと思っております。

また、再開発を計画する上で、西口地域の中央に位置します駅前団地の活用も重要になってくると考えております。政策空家として位置づけている2階建て長屋の敷地面積が約7,500平米ありますが、用途廃止となれば大いに活用が見込まれる場所です。

ただし、先ほどからも話がありますとおり、現在、駅前団地には、まだ、多くの方が入居されておられます。駅前団地の跡地利用を考える上では、当然、入居されている方々

にも配慮して進めていく必要があります。そのため、再開発については、そのあたりを勘案しながら総合的に判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 市長のほうから答弁もありましたけれども、現時点でうんぬんじゃなくして、宇土市の10年後、20年後を見据えた、もう検討してくださいじゃなくて、もう検討する時期が来たというふうに思っておりますので、今後そういった議論あるいは検討を、各担当分野ではよろしく願いをいたします。

次に、宇土地区の地域資源を活用した活性化対策について質問をいたします。皆さん同様と思いますけれども、質問をする際、いろんな資料、私の場合はまず第6次総合計画とか、あるいは関係各課から資料を頂きます。併せましてパソコン等からホームページ等を見ながら、関係資料を閲覧あるいはプリントアウトいたしますけれども、この中で私が疑問に思ったことが一つありました。令和6年12月、宇土地区の観光資源の活用ということで質問をいたしまして、担当のほうから回答がありました。その中の一つに、「今後は、宇土市やその市外の方に広くPRしていくために、WEBと連動した観光パンフレット『うとびより』の配布や、SNS等による積極的な情報発信に努めてまいります。」というような答弁がありました。そういったことで、私もこの「うとびより」というのを拝見いたしました。その中でインフォメーションというのがありまして、アクセスは、宇土駅から車で5分のところにあります。時間は10時から16時、入館料は高校生100円、小中学生50円。特に問題だと思ったのが、駐車場と書いてあります。下になしと書いてあります。駐車場がないのをことさらにアピールするのかと、私は言いたかったんです。普通、観光地に行く、歴史資源を見に行く、ほとんどが車ですよ。宇土市に来てくださいと言いよるわけですよ。その中で、ほとんどの人が車で行くと思います。駐車場なしと書いてあります。何かこのあれはと、私はこの広報は何だろうかと思いました。市長、副市長も担当部長もどう思いますか。駐車場がないということは、車で行けないわけです。ほとんどが、目的地に行くのは今は車ですよ。高月邸に行くには、駐車場はありませんと書いてあるわけです。ならば、この前も話しましたように、隣に鶴城中学校の職員の駐車場がありますので、この開館時間だけ日曜日の10時から午後4時まで、中学校と話し合っってその一角を高月邸の駐車場と看板を置けばいいじゃないですか。私はこの「うとびより」を見て、何かこらて、なかつば宣伝せなんとかというふうに感じましたので、疑問に思いましたので、冒頭に申し上げます。

では、まず高月邸の現状につきまして質問をいたします。宇土地区の活性化対策を考える上では、宇土地区の地域資源の利活用、この重要性を果たしているかと思っております。宇土地区で地域資源と言え、観光資源と言え、旧高月邸、轟泉水道、船場橋界隈ではなかる

うかと思っております。この3か所が一体的に活用することが理想であります。この点につきまして、令和2年9月定例会の一般質問で、当時の杉本信一議員が轟泉水道、旧高月邸の保存活用と国指定に向けた取組について質問されております。本日、私が質問いたします趣旨、目的については同じ方向性でもあります。杉本議員とは、これについて何度か話したこともあります。ここで、杉本議員が質問されたという意味合いが幾つかあると思っておりますし、杉本議員の質問は後輩の私どもに今後のことを託されたんだなということも思っておりますし、私がバトンを引き継いだというようなことから、本日は、それを確認の意味を含んで質問をいたします。まず一つが、旧高月邸を最初に購入した金額、熊本地震での修理などがあっておりますけれども、そういった総額及び毎年の管理委託料等々の費用、これが第1点。2点目が令和元年の資料によりますと、入館者は642人です。昨年は何名だったのか。これらの現状につきまして、教育部長に質問をいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

門内町にあります武家屋敷・旧高月邸は、江戸時代後半の文政13年に建築された宇土藩士・高月家の邸宅で、家臣クラスの屋敷としては、熊本県内では現存最古の武家屋敷です。邸内には、国内現役最古の上水道である轟泉水道の井戸が今も使える状態で残されており、江戸時代の武家屋敷と井戸が当時のまま揃って残されていることから、全国的に見ても歴史的価値の高い文化財と言えます。昭和53年に表門が、平成31年には母屋が市の有形文化財に指定されております。

市では、県内でも数少ない貴重な武家屋敷を後世に残していくため、平成26年度に土地を約3,568万円で取得し、所有者から建物を寄付していただき、修理と活用を進めてまいりました。

平成28年に熊本地震で被災したことから、平成29年度から30年度にかけて災害復旧工事を実施しており、復旧に係りました費用は、設計・工事・工事監理を合わせまして約4,550万円を要しております。

復旧工事完了後、平成31年4月から一般公開を開始し、当初の開館日時は土曜日、日曜日、祝日の午前9時から午後4時までとしておりましたが、令和3年度からは、毎週日曜日のみを開館日とし、開館時間も午前10時から午後4時までに変更しております。

施設の維持管理に要する費用としましては、令和6年度の実績で、シルバー人材センターへの管理委託料として約30万円、シロアリ駆除費用として約25万円、サッシ修繕費用として約25万円、消耗品及び光熱水費として約8万円、合計約88万円を支出しております。

令和6年度につきましては、入館者数が75人で、入館料収入は4,400円となっております。

令和7年度からは高校生以上の入館料を100円から200円に増額した一方で、多くの高齢者や子どもたちに気軽に来館していただけるよう、65歳以上と中学生以下の入館料を無料としております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 教育部長から答弁がありました。施設の購入費約3,568万円、熊本地震の際の災害復旧工事等々の総額が4,550万円、合計は約8,118万円であります。そして、毎年の維持管理費、1年間の維持管理費ですね、これが約88万円です。これをひと月に直しますと約7万3千円ぐらいですかね。また、昨年の入館者は75人、令和元年の入館者は642人でした。ここ5年で567人の減少でもあります。そして昨年の入館料の収入が4,600円の収入ということです。単純に計算いたしますと、毎月の維持管理費が約7万3千円、収入は4,600円で、マイナスの6万8,400円ですかね、これが毎月の赤字というようなことになるかと思えます。計算は間違っていないと思えますけれども、入館者が少ない、そして毎月毎月の赤字。私が特にここで言いたいのは、この歴史的資源、併せて観光資源として私は必要とは思いますが、将来的に宇土市のお荷物になりはしないだろうか、あるいは負の遺産とならないように、今後、効果的な対策をお願いしたいというふうに思っております。今後の利活用につきまして、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

旧高月邸については、轟泉水道との一体的な国の文化財指定を目指し、指定に必要な学術調査を今後も引き続き実施していくとともに、その歴史的価値を多くの方々に知っていただくことが重要であるというふうに考えております。

近年の旧高月邸の入館者数は、先ほど話題になっておりますとおり、70人から80人前後で推移しております。こうした現状を踏まえ、市では、入館者を増やし、旧高月邸や歴史的価値を一人でも多くの方々に知っていただくための取組として、令和5年度には邸内の体験発掘、令和6年度には、児童センター主催のお茶会を旧高月邸にて開催しております。

今後の更なる取組としましては、旧高月邸単体ではなく、宇土・轟地区の文化財との一体的な活用が重要であるというふうに考えています。轟泉水道のルート周辺には、国重要有形民俗文化財の雨乞い大太鼓を展示する大太鼓収蔵館や小西行長が築城した近世宇土城跡があり、ルート最終地点の船場界限には、船場橋等の市を代表する文化財が分布しています。これらと旧高月邸を一体とした散策コースを設定することで、入館者の増加が期待されます。轟地区ではありませんが、宇土市の代表的な観光スポットである御輿来海岸や長部田海床路などの他の場所を訪れた方々にも、この散策コースに立ち寄っていただけるよう周遊性を高

めるため、SNS等を活用した情報発信にも積極的に取り組みたいと考えております。

また、ただいま議員が御指摘された駐車場につきましても、急ぎ検討したいと思っております。

今後はさらに、旧高月邸を会場とした歴史講座の開催や、学校現場における郷土史学習の教材として、出前授業等で旧高月邸を見学・活用していただけるよう学校にも働き掛けてまいります。

今後も旧高月邸の入館者や利用者を増やす取組を進め、誰もが気軽に訪れ、利用できる施設を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 教育長のほうから答弁をいただきました。私は、この高月邸につきましては、先ほど申しましたように、歴史的資源あるいは観光的資源のほうの見地から必要と思っておりますので、今後、答弁のように効果的な利活用対策をよろしく願いをいたします。

次に、轟泉水道について質問をいたします。この轟泉水道につきましても、令和2年9月に杉本議員が轟泉水道の積極的な活用について質問をされて、そして執行部から、「轟泉水道の本質的な価値を後世に保存継承していくためには、破損した水道管の修繕等が将来的に必要となる。国の文化財指定に向けた取組とともに今後検討する必要がある。」との答弁がっております。また、令和3年9月の定例会におきましては、園田議員からこの轟泉水道の見える化につきまして質問がっております。全く同感であります。杉本議員の質問から数年が経っております。どんな修繕方法といたしますか、やられたのか。それ以後の修繕あるいは対策、併せて今後の利活用対策につきまして教育部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

市指定文化財である轟泉水道は、初代宇土藩主細川行孝が、西暦1663年に轟水源から宇土町中心部へ飲料水を供給するために敷設した全長約4.8キロメートルの上水道で、国内現役最古の上水道として全国的に知られております。現在は、約60戸の利用者で構成される轟泉簡易水道組合によって日常的な維持管理が行われております。

市では、平成31年度に設置しました土木、歴史、景観など各分野の学識経験者等で構成される轟泉水道及び旧高月邸保存活用検討委員会を毎年開催し、そこでいただいた御助言や御意見を基に、轟泉水道の国の文化財指定や適切な保存活用に向けた取組を進めております。

将来的な国の文化財指定を実現するための基礎的調査として、国庫補助を活用して、令和3年度に轟水源の測量実測調査、令和4年度に轟泉水道樋管の水準測量調査を実施しております。そのほか、関連する調査として、令和2年度に轟泉水道に関する文献及び新聞資料の

調査、令和5年度には轟泉簡易水道組合が所蔵する明治時代から現代にかけての歴史資料の調査を行っております。

また、令和6年度には、轟泉水道の利用の現状を把握するため、轟泉水道を日常的に利用されている轟泉簡易水道組合の組合員の方を対象にしたアンケート調査を実施しました。回答いただいた多くの組合員の方が、主として飲用水や風呂、トイレなどの生活に不可欠な水として利用され、ほとんどの方が、「今後も利用を続けたい。」と回答されております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 部長から答弁がありましたけれども、この轟泉水道、私どもは網津からこっちに移住してきたものですから、轟泉水道につきましては轟から一里木ですか、ずっと4丁目を通って、あそこの船場橋界限まで行っているなということは分かりますけども、今は4丁目の浦上商店の前に井戸があります。あれもそうかなというふうに思って聞きましたところ、そうですよと、轟泉水道の一部ですよ。前は水が出ていたと、今は水は全くでない、ちょろちょろですかね、出ている。最後の船場橋、あそこの井戸のところも出ないと。では、轟泉水道と言えるのかというような話もあります。そして、先ほど申しましたように、どういったのが轟泉水道かと、馬門石かと。先ほど言いましたように、前に園田議員から見える化、あれについては全く同感でした。轟泉水道でどがんとかいて、私は田舎のほうから来たものですから分かりませんが、要するに、この轟泉水道につきましては、今後の効果的な利活用に向けてどうやって取り組んでいくのか、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

ただいまの教育部長の答弁のとおり、令和6年度に実施しました轟泉簡易水道組合の組合員へのアンケート調査では、ほとんどの方が「今後も利用を続けたい。」と回答されましたように、轟泉水道は、今なお不可欠な生活用水として市民の方に利用されております。

しかしながら、馬門石製の水道管が造られてから250年以上が経過した轟泉水道を恒久的に保存し、それが利用され続けていくためには、水道管の老朽化とその修繕費用の確保が大きな課題となっております。

現在、轟泉水道の維持管理に係る費用は、利用者である轟泉簡易水道組合の各組合員が納入する年間1万円の組合費と、年間10万円の市補助金でその多くが充てられておりますが、近年では、老朽箇所が増加とそれに伴う修繕費用がかさみ、費用の確保に大変御苦労されております。さらに、水道管の漏水が見つかった場合は、赤土や貝灰、松葉汁等で作られる熊本のシッキイであるガンゼキを用いて修繕されていますが、この伝統的な技術の担い手不足も大きな課題となっております。

市としましては、受益者負担という原則に立ち、できる限り組合での水道の維持管理に努めていただくよう引き続きお願いするとともに、将来的な国の文化財指定を目指すに当たっては、組合の御理解と御協力が不可欠になることから、宇土市が全国に誇る貴重な轟泉水道を適切に保存する方策等について組合との協議を進めてまいります。

なお、轟泉水道が国の文化財に指定されれば、破損した水道管の修繕等に要する経費の半分が、国から補助金として支出されるというメリットがありますので、引き続き、国の文化財指定に向けて努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 教育長に答弁いただきました。この轟泉水道につきましても、宇土市の売りの一つかと思えます。船場橋かいわい、あるいは先ほど申しました旧高月邸、それとこの轟泉水道、今ありましたように毎月10万円の補助、やっぱりもう少しこの組合に寄り添った活動をするためには、この補助金をもう少し上げてもらう、そして修繕もできる、いろんな活動もできるというような、そういったもう少しこの補助金の増額も検討していただきたいと思えますし、文教厚生常任委員会のほうでも議論をお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、要望を1点して終わりいたします。要望につきましては、これは前回質問しておりますが、船場川調整池周回コースの整備について前回答弁をいただきました。市民の方々から、いつでくっとかいと、時期はまだいろんな工程でやっているというような回答をしております。皆さんが待っておられます。早くこの周回コースで散歩をしたい、ジョギングをしたい、是非一か月でも早く、一日でも早く、市民の方がここでジョギング、散歩できるように、関係者の皆さんの更なる努力をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（野口修一君） 本日は、昼食時間までかかっていた質問となりましたが、御協力いただきありがとうございました。

以上で、本日の質疑及び一般質問を終わります。

次の本会議は、明日19日木曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後1時11分散会

第 3 号

6 月 1 9 日 (木)

令和7年6月宇土市議会定例会会議録 第3号

6月19日（木）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 藤井慶峰議員

1 市民と職員の人権学習について

2. 福田慧一議員

1 住宅用火災警報器について

2 熱中症対策について

3 マイナ保険証について

4 介護事業所・施設での職員不足問題について

5 職員の早期退職問題について

3. 土黒功司議員

1 各種団体への支援の現状と、持続可能な運営体制の構築について

2 職員の離職傾向と人材定着に向けた取組の現状と今後の方向性について

3 「走潟地区かわまちづくり」事業の進捗と市民参加、及び都市整備計画における本事業の位置づけについて

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（17人）

1番 土黒功司君	2番 杉本寛君
3番 中野洋一君	4番 浦本晴美さん
5番 佐美三洋君	6番 小崎憲一君
7番 今中真之助君	8番 西田和徳君
9番 園田茂君	10番 宮原雄一君
11番 柴田正樹君	12番 檜崎政治君
13番 野口修一君	14番 中口俊宏君
15番 藤井慶峰君	16番 山村保夫君
18番 福田慧一君	

4. 欠席議員（1人）

17番 村田宣雄君

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	光井正吾君
教育長	前田一孝君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	野口泰正君	市民環境部長	加藤敬一郎君
健康福祉部長	江河一郎君	経済部長	山崎恵一君
建設部長	草野一人君	教育部長	池田和臣君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	松下修也君
まちづくり推進課長	木村るみさん	財政課長	北谷太示君
市民保険課長	柘植さや子さん	高齢者支援課長	久多見さとみさん
生涯活動推進課長	西山祐一君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田尻清孝君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦田昌臣君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	中山裕輝君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君） これから本日の会議を開きます。

本日、17番、村田宣雄君から欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（野口修一君） 日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

15番、藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） 改めまして、おはようございます。また、今議会においても一般質問の機会をいただき本当にありがとうございます。今回は、先に3月でしたか、宇城市がカレンダーに、ハンセン病と水俣病について感染症という誤った記載をしたことについてを主として質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） それでは質問させていただきます。偏見、差別は、間違つた情報による間違つた認識によって起こります。差別された人たちは、筆舌に尽くし難い苦しみを負わされるのです。かつて水俣病の原因が、メチル水銀による中毒だと判明するまで、水俣病を奇病、難病と言っておりました。水俣病に苦しむ人たちは、病と偏見、差別と生活苦に苦しんでこられたのであります。また、ハンセン病は業病あるいは天刑病、つまり悪業の報いとして病気になったなどと、間違つた情報を伝えて差別してきた社会の責任があります。特に、私も1人の宗教者でございますけれど、キリスト教、仏教、神道においても大きな責任があります。2001年5月11日、熊本地裁で「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟の違憲判決が出されてから、各宗教教団も謝罪文を出して謝罪してまいりました。私も曹洞宗の謝罪決議文の作成に関わりました。ハンセン病は極めて感染しにくく、遺伝もしないのにもかかわらず、家族から引き離され、隔離され、避妊手術や断種手術をされ、妊娠したら墮胎を強制されたのであります。人として、あるいは父親として、母親として、生きることさえ否定されたのです。私が自分自身が加害者側にいた一人として、人権問題に取り組むことを決意した理由の一つです。私は父の日、母の日には菊池恵楓園を訪問して、カーネーションあるいは父の日にはバラをプレゼントしてきました。当初、私がハンセン病問題に関わつたのが二十数年前ですが、その頃は800人ほどおられた入所者の方々が、今では120人を切りました。高齢化でどんどん進んでいっております。私も曹洞宗の人権学習に恵楓園に直接お伺いして、人権学習をさせていただきました。多くの曹洞宗のお坊さん方を連れていったのですが、そのときに入所者の方から体験談をいろいろ話していただきました。その中で

何かお礼をしたいなという思いがしまして、ちょうど母の日が近かったので、私の友人がカーネーションを栽培しておりますので、その友人にカーネーションを持っていきたいからちょっとくれと、くれというか買ったんですけど、そして持っていったんです。遠藤さんという、やはりこの方も墮胎手術を受けられたお一人でございます。その遠藤さんのところにカーネーションを届けたら、涙を流して泣いて喜ばれました。「私たちね、父の日も母の日もなかったのよ。こんなカーネーションなんかもらうのは初めてよ。」と言って、涙を流して喜んでいただいたんです。そのときから、こんなに喜んでいただけるものならと思って、翌年から、その友人が託児所からの同級生で宮庄の池田弘美君というのですが、彼がカーネーションを栽培しております、カーネーションというのは、母の日のもう1日前ぐらいになったならば出荷しないんです。余ったものをみんな譲ってもらって、多いときは350鉢ぐらい持って行っておりました。そして、女性の方全員に配っておりました。何人もの方からお礼の手紙なんかをいただきました。それほど母の日というのがもう、そして父の日には、今度は私の平成義塾熊本という有志ネットワークの塾長をしておりましたけど、その仲間が自分たちも手伝うよということで募金してくれて、父の日にはバラを送るようにしたわけでございます。そうやってするのも、少しでも子どもを持った喜びというかカーネーションあるいはバラのプレゼントを受けて、喜んでいただけるということを体験していただきたいからなんですね。そういう中で、入所者の人との付き合いが今も続いております。この前の日曜日の父の日にもちょっと行ってきましたけど、絵を描かれる金陽会という絵画クラブの会長さんが吉山さんというんです。吉山さんの墮胎させられた子どもさんが生まれておられたら、私と同じ年なんです。だから、私が行くと息子が来たように喜んでくださって、一番下の娘が中学生のときに一緒に連れて行きました。そしたら孫が来てくれたというような感じで喜んでいただいたんです。そういうお付き合いをずっとさせていただいております。

このように私たちは、自分たちも加害者の一人なんだという思いで、ずっと活動を続けているわけなのですが、それがまたこの人権問題に取り組む決意をした理由の一つでもあります。また、現代はネット社会です。SNSで他人を誹謗中傷することが、いとも簡単にできてしまいます。私もこの場で間違った発言はできませんので、昨日の午後、宇城市役所の人権啓発課にお伺いして、カレンダー問題について話を伺ってまいりました。その話した中で、「このカレンダーの記載は、どういうふうにしてなったんですか。」とお聞きしましたら、「課の職員が原案を書きまして、それで課の職員全員で確認しました。」と、「そのときに気づかなかったんですか。」と聞いたら、「気づかなかったんです。」という返事でした。

「じゃあ、人権学習を皆さんしていらっしゃるんですか。」と聞きました。そしたら「職員の人権学習は、年に2回はやっております。」ということだったんです。つまり、人権学習を2回やっていて、はっきり言って何も身についていなんだなという思いをしたわけござ

います。そういったことで、この宇城市が水俣病とハンセン病を感染症として誤った記載をしたことと、民間の塾が水俣病は遺伝すると、教材に間違いを記載したことについて、その感想を教育長にまずお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

御指摘いただきました、水俣病及びハンセン病に関する公的資料での誤記載、並びに民間企業による誤った情報発信の件につきましては、あつてはならないことだと深く受け止めております。

まず、水俣病は、メチル水銀に汚染された魚介類の多食で発生した公害病であり、また、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、うつりにくい病気であることが分かっております。いずれも遺伝性の病気ではないという正しい理解が広く共有されるべきものです。しかしながら、今回のように誤った情報が公的資料や教育教材として配信・掲載されたことは、当事者やその御家族の方々に対して、いわれなき差別や偏見を助長しかねない、非常に深刻な問題であるというふうに考えております。

本件を通じて、私たち行政に求められるのは、正確な情報の発信とそのチェック体制の強化、そして、人権や公害に対する理解促進のために現地に足を運んで学習したり、水俣の当事者の方々のお話を聞いたりなど、自らの見識を深め、人権感覚をより確かにするために不断の努力をすることが大事だというふうに改めて認識したところです。

今後におきましては、関係機関と連携しながら、このような誤った理解による情報発信が起きないように、再発防止に向けた取組を強化してまいりますとともに、市民の皆様に対しても、正しい知識や理解の普及啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） ありがとうございます。このような大きな問題があったことについて、人権学習を年2回もしている自治体において、そういう年に2回もしているのにこういうことが起きたということについて、なぜこういうことが起きたのか。そしてまた、それを他山の石とするのではなくて、我が事として、宇土市のこととして今後に生かしていかななくてはならないと思うんです。そういった観点から、再度、教育長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

今回のように誤った情報が公的資料や教育教材として配信・掲載された原因としては、専門的な知識を有する機関や担当部局による内容のチェックが十分に行われていなかったこと

が原因だと思われます。特に、疾病に関する記載は、差別や偏見につながるおそれがあるため、慎重な確認が不可欠でした。しかし、その意識が不十分であったことが考えられます。

また、水俣病やハンセン病については、これまで長年にわたり、当事者の方々が差別や偏見と闘ってこられた歴史があります。そうした歴史的・社会的背景に対する理解や表現に関する配慮が、職員や民間会社の中で十分浸透していなかったことも大きな要因であるというふうに思います。

公的資料やオンライン教材といった対外的な情報発信においては、内容の正確性や倫理性をチェックする明確なルールがあったとしても、機能していなかったということが問題の背景にあると考えられます。

今回の件を教訓とし、自治体として正確で配慮ある情報発信を行うことが、市民の信頼を回復し、差別や偏見のない社会に近づくものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） ありがとうございます。本市でも、市民に対する人権学習を公民館とか、あるいは市民会館とかでやっておられますが、なかなかそれが市民の心に伝わっているかといえば、そうではないんじゃないかなという思いをします。私も曹洞宗の人権啓発相談員というのをかつてしておりました。その頃は、全国を回って住職や弟子たちの人権学習をしておりましたが、なかなか自分のこととして受け止めないんですね。もう人ごととして、自分は差別していないから関係ないと、あるいは自分の地区には、自分の寺には被差別部落の人たちはいないから関係ないとか、そういう自分自身の問題として捉えない傾向が非常に大きいものがありました。実をいうと、私も最初の頃はそうだったんですね。うちは人権問題はあんまり関係ないやという思いをしていた。だけど、人権問題を学ぶにつれて、だんだんだんだんこれは自分自身の問題として取り組むべき問題なんだということが分かりまして、それからですね、うちの宗門から出されている人権に関する書物、パンフレットとか冊子があるんですが、それを送ってきたらすぐ書棚に入れておいたんです。それを全部引っ張り出して1から10までずっと読みました。そういう中で、これはいけないと、自分が間違っていたと、自分自身の問題として考えないといけないことだったということで、それで人権問題に取り組むようになって、結果的には曹洞宗の中で人権啓発テキストを編集したり、人権啓発ビデオを作ったりすることになったわけでございます。そういった点で、そういったことを考えると、やはり市民の心に届く人権学習をしなければならないとつくづく思うわけですね。今後、そういった点で市民に対する人権学習をどのように進めていくのか、再度教育長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

市民一人一人が、人権に関する正しい知識と理解を持ち、多様性を認め合うための取組を幾つか紹介いたします。はじめに、「私たちと人権」と題して、部落差別をはじめとする様々な人権をシリーズで広報紙へ掲載しております。次に、藤井議員にも日頃から講話をいただいております出前講座や各地区公民館で開催の成人講座での人権学習等の実施、さらに、市民会館での人権をテーマとしたハートフルフェスタ等の開催などをやっております。

特に、このハートフルフェスタは、少しでも多くの市民の皆様に啓発していくため、小中高生の部活動など、発表の場の提供を行うことで、保護者や御家族にも御来場いただくなど、参加型の啓発にも取り組んでおります。また、今月2日に開催しました宇城地域の2市1町で組織する宇城地域人権危機管理連絡協議会総会での講演では、水俣病の患者認定を申請しておられる男性も同席し、その姉で水俣病被害市民の会の事務局長を講師としてお招きし、講話をしていただきました。このように、当事者の声を伝える人権講話にも取り組んでいるところです。さらに、今月の定例園長校長会において、誤った情報発信が差別や偏見を助長しかねないことを校長先生方にも再認識していただきました。そして、今後行われる児童生徒に対する人権学習をさらに深めていただくよう伝えたいところです。このことによって、保護者への人権啓発にもつながるものというふうに考えております。

人権問題は、過去の出来事として終わったものでは決してなく、今なお根強く残っております。今後におきましては、誤った情報や差別・偏見に対して、市として責任ある対応と継続的な学習の場の提供を充実させ、人権尊重のまちづくりを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） ありがとうございます。先ほどからお話しておりますけれども、宇城市では、年2回も職員の人権学習を実施しておられる。その人権学習を受けている職員が、しかも人権問題を担当する人権啓発課の職員の方が大きな間違いを起こしたわけであり、職員に対する人権学習もしっかりやらなくてはならないと思いますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。その点、市長が職員に対する人権学習のことを担当されるわけですが、市長にこの職員に対する人権学習について、どのように進めていくのかお話しいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

教育長の答弁にもありましたとおり、水俣病、ハンセン病に関する誤記載の問題については、決してよそごとではございません。特に宇城市は、この人権学習に相当力を入れている自治体であるということも、私は存じておりますし、そういった自治体の市役所内部で起こ

った事案であるということ、これは本市といたしましても、重く受け止める必要がありますし、宇土市の職員一人一人が人権意識を高めることの重要性を改めて認識したところでございます。

この事案の発生後、報道を受けまして、宇土市においても全職員に対しまして、業務を行う上での人権尊重意識の徹底について通知をしたところでございます。

職員の人権研修につきましては、本市では、新規採用職員や全職員を対象としまして、毎年研修を実施しております。今年度におきましては、今回の問題を受けまして、全職員を対象とし、特に、水俣病に関する正しい知識と理解を深める内容を盛り込む予定としております。

御承知のとおり、人権課題は幅広く、これまでも同和問題あるいはハラスメントをはじめとした様々なテーマで、人権研修を実施してまいりました。

こうした研修を通して、人権課題への理解を深めるとともに、先ほど藤井議員からも御指摘がありましたとおり、自らの問題としていかに捉えるかが非常に重要であると考えております。

今後も、庁内の通知や研修の実施などによりまして、もうこれで終わりという話ではなくて、繰り返し継続して職員の意識に訴えかけることで、人権意識の定着と高揚に努めたいと思っております。

また、先ほど教育長からも答弁いただきましたが、市民の皆様に対する啓発活動などの取組も、引き続き、積極的に行いまして、市民の一人一人が人権について考え、お互いに尊重し合える社会の実現に向けて努力してまいる所存でございます。

以上です。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） ありがとうございます。市長の今後の職員に対する人権研修の実施について期待したいと思います。宇土市議会でも、実は人権学習を実施することに決まりました。というのが、議会改革の一環として、議員の人権学習を選挙後必ず実施すると。というのがですね、やはり全国で市長村長やら、あるいは議員さんやら、いわゆる政治家のパワハラあるいはセクハラ、アルハラ、もういろんな問題があります。そして、そういう方々が問題を起こして責任を追及されて、いつも聞く言葉が、そんな気はなかったんだ、そんなつもりで言ったんじゃない、そんなつもりでやったんじゃないという言い訳を聞くわけですから、やはり、そういうことはもう宇土市議会としては絶対あってはならないということで、そういう面も含めて人権学習を実施することになりましたので、議会自ら人権学習をやることもなかなか少ないと思いますけど、そういった面でも頑張っていきたいと思っております。

最後に、日本合成と水俣病のことについてちょっと触れたいと思うんです。と申しますのが、日本合成宇土工場、今は三菱ケミカルという会社になりました。この工場と日本チッソ水俣工場は、同じ工程で化学製品を作っていたんです。ところが、日本合成宇土工場は水俣病を出さなかった。出していたら、もう宇土市も水俣市と同じようにこの問題にずっと取り組んでいかななくてはならなかった。そのことについて、かつてこの日本合成で化学技術者として勤めておられた方と、ゆっくり話す機会があったんです。そして、その方がこうおっしゃったんですね。「もう和尚さん、日本合成は日本チッソ水俣工場と同じ工程で化学製品を作っていたんですよ。だけど、なぜ宇土では水俣病が起きなかったか、そのことをちょっと話しますね。」と言って、当時、工場長が非常に厳格な方で、絶対に排水をそのまま流してはならないということで、沈殿させて、それが今駐車場になっているでしょう、高くなっています。あそこに全部貯水して、そしてそういう重金属とか水銀とかを全部沈殿させて、浄化した水だけを浜戸川に流したんだそうです。もちろんですね、昭和48年だったと思います。私が19歳のとき、第三水俣病というのが出たんです。多分皆さん方は市長は私より10歳下だからですね、もうほとんどの方はその頃まだ子どもだったか、生まれていらいなかったと思います。これは朝日新聞が、熊本大学のある教授からの情報ですっぴ抜いたんです。大きな記事になりました。それで、宇土市は大騒ぎになりました。第三水俣病として、有明海の漁師さんたちが捕った魚介類を日本合成の門の前に持ってきて、トラックに満載してきて、もうぶちまけられたというような事件があったんです。しかし、その水俣病と診断された女性は、実際は水俣病ではなかったということで、その問題は結果的にはもう大きくなりませんでした。その工場長さんが絶対流してはならないと、だから日本チッソ水俣工場でも、あの排水を水俣湾に流さなかったら、水俣病というのは起きていなかったんです。で、水俣病の患者さんたちも苦しむことはなかったんです。そういうことなんです。ですから私は、日本合成の工場長さん、あるいは会社の姿勢に対しては、そういった面で本当に敬意を払っているわけでございます。でですね、それに関連して、今白山の裏山に埋設されている2,4,5-Tという除草剤が撤去工事されておりますが、今、議長席におられる野口議員と私とあと何人かほかの人もおられたんですけど、県庁の環境部に直談判に行ったことがあるんです。直談判に行っただけで、2,4,5-T除草剤を撤去してくれと、撤去するように林野庁に話をしてくれと言ったときに、県庁の職員さん方は、いや、大丈夫ですよ、大丈夫ですよと林野庁と同じことを言うわけです。営林署と同じことを言うんですよ。それで、私はもうついに、水俣病問題も考えてみないですか。あれは何で県が責任を問われているかと、県があの垂れ流しを止めておれば、水俣病は起こっていなかったんですよ。苦しむ人たちもいなかった、水俣病の補償問題も何もなかったと。それを止めなかったでしょうが、県のあなたたちの先輩が。だから、私は2,4,5-T剤も撤去してくれと、何

か起こったら間に合わんとですよということで、まあ激しくやり合ったことがございました。今ではもう撤去されるということで、もうやがて懐かしい思い出になるところでございますが、そういったことがあったんです。日本合成というところは、そういうきちんとした環境を守ってこられる会社だということで、私はそういった点で、日本合成が宇土にあるということが大変うれしく思うところでございます。そういったことを最後にお話しまして、終わりにしたいと思います。昨日ですね、ついでに皆さんに紹介しておきます。昨日、宇城市役所で、シールを貼ったやつのコピーを頂いてきました。こっちがああの当時のですが、当時は「ハンセン病、水俣病などの感染症を正しく知っていますか」という大きい見出しで、そして「感染症に対する誤った知識が差別や偏見を生みます。感染症に対する正しい知識は差別や偏見をなくします」と、最初のほうに書いてあるわけです。で、訂正された後はですね、「ハンセン病、水俣病のことを正しく知っていますか。誤った知識は差別や偏見を生みます。正しい知識を持つことは、差別や偏見をなくします」というふうに訂正されておりました。もう一つに、ああ、いいなあと思ったのが、この横に小川中学校2年生の垣原昴寿さんという方が、標語を書いているんです。「矛と盾、全てをとおす矛よりも、だれかを守る盾になりたい」すばらしいことだと思います。「矛と盾、全てをとおす矛よりも、だれかを守る盾になりたい」というすばらしい標語がございましたので、紹介しておきます。

今日は人権問題について、人権問題というと、もう私は自分の一生の課題だと思っております。教育長も市長も職員に対してあるいは市民に対して、続けていかななくてはならない大きな課題だという思いで、今後とも人権学習に努めていただければということをお願いいたしまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時40分から会議を開きます。

-----○-----

午前10時36分休憩

午前10時40分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 日本共産党の福田です。住宅用火災警報器など5点について質問をいたします。執行部の誠意ある答弁を求め、質問席より質問をいたします。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） まず、住宅用火災警報器について質問をいたします。消防法の改正

で2006年6月から新築住宅で火災警報器の設置が義務づけられ、2011年までに全ての住宅に火災警報器の設置が義務づけられました。本市における火災警報器の設置率と条例適合率はどうなっているのか、総務部長のお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

消防庁から出されております住宅用火災警報器の設置状況等調査結果、これは令和6年6月1日時点のものですが、この数値を引用して御報告いたします。

まず初めに、住宅用火災警報器の設置率とは、市町村火災予防条例で設置が義務づけられている住宅部分のうち1か所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合です。また、条例適合率とは、市町村火災予防条例で設置が義務づけられている住宅部分全てに設置されている世帯の全世帯に占める割合となっております。

また、住宅用火災警報器の設置については、平成23年6月までに全ての住宅において設置が義務づけられているところですが、まず、全国平均値につきましては、設置率が84.5%、条例適合率が66.2%、次に、熊本県内につきましては、設置率が80.7%、条例適合率が61.7%、次に、宇城広域連合消防本部管内につきましては、設置率が82%、条例適合率が53%となっております。なお、各数値は標本調査のために、一定の誤差を含んでおります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 条例適合率がかなり低くなっておりますし、努力が必要だと思います。最近、県内の住宅火災で亡くなられた方が新聞等で報道されておりますが、消防白書によれば、逃げ遅れによる死者が死者数の半数に上っているとされておりますし、一方、火災警報器の設置で死者数も建物の被害金額も大幅に減少しています。宇城消防署管内での火災警報器設置によって令和2年度から令和6年度にかけて住宅火災による死亡者数はどれだけ減少しているのか。被害額等の減少も含め、総務部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

まず、宇城広域連合消防本部管内における住宅火災による死者数の推移につきましては、当該期間における件数が少なく、統計データとしての信頼性を十分に確保できていない状況です。そのため、当管内独自の明確な傾向を示すことは困難であると認識しております。

一方、全国的な傾向としまして、消防庁が令和2年から令和6年までの5年間における住宅火災について調査・分析した結果によれば、住宅用火災警報器が設置されている住宅では、設置されていない住宅と比較しまして、今モニターやタブレットに表示をしておりますが、

御覧のようになっております。

まず、住宅火災100件当たりの死者数については、設置無しの12.3人に対して、設置有りの場合は6.2人となり、ほぼ半減しております。

次に、火災1件当たりの損害額については、設置無しの344万6千円に対して、設置有りの場合は174万4千円となり、ほぼ半減しております。

最後に、火災1件当たりの焼損床面積については、設置無しの65.5平方メートルに対して設置有りの場合は27.4平方メートルとなり、約6割減少するなど、被害の大幅な軽減効果が認められております。

このことから、住宅用火災警報器を設置することにより、火災発生時の死亡リスクや被害拡大のリスクが大幅に減少することが明らかになっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 部長の答弁のとおり、住宅用火災警報器を設置することにより、火災発生を光と音声により早期に知らせ、火災発生時の死亡者リスクや住宅の損失を大幅に減らしております。宇城消防署管内の火災報知機の設置率を見ますと、県平均よりも上回っておりますが、条例適合率はかなり低くなっており、今後の取組を強める必要があると思います。火災警報器の有効期間は10年とされております。最初の設置から10年が経過をし、更新の時期を迎えております。市内の電気店に聞いてみますと、火災警報器が1個4,500円、取付け料が2,200円とのことであります。1住宅当たり少なくとも4個から5個必要であります。高齢者の非課税世帯など財政支援が必要と思いますが、市の考えを健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

本市では、高齢者の安心・安全な在宅生活を支援するため、高齢者世帯等住宅用防災警報器給付事業を実施しています。この事業は、65歳以上の高齢者のみの世帯で、かつ、災害時に自力で避難することができない方がおられる世帯を対象としており、異常が発生した際に音と光で屋外へ知らせる機能を有した火災警報器を設置する場合に、3万円を上限に、生活保護世帯及び市民税非課税世帯には費用の10割、所得が一定の基準以下の世帯には費用の9割を給付するものです。

この事業は、既存の住宅にも火災警報装置の設置が義務づけられたことに伴い、平成20年11月から開始しており、これまでの給付件数は443件となっております。規定により、給付の日から10年経過するまでの間は再給付を行うことはできませんが、交換の目安とされている10年を過ぎた場合には、装置の取替えを含め申請は可能です。

火災警報器の設置は火災の早期発見に大変有効であり、高齢者の逃げ遅れによる死亡リスクの減少や建物損害の軽減にも効果があるため、市町村火災予防条例に基づき、住宅の寝室や階段に火災警報器を設置する義務があることと併せて、本事業の周知を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 3万円を上限に高齢者の非課税世帯に対し、一定の条件はあるかと思いますが、支援するとのことでもあります。火災警報器の設置が義務であることと、市の支援制度について周知を徹底していただくことをお願いをし、次の熱中症対策についてお聞きいたします。

去年は、全国で熱中症により緊急搬送された人は9万7,500人、亡くなられた方は120人を超えております。気候変動により、今年も猛暑日が多くなり熱中症が増えると思われれます。宇城管内で過去3年間に緊急搬送された人数はどうなっているのか。熱中症対策ではエアコン利用が必要であるが、年金生活者の高齢者は物価高で電気代を節約して、エアコンを利用しない人も出てくるのではないかと。高齢者の非課税世帯など電気代やエアコンのない高齢者世帯などに対し、設置のための財政支援が必要ではないかと思いますが、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、宇城広域連合消防本部における過去3年間の熱中症による緊急搬送件数について、熱中症の疑いも含みますが、御説明します。令和4年は宇城管内108件中、宇土市は41件、令和5年は宇城管内121件中、宇土市は29件、令和6年は宇城管内140件中、宇土市は36件となっております。

次に、住民税非課税世帯など収入の少ない高齢者世帯などを対象としたエアコン購入費用の助成やエアコン使用に対する電気代の助成につきましては、昨年6月の市議会定例会において、福田議員からの一般質問において答弁しましたとおり、全国的には、熱中症対策として、エアコン購入費用の助成に取り組んでいる自治体はありますが、公平性の観点から、慎重な判断が必要であると考えているところです。

高齢者の中には、エアコンは電気代がかかるというイメージから使用を控えたり、エアコンの風は身体に悪い、これまでの習慣からエアコンは必要ない等の理由から、エアコンがあってもつけたがらない人もおられるようでございます。

市としましては、今後も民生委員・児童委員や地域包括支援センターによる訪問活動の中で、熱中症の対処方法を正しく理解してもらうことに努め、適正にエアコンを使用すること

やクーリングシェルターの活用を勧めることなどを行い、高齢者等が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 令和6年に、熱中症による緊急搬送が36件とのことですが、この36件の中で、65歳以上の高齢者が何件で、発生場所については外での作業中なのか、住宅内で発生したのか。住宅内ではエアコンを利用していたのか、利用していなかったのか、その状況について健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

モニター及びタブレットを御覧ください。本市における令和6年の熱中症による救急搬送件数については、宇城管内140件中、36件と御報告しましたが、そのうち、65歳以上の高齢者の方が19件と半数以上おられます。そのうち、発生場所が住宅内であった方は10件で、その10件のうち、エアコンの設置有りが5件、残りの5件は不明となっております。また、エアコン設置有りの5件については、エアコンを使用していたのが2件で、使用していなかったのは3件となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 民生委員や地域包括支援センターによる訪問活動の中で、熱中症の対処方法を正しく理解してもらうよう努めてきたとのことですが、それでもエアコンがあっても3世帯で利用されていません。なぜ利用されていなかったのか、不明5件についても調査をする必要があると思いますし、今後、その原因をはっきりして、熱中症対策に生かしていただきたいと、このことをお願いをして、次のマイナ保険証についてお聞きいたします。

昨年12月に紙の保険証が廃止され、マイナ保険証に一本化されました。廃止から半年が経過をしましたが、マイナ保険証の利用率は4月末で全国28%となっております。市内での利用率はどうなっているのか。また、進まない理由はどこにあるのか、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

令和7年3月末時点での本市のマイナ保険証利用率は、国民健康保険が41.5%、後期高齢者医療制度が30.62%です。全国平均は国民健康保険が31.57%、後期高齢者医療制度が27.76%ですので、どちらも全国平均より高くなっております。

利用が進まない原因としましては、制度開始前から保有している従来の健康保険証や新たに発行された資格確認書で、特に不便を感じていないことによる利便性の実感不足、マイナンバーと健康情報が紐づくことに対する個人情報流出しないかという安全性への不安、スマートフォンを持っていない方など、ITに不慣れな方にはハードルが高いというシステムや手続面の課題などが複合的に関わっていると思われまます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） マイナ保険証は5年ごとに更新が必要であります。更新しなければ保険証が失効します。今年全国で2,780万件の更新が必要とされております。更新のためには本人が役所まで行かなければならず、手間がかかるため、更新せずに医療機関を受診すれば、全額医療費を負担しなければなりません。そのため、病院でのトラブルも多くなっているとのことであります。本市の状況はどうなっているのか、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限は、発行から5回目の誕生日までとなっております。電子証明書は、e-Taxを用いた確定申告や各種証明書のコンビニ交付サービス、マイナ保険証としての利用や各種オンライン手続を利用する際に必要となります。この更新を行わなかった場合は、これらの手続ができなくなりますが、マイナ保険証につきましては、3か月間は猶予期間として利用が可能となっております。また、マイナンバーカード本体の有効期限は、発行から10回目の誕生日まで、18歳未満の方は5回目の誕生日までですが、こちらは新たに申請をする必要があります。

市内の医療機関からは、昨年12月の制度開始時に、患者さんの受付時、マイナ保険証をカードリーダーに読ませる際にうまくいかず、病院の職員が対応に追われているという報告もありましたが、最近は慣れてこられたためか、そのようなお話は聞かなくなりました。

なお、失効したマイナ保険証で受診されたという報告は現時点ではございませんが、今年度から徐々に電子証明書の有効期限を迎える方が増えますので、市のホームページで制度の周知と御自身の有効期限の確認のお願いを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 国は、これまでの方針を変更し、75歳以上の加入者に対し、全員に資格確認書を発行することになりました。東京都の渋谷区や世田谷区でも全員に資格確認書を発行するとしております。本市では、医療機関でのトラブルを避けるために、マイナ保

険証保有の有無にかかわらず、全員に資格確認書を発行すべきと思いますが、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度では、令和8年8月の年次更新まで、暫定的にマイナ保険証の保有状況にかかわらず、全員に資格確認書を送付することとなりました。

一方で、国民健康保険は、マイナ保険証をお持ちでない方、マイナ保険証をお持ちであっても、やむを得ない事情によりマイナ保険証を利用できない方には資格確認書を送付いたします。また、70歳以上の方で、マイナ保険証をお持ちの方には、被保険者番号、負担割合、有効期限など、保険資格の基本情報が記載された資格情報のお知らせを送付することとしています。

資格確認書は、原則として、マイナ保険証をお持ちでない方に交付することとされており、厚生労働省においても、マイナ保険証をお持ちの方に資格確認書を一律に交付することは想定されておりませんので、市が独自に国に対して要望することは難しい状況ですが、国の動向を注視しつつ、引き続き、被保険者に寄り添った丁寧な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 厚生労働省においても、マイナ保険証を持っている方に資格確認書を一律に交付することは想定していないとの答弁であります。75歳以上の高齢者については、本人が役所まで行って更新する人が少なく、医療機関での混乱を避けるために国は方針を変更し、全員に資格確認書を発行するようにしました。国が方針を変更し、75歳以上全員に資格確認書を発行しながら、一律に交付することは想定していないなどということは通用するものではありません。全員に発行するよう求めて、次の介護事業所・施設での職員不足問題について質問いたします。

介護事業所・施設における職員不足問題は、依頼があっても適切な介護サービスが提供できない、施設受け入れができないといった深刻な事態につながるものであります。市内の介護事業所、施設での基準に対する職員配置状況はどうなっているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

市内の介護事業所や施設における職員配置状況について、市は現状について把握しておりませんが、介護保険法に定める人員配置基準は、適切な介護サービスを提供するための最低限の基準であるため、基準は満たしているものと認識しています。

しかしながら、一部の介護事業者からは、求人を出しても応募がない、職員を増やしたいけれど人がいない等の声が挙がっており、人材不足による職員確保の難しさは深刻なものとして捉えています。

現時点では、市内の介護事業所や施設全体において、介護人材が大幅に不足しているという状況ではないと捉えています。介護現場における人手不足は、職員の過重労働を引き起こすだけでなく、介護サービスの質の低下や要介護者の生活の質の低下につながり、更には、介護が必要な人が必要なサービスを受けられないという深刻な事態につながるため、人材確保のための対策が重要だと考えています。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 市内の介護事業所や施設全体において、介護人材が大幅に不足をするという状況にはないということであります。厚生労働省の調査では、2040年、15年後には57万人が不足をするとしております。高齢者人口の増加に伴い、今後、介護を必要とする人は増え、介護職員の確保は重要であります。本市における5年後の介護認定者数の見込みはどうなっているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

厚生労働省が提供する見える化システムによる推計では、本市の65歳以上の高齢者数は、これまでの増加に比べて今後は鈍化する見込みとなっておりますが、高齢者の中でも介護が必要となる割合が高い75歳以上の後期高齢者、特に85歳以上の高齢層の人が引き続き増加していくため、要介護認定者の数は一定数増加していくことを見込んでいます。

令和7年度の要介護認定者数の推計値が1,972人であるのに対して、5年後の令和12年度には2,084人と推計されており、5年間で112人の増加を見込んでいます。また、65歳以上の人のうち、要介護認定者の割合を示す要介護認定率では、令和7年度の17.4%から、令和12年度には18.2%と、0.8ポイント増加する見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 5年間で介護認定者は112人増加することが見込まれるということですが、これに対応した介護職員の確保が必要であります。介護職員を確保するための市の対策はどうなっているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

介護職員の不足については、生産年齢人口の減少が加速する中、介護ニーズは増加が見込まれているため、今後ますます深刻な状況になることが予測されます。

人材不足への対策として、国は介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備やICT等テクノロジーの導入など、総合的な介護人材確保に取り組んでいます。市としましても、国や県が取り組んでいるこれらの施策と連携した取組が重要であると考えています。

国の対策の中でも、ICTの推進として介護情報基盤の整備が進められていますが、この介護情報基盤は、利用者、市町村、介護事業所、医療機関などの関係者間で、利用者に関する介護情報をデジタル化し、共有・活用するもので、これにより、大量の紙書類やファックスなどで行っていた非効率的なやり取りが解消され、業務効率化と職員の負担軽減が実現します。今後、労働人口の減少による労働力不足を補うためには、DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務の効率化、省人化が不可欠でありますので、市としましても、介護事業所と連携して介護業務のDXを推進したいと考えています。

また、今後は生産年齢人口が減少していくことから、多様な人材の確保策として、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者のお世話をする仕組みづくりが必要と考えているところであります。具体的にはシルバー人材センターと連携して、家事援助等の生活支援業務を高齢者の方が担える仕組みづくりができないか取り組んでまいります。

なお、本市では、市内事業者正規雇用された30歳未満の市民に対して、奨学金返還に係る支援として最大60万円の補助金を交付する事業を実施しています。介護関係事業者からの雇用も対象としており、若い職員の確保策として取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 介護人材確保のための取組を強めなければ、介護を必要とする人にサービスの提供はできないおそれがありますので、取組をより強めていただくようお願いをし、次の職員の早期退職問題について質問をいたします。

最近、早期退職者が増えているように感じますが、そこで、直近5年間の早期（10年未満）・途中（早期と定年の間）・定年退職者の推移について、総務部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

今回、退職者数の推移につきましては、表にまとめておりますので、タブレット若しくはモニターの資料のほうを御覧ください。

まず、令和2年度から令和6年度までの直近5年間における勤務年数10年未満の早期退職者ですが、令和2年度から順に5人、1人、3人、4人、令和6年度が5人となっております。

ます。なお、この人数には、任期付職員の任期満了に伴う退職及び教育委員会に在籍している指導主事が教育現場に戻られる場合の割愛退職は含んでおりません。

次に、勤務年数が10年以上の中途退職者ですが、令和2年度から順に2人、3人、6人、4人、令和6年度が8人となっております。

最後に、定年退職者ですが、令和2年度に2人、令和4年度に1人となっております。なお、この定年退職者は、令和5年度からの定年延長制度運用前の退職で、60歳での退職となります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 定年まで働き、退職するのではなく、早期に退職するのはそれなりの理由があると思いますが、その理由を総務部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

総務課で把握しております早期退職の理由としましては、他自治体や民間企業への転職や結婚を機に県外へ転居、また、キャリアアップのために次のステージへ進むための退職と、その理由は様々となっております。

ただ、これは本市に限ったことではありませんが、昨今、中途採用の活性化や転職サービスの普及など、転職をすることへのハードルが下がったことも、早期退職を決断する要因の一つになっているのではないかと分析をしているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 早期退職の理由として、他自治体や民間企業への転職や結婚などで県外へ転居などを挙げられましたが、職員一人にかかる業務の負担増や賃金などに問題があるのではないかと。そこで、人口が同等規模の3万人以上4万人未満における九州管内の自治体の職員数及び国・県・県内14市の職員の平均年齢、平均賃金について、総務部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

まず、人口が同等規模における九州管内の自治体の職員数についてですが、こちらタブレット若しくはモニターの資料のほうを御覧いただければと思います。なお、この人口及び職員数については、総務省が公表している資料を基に掲載しております。

この表は、人口3万人以上4万人未満の15市の状況を、人口が多い都市の順に掲載しております。赤色の着色の部分ですが、人口が一番多いのが福岡県中間市で人口3万9,45

8人、職員数は377人、続いて鹿児島県指宿市、続いて本市となっております。

なお、この職員数は全職員数でありますので、水道、下水道事業や常備消防の職員数も該当する都市は含まれていることとなります。

次に、国・県・県内14市の職員の平均年齢及び平均賃金についてですが、こちらも次の資料のほうを御覧ください。なお、総務省が公表している資料を基に掲載をしており、賃金は給料月額で比較をしております。

まず、国・県を除き県内14市は、平均年齢の高い順に掲載しております。こちらも赤色の着色の部分になりますが、平均年齢が一番高いのは天草市で44.2歳、一番低いのは荒尾市で39.7歳、本市は3番目に低い40.3歳となっております。

次に、平均給料月額ですが、一番高いのは熊本市で33万1,700円、一番低いのは合志市で29万5,100円、本市は4番目に低い30万4千円となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 人口で宇土市と同等規模の自治体は、九州管内で資料のとおり15自治体あります。この中で職員数が一番多いのは、大分県豊後大野市、人口3万2,765人で職員数は697人。次に、長崎県五島市、人口3万4,491人で職員数は545人となっております。少ない市では、福岡県大川市、人口3万1,692人で職員数252人、次に宇土市が人口3万6,371人で280人となっております。宇土市と大川市を人口比で見ますと、人口を職員数で割ると宇土市129.89人、大川市125.76人で、大川市が宇土市より職員数が多くなり、宇土市が人口比で一番少なくなっております。職員が少なくなれば、職員一人当たりの仕事量は増え、負担は重くなり、賃金は国・県・県内14市の職員の平均年齢及び平均給料月額では、宇土市は国、熊本市より安く、14市の中でも安いほうだと思います。仕事での負担が重く、給料も安いとなれば、早く条件のいいところを見つけて早期退職になるのではないかと。早期退職を防ぐためには、職員を増やし、負担を軽くし、賃金の引上げなど、早期退職を防ぐ対策や悩みを抱えている職員の相談体制を取るなどしなければ、早期退職を防ぐことはできないのではないかと、このように考えますが、この点につきまして元松市長に考えをお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

議員から御発言がありました離職を防止する対策というのは、非常に必要であると当然思っております。

その中の一つ、職員数を増やすということは、これは当然有効であると思っております。先ほどの表にもありましたとおり、宇土市の職員は今でも少ない状況であります。もっとも、

この表には病院とか消防を抱えているところもありますので、この数字だけは単純には比較できないのですが、一般行政職等で比較しても少ないのは事実でございます。熊本地震前までの話を少しさせていただきますと、正規職員は可能な限り減らすと、そしてそれを補うために非常勤職員を増やすと、それじゃ駄目だと福田議員がおっしゃっていたような状況でございました。熊本地震を受けて、もう業務がとんでもない量になりました。少し落ち着いたかなという頃になってコロナ禍に入って、また新しい業務が多々発生をしてしまって、もう通常業務を回すのが精一杯という状況になったのも事実でございます。

そういったことも受けまして、宇土市定員適正化計画というのをずっとつくっているのですが、この見直しを行っております。そこで現状で言いますと、現状280人ということで、それでも少ないというところなのですが、これでも令和3年度と比べますと30人職員を増やしております。一人一人の負担が極端に重いというのは、もう私たちも実感しております。そのことが新たな事業になかなか取り組めないとか、そういった部分、急遽、突発的に発生してきた業務に対応するのが非常に難しいというところになっておりましたので、そういう感じで今は職員を増やそうという傾向にあるということ、まず申し添えさせていただきます。

特に、子育てとかデジタル推進、情報発信分野や土木などの技術職を増員していますけれども、新たに市が取り組むべき事業が非常に増えてまいっております。今後も業務遂行に必要な職員数を確保しながら、組織としての士気が下がらないよう努めてまいりたいと思います。この専門的な職というのは、やはり一般職が何でもかんでもできるわけではございませんので、餅は餅屋的な感じで、土木ですとか建築ですとか保健師ですとか、こういったところの人数も今増やしてきているというところでございます。

賃金に関して申し上げますと、賃金の場合は年齢に応じて上がっていくという部分があるので、この額が宇土市の30万4千円がよそと比べて低いのかどうかというところは、単純にこれは比較はできません。14市で比べると、熊本市を除けばそこまで変わっていないとは思っておりますが、ただ、民間の大きな企業と比べれば、明らかに低いというのは事実でございます。銀行が数年前4万円初任給を上げられました。そして、今年もまた肥後銀行が上げるという話もありましたが、公務員のほうも少しずつ上がってきておりますが、まだ初任給レベルで比較すると、相当低いような状況になっております。公務員の給与に関しましては、人事院勧告をベースに改定される国家公務員給与等に準じて改定を行っております。ここが原則になっておりまして、これで独自に給与の引上げを行うということは、国や他の地方自治体、民間企業とのバランスを崩すことにもなりかねないため、これは簡単にできる話ではないと、慎重に考えていかなければならないと思っております。

あとはソフト面の話になるのですが、悩みを抱える職員の相談体制についてでございます。

相談を受ける専門職などの配置はしていませんけれども、正規職員と会計年度任用職員含めてですが、いつでも電話、メール等で有資格者に相談できるような体制を外部委託するほか、様々な取組を行っております。

新規採用職員、一番やはり辞めやすい、なじめずに辞めることが多い階層になりますが、これに関しては、令和2年度からパートナー制度というものを導入しております。周囲の若手職員がパートナーとして、仕事だけではなく、必要であればプライベートまでサポートをしていくものでございます。例えば、私が職員として入ってきたときに、この人のパートナーを近くにいる若い職員に相談相手になってもらうというようなことを置くという感じの取組でございます。そのほか、採用後早期に総務課職員が個別に面談を行って、悩んでいることはないか、苦しんでいることはないかということを知るような体制づくりも行っているところでございます。

また、組織全体で申し上げますと、人事評価制度における年3回の個別面談や各部署でのミーティングは、対話や悩みを共有する場として有効に作用していると考えております。

最後にですけれども、離職によって行政経験を積んだ職員がいなくなるということは、さびしくもあり、組織としても大きな損失であります。数年前、技術職として採用した職員が3年、4年、5年ぐらい、やっと立ち立ってきたかなと思う職員が3人一遍に辞めました。1年に1人ずつ取っていたのが、一遍に3人も辞められるとどうしようもないというところ、転職の理由は、よその自治体に行ったり、民間に行ったりという話だったのですが、もう本当に私たちとしては、よそのためにその職員を育てているんじゃないので、是非是非うちで学んだことは、宇土市役所で生かしてもらいたいという気持ちはあるんですけれども、転職の理由は様々であります。福田議員も御心配いただいていますように、働きやすい、魅力ある組織にする。そのためには職員数もきちんと揃える、過度な業務負担が及ばない、これは簡単じゃございませんが、賃金も民間に負けないようにするようなこと。また相談の体制とかもしっかりして、心のサポートもやっていくというような組織となるように努力をしていきたいと思っております。とにかく職員がここで仕事を続けたいと思われるような、職員に寄り添った対応に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 職員を増やし、賃金の改善など、早期退職を防ぐために力を入れていただきたいと、このことを強くお願いをいたしまして、今回の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。本日も3人続けて質問と要望がありましたので、実施したいと思っておりますので、11時40分から会議を開きます。

-----○-----
午前 11 時 32 分休憩

午前 11 時 40 分再開
-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

1 番、土黒功司君

○1 番（土黒功司君） 改めまして、こんにちは。会派、風の土黒功司でございます。質問に入る前に、まずは一言お礼を申し上げます。今回の議会開会日に採決されました、G I G A スクール構想に基づく小中学校生徒用のタブレット端末の整備につきましては、私からもこれまでの一般質問で要望をさせていただいておりました。そんな中で、国が推奨するスペックを上回る高性能な端末の導入を進めていただいたことに関しまして、市長、教育長をはじめ、関係職員の皆様、大変な御苦勞があったと思っておりますが、調整等御尽力いただきまして本当にありがとうございました。今後、宇土市の G I G A スクール構想の推進に大きく期待しております。

前置きが長くなりましたが、通告に従いまして今回は、市民活動の持続可能な運営体制について、市職員の人材定着について、走湯かわまちづくり事業について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1 番（土黒功司君） それでは質問させていただきます。まずは、市民活動団体の支援の現状と持続可能な運営体制の構築についてです。市の学校教育課において地域に根差した P T A、スポーツ推進委員、体育協会等の市民活動団体がございます。こちらの団体は、市民の生きがいつくりやスポーツを通じた健康づくり、更には市民同士の交流促進など、幅広い分野において行政の補完的な役割を担い、地域社会の基盤を支えている柔軟な存在であります。しかし近年、働き方改革など、市民におけるいろんな事情が変わることにより、たくさんの役員における負担、活動を推進していくに当たってのいろんな問題が突出しております。そうした中で、こういったときに毎年役員の選出時期には、誰が引き受けるかをめぐって、役員に対して精神的なプレッシャーが多くかかっている現状があります。そこで、今回の質問です。本市が所管又は関与している市民団体（P T A・体育協会・スポーツ推進委員）について、各団体への活動支援、予算措置（活動経費や人件費等）の規模と内容並びに役員や構成員に対する手当等の有無及びその内容について、教育部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

三つの団体の活動におきましては、有益で献身的な役割を担っていただいております。教育委員会としてもとてもありがたく感謝しております。本市の生涯活動推進課が事務局となっております団体の現状につきましてお答えします。

はじめに、宇土市PTA連合会事務局の主な業務としましては、各学校のP数・児童数の取りまとめ、広報発行の編集業務、総会や理事会など各種事業の開催に際しての資料作成、会計業務等で、事務局員として会計年度任用職員1人が専従しております。PTA連合会としての活動財源は、市から4万9千円の補助、青少年育成市民会議から7千円の助成、全小中学校負担金として2万円、一世帯当たり100円をPTA数の約2,300世帯で合計約30万円でございます。

次に、宇土市体育協会事務局の主な業務としましては、協会の運営や各種スポーツにおける主催事業を実施しております。事務局員は、スポーツ振興係員が兼務しております。協会としての活動財源は、トンネル補助となる県民体育祭等への派遣費を除けば、体育館周辺の自動販売機手数料約140万円、各種目協会負担金として47万6千円、大会参加料約15万円などを運営活動費としております。なお、体育協会として、役員に対する報酬や手当の支給は現時点では行っておりません。

次に、宇土市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき、教育委員会が委嘱する非常勤の職員で、主な業務は、健康増進を目的に、地域のスポーツ振興に向けた企画・立案、ニュースポーツの普及、そして各スポーツ行事の補助業務などです。

その事務局業務は、スポーツ振興係員が兼務しており、推進員の活動が円滑に実施できるよう、開催日程調整や会議資料の作成、定例会への参加等を行っております。なお、市から委員個人に報酬として年間3万4,900円と、会議やイベント等への参加に応じて報酬や費用弁償などを支給しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。各種団体に対する手当等の御説明ありがとうございます。御説明にありましたが、まず体育協会についてですが、役員の手当がない中で、会長は年に数十日程度の稼働があります。こちらは、やはりこれだけの稼働があると、私生活、仕事にも大きな支障を来しております。また、PTAについて、市の補助についての言及がありましたが、宇土市における各小中学校PTAは、宇土市のPTAだけではなく、宇城のPTA連合会への活動又は県のPTA活動など負担等もあり、各小中学校のそれぞれのPTAに対する金銭的、時間的、作業的負担も大きな問題であると感じております。こうした状況を踏まえ、私としてもこういった団体を持続可能な団体にしていくため、市民等の参画の活動の継続を支えるためには、やりがいのある仕組みづくり、財政的支援づ

くりなどの強化として、市としての大きなバックアップが必要であると感じております。そういった中で質問です。市民活動団体において、今回述べさせていただいた役員のなり手不足や活動の継続困難といった運営上の課題が見られるが、市としてどれほど状況を把握されておりますか。また、そこにおける課題に対して、対応方針や今後の支援、改善の方向性について、教育部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

役員のなり手不足については、団体活動に対する理解や活動経費など共通の課題が多く、背景には、社会構造の変化や家庭の多様化、価値観の変化、そして経済的、時間的な負担など複合的な要因が考えられます。

はじめに、PTAが直面している課題としましては、共働き家庭の増加やひとり親世帯の増加で保護者の時間的余裕がないことや、少子化により会員数が減少し、会費収入が減少傾向にある中、圏域のPTA連合会や国や県のPTA連合会への負担金もあり、組織から脱会が相次いでいること。また、PTAの存在意義が伝わっておらず、学校教育活動への協力体制への影響が出てきていること。更には、PTA活動が義務や強制と捉えられ、負担感や敬遠される風潮にあり、役員のなり手が不足していることなどが考えられます。

次に、体育協会の課題としましては、役員の時間的負担が大きく、会長や役員の後任探しに非常に苦慮している点にあります。特に、会長は年間で参加する行事が数多く、働く現役世代がその役職に当たるには大きな負担となっております。現在、体育協会と情報交換を行いながら課題を整理しているところですが、役員への日当等についても協議していきたいと考えております。しかし、物価高騰や人件費高騰に伴う大会運営に関する費用増額の影響で、以前と比べ、体育協会予算に余裕がない状況にあります。そこで、財源確保のために、体育協会主催の大会参加費の見直しや、支出を抑えるため経費削減策を検討しているところであります。

最後に、スポーツ推進委員協議会の課題としましては、年間を通して多くのスポーツ行事があるため、特に役員の時間的負担が大きいこと、また、地域貢献意識の強い一部の方々に頼りがちで、そのため、担い手の高齢化・固定化を招いており、後継者がなかなか見つからないことが挙げられます。

今後の方向性としましては、持続可能な活動にするために、活動内容や時間、費用の面などを検討することが必要と考えます。これからは特に、各種団体の存在感を示しつつ、活動の一部簡素化や業務の改善見直しなど明確にし、できるだけ負担を軽減していくことが、組織の継続につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。私から取り上げさせていただいた団体について、細かな課題のほうを把握されており、今後の対応についても検討されているということで、本当に心強く感じました。ありがとうございます。こういったところは、今回市への提言とさせていただいておりますが、やはり宇土市民としても一市民として考えるべきことであり、市民自らが動くことも大変重要であるというのは、私自身も考えております。そういった中で、やはり市民と行政とで一体となって、こういった市民のためになるような活動をより関係性を持って継続可能な活動にしていきたいと私自身も思っておりますので、是非とも、今後とも協力していただければと。また存在意義に関しては、やはりこういったときに市長や教育長からの強いメッセージがあると、やはりやっている私たち自身としてもやりがいを感じますので、昨年も会議等で話していただきましたが、そういったところを是非市民にメッセージを伝えていただければと思います。ありがとうございました。

続いての質問に移らせていただきます。先ほどの答弁にありました福田議員の答弁にかなり重なるところがありますが、御理解のほどいただければと思います。私からは、職員の人材定着という視点に向けた現状の取組と今後について、方向性をお尋ねさせていただきたいと思っております。やはり私としても、先ほど市長からの答弁もありました組織を動かすためには人がいりますし、宇土市としても限られた人員の中で業務をされている各職員の方々も一生懸命業務を遂行されているというのは、私自身としても感じております。そういった中で新しい人を入れたりということも、結果として表れてきているところですが、やはり大事なのは、辞めていく方々をいかに止めるか。ここの市職員としてやりがいを持って働くということ、いかに多くしていくかということが大事だと思っております。そこで、質問が重なりますが、過去5年間における本市職員の退職・離職者数の推移について、私からは年代別・役職別の傾向、離職理由の状況、市として把握している離職要因について、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

まず、直近5年間における退職者数の推移について、年代別・役職別に表にまとめておりますので、タブレット若しくはモニターの資料を御覧ください。

なお、この人数には、先ほど申し上げましたが、任期付職員の任期満了による退職及び教育委員会に在籍している指導主事が教育現場に戻られる場合の割愛退職は含んでおりません。

まず年代別の推移ですが、10代の退職者はおりません。以後年代ごとではばらつきはありますが、20代は5年間で合計8人。30代の合計が10人、40代の合計が12人、50代の合計が9人、60代は合計5人となっております。

次に役職別の推移でございますが、一番若手の主事や技師が5年間で合計16人、参事が合計11人、係長級が合計7人、課長補佐が合計2人、課長が合計4人、部長も合計4人となっております。

また、退職の理由につきましては、先ほど福田議員の答弁と重複いたしますが、他自治体や民間企業への転職や、結婚を機に県外へ転居、またキャリアアップのために次のステージへ進むための退職と、その理由は様々となっております。

中途採用の活性化や転職サービスの普及なども、離職を決断する要因の一つになっているのではないかと分析をしているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。改めてのデータになるんですけども、やはりこういった20代、30代の若手職員の方々の退職という数が多かったということと、やはり私としては昨年度、令和6年度13名の方が退職されているということで、いろいろ御答弁にありましたように、中途採用の活性化や転職サービスの普及ということで、いろんな転職が活性化している中というのは、私も重々承知をしております。私自身としても転職は数度経験したことがありますので、転職する理由も分からないのではないのですが、やはり組織としてこういった社会情勢はありながらも、そういったところを理由にするのではなく、そこをさらにより一層取り組んでいくべき課題であるというふうに私の中では考えています。その中で、まずこれまでの取組についてですが、職員の人材定着に向けて本市がこれまで取り組んできた施策について、働き方改革や業務負担の軽減、メンタルヘルス支援、キャリア支援・職員育成体制の整備状況、そして何より人事評価制度改革の進捗、これまでどういったことが行われていたかお尋ねいたします。総務部長よろしく申し上げます。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

職員の人材定着に向け、職員にとって働きやすい、魅力ある職場づくりを目指し、これまで開始した取組の一部を御紹介したいと思います。

まず、働き方改革の視点で、令和6年度から、夏季休暇について、取得日数を3日から5日に拡充しており、職員の休暇制度の充実を図っております。

また、公務の効率化及びワーク・ライフ・バランスの充実を図ることを目的として、毎週水曜日のノー残業デーにおける庁内一斉消灯、時差出勤制度の導入及びテレワークの試験導入を実施しております。

ほかにも、職員の服装について、通年を通し職員自らが快適で働きやすい服装を選択できるように、昨年11月からノーネクタイ勤務を試行的に導入し、本年5月から通年輕装の本格

運用を開始しております。

次に、業務負担の軽減についてです。

これまでも、課内での応援であれば、日常的に実施しており、部内の応援であれば、課長同士の協議のもと、各部長の裁量で実施しております。それでも対応できないような場合には、全庁横断的に応援をお願いすることもあり、過去には、熊本地震の際の災害対応業務や、新型コロナウイルス感染症関係事務で実施したことがございます。

状況によっては、兼務辞令の発令や、会計年度任用職員を配置するなど、職員の業務負担軽減のため柔軟に取り組んでいるところです。

次に、メンタルヘルス支援についてです。

先ほどの福田議員の答弁と重複する部分もございますが、職員などがいつでも電話、メール等で有資格者に相談できるような相談窓口を外部委託するほか、新規採用職員に対して、令和2年度からパートナー制度の導入も実施しています。

併せて、入庁後早い時期に新規採用職員と総務課人事係の面談も実施しており、一人で悩みを抱え込まないような体制づくりも行っているところです。

次に、キャリア支援・職員育成体制の整備状況についてです。

宇土市人材育成基本方針のもと、毎年研修計画を策定し、階層別・目的別での研修の充実を図りながら、職員の育成を行っております。外部への派遣研修は、職場内又は階層別研修等で身につけることが難しい専門的な知識を習得するため、毎年多くの職員が受講し、自身のスキルアップを図っているところです。

さらに、受講後は、必要に応じてOJT研修を実施し、専門知識の共有を図ることで、研修効果を効果的に組織へ還元させることとしています。

最後に、人事評価制度の見直しについてでございます。

本市の人事評価制度は平成18年度に本格運用を開始し、これまでも細かな改善を加えながら見直しを行ってきたところです。

この制度を人材育成のツールと位置づけ、目標管理、個人面談、行動記録、成績評定を日々の業務とリンクさせながら管理・監督職からの指導・助言を積み重ね、職員のスキルアップやキャリア形成にも取り組んでいるところです。

しかしながら、制度運用から長期間経過していることから、時代に即した人事評価制度となるよう抜本的な見直しが必要であると考えているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。これまで様々な対応のほうを取られているということが理解できました。ありがとうございます。ただ、やはりそういった対応

を取られている中においても、この離職がとどまっていけないという現状ということには間違いないと思います。やはり私としては、仕事のやりがいづくりということが何よりも大事だというふうに思っております。そういったこれまでの取組を踏まえ、市長にお尋ねしたいのですが、今後の人材定着・離職抑制に向けた取組として、他自治体の先進事例の調査や活用、人事評価制度の更なる見直し、人材マネジメントの方針の再検討、柔軟な勤務制度の導入検討など、職場風土改善に対する今後の方針についてお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

今回、議員からは早期退職の状況を踏まえ、人材定着・離職防止対策についての御質問をいただき、これまでの取組の一部については、先ほど総務部長から答弁をさせていただきました。

私からは、今後の方針を新たな取組も交えながら述べさせていただきます。

まず、人事評価制度についてでございます。平成18年導入という話でありましたけれども、これが導入した当時のことから少しお話をしますと、宇土市が富合町と合併協議をして、結果的にこれが破綻をいたしました。当時、あめとむちと言われたように、合併したところには特例債を上げますよ、合併の支援をしますよということで、お金が来るということでした。当時、宇土市も富合町とともに庁舎も建て替えようというような計画がなされていたのが、この合併でございました。これが破綻をして、合併をしないところは、交付税を減らすと言われておまして、財政が非常に不安定になる、これからどんどんきつくなるぞというような時期でございます。この頃、職員の給与カットというのがかなり議論をされました。私もその委員会とかにも入っていたのですが、そのとき、私たちが主張したのは、やはりやりがいを持って仕事をする以上は、処遇だけはきちんとしてくれと。その代わり、職員が多いならば減らしましょうと、仕事を回していく上で効率が悪いならば効率を高めて、一人一人のレベルをスキルアップさせて、少数精鋭の組織づくりで困難を乗り越えようということで、この制度はできています。平成14年頃に検討が始まりまして、平成18年に本格導入なのですが、平成16年、私がちょうど人事係長で担当していた頃でございますけれども、平成16年に試行導入をしました。このときは賞与への成績反映をしました。査定昇給を入れて給料まで反映をさせるというような本格導入に至ったのが、平成18年でございます。この導入したときのキャッチフレーズが、先ほどありましたように、人事評価制度、当時は人事考課制度と呼んでおりましたが、人事考課制度は人材育成のツールであると、単に給料を上げる、下げるの話ではなくて、職員を育てるための道具であるということがまず1点、それと難しいからできないというのではなくて、必要だからやらなければならないんだということをやキャッチフレーズにして導入をしております。平成18年当時の話でいくと、国家公務

員のこの評価制度というのは、まだ入っておりません。国家公務員に先行する制度でありました。九州でも多分うちが一番早かったんじゃないかなと思うぐらい、全国的に見ても非常に先進的な制度であったということが当時の制度です。以後、マイナーチェンジ、いろんなことを足りない部分を補いながら見直しはしてきております。しかしながら、現時点では、この制度が本格導入されてから、もう17年経っておりますし、やはりやや時代遅れの感があるというのを私も感じております。そういうことで、マイナーチェンジをしながらここ数年、何をしたらいいだろうかと考えてはきたのですが、やはりこの制度自体を抜本的に変える必要があるんじゃないかということを強く感じておりまして、抜本的な見直しをしようということを指示しているところでございます。ただ、ちょっと時間がかかります。簡単にはできませんが、今それに着手するところでございます。

大事なのは、組織としての大きな目標達成のために、職員個人が成長を感じることができる、これはやりがいという意味だと思います。そして評価結果を納得できる。こういう評価に何でなったんだ、じゃあどこが悪いんだ、どこを改善すればいいんだ、自分が認められているのはどこなんだというところを、しっかりと評価される側も把握できるような制度にしなければならないと思っております。そのあたりがポイントとなります。例えば、個人面談において上司から部下に対して、期待する役割をしっかりと伝える。そして、年3回やっている面談の中で、できていることをしっかり評価をする、できていないこともしっかり伝えて、それをフォローしていくというような体制、このようなことを制度の中できっちりと組み込んでいく。今もあるのですが、延長線上というよりもちょっと手法を変える必要があるのかなとも思いますが、そういったところの見直しをしなければならないと思っております。

次に、人材マネジメントについてでございます。個人の能力向上のために庁内の研修や派遣研修など、これまでも実施してきましたけれども、その能力を最大限に引き出し、組織力の向上につながるよう人材を確保し、育成し、しっかり評価をして配置する。いわゆるマネジメントは、特に管理監督職に強く求められる能力として欠かせないものだと思っております。しかし、幅広い視野が必要であり、これも簡単に身につくものではありません。今の人材育成基本方針、これは平成29年度に策定したものでありますけれども、そういった部分も踏まえれば、見直す時期が来ているのかなと思っております。こちらのほうもお茶を濁すのではなくて、しっかりとゼロから作り直すぐらいの気持ちで取り組む課題であると認識しております。

次に、柔軟な勤務制度、テレワークなどについてでございます。国が示す自治体DX計画の重点項目にも掲げられており、試験的な導入の中で問題点などを整理しているところでございます。多様な働き方が求められる中での一つの選択肢ではありますが、対象者を広げ本格運用するには、解決すべき課題も多いと捉えております。既に導入した時差出勤制度など

の利用も促しながら、働きやすい職場という視点を今後も大事にしていきたいと思います。

以上、幾つか御紹介しましたが、離職防止、人材定着の課題に対して、他自治体でもいろいろな取組がなされております。例えば「1 on 1 (ワン オン ワン) ミーティング」は、上司と部下が週1あるいは月1の頻度で短時間の面談を行い、業務の進捗管理をしていこうというものです。また評価制度では、多面的な評価を取り入れられているところもあります。上司からだけでなく、同僚や部下からも評価を受けることで、評価の納得性を上げることが期待されるという意見もあります。このような取組も参考としながら、本市に合った効果的な手法について考えてまいりたいと思っております。

最後に、議員からの御発言もありましたが、特に若手、中堅職員を意識した取組について、2点御紹介いたします。

まず、九州どまんなかプロジェクトです。これは、若手職員が中心となり様々な行政課題に対し、自ら考え、提案することで、特にやりがいを感じ、活躍を実感できることを目指したもので、実現に向けて進行中の提案もございます。仕事の延長線上だけでなく、例えば、広報PRを税務課の職員が考えるとか、自分の仕事は置いておいて、市の職員としてどう考えるかということを形にしようというようなプロジェクトだと思っていただければいいと思います。このような活動に関しても、人事評価制度では積極性あるいは実行力などのプラス要素と見ることもできます。今後は、このような担当業務以外の活動も幅広く組織として認めてあげる仕組みにしたいと思っております。

また5月から、副市長と若手職員グループとの意見交換を開始しました。若手職員の考え、意見を聞きたいという副市長の強い思いがあり、幾つかの意見に関しては、所管部署でその実現可能性について検討している事例もあります。なお、この職員の声を聞くことは、これまで以上に意識すべきであり、副市長が今行っております意見交換以外にも、その方法を考えてまいりたいと思います。

先ほど、福田議員への答弁にもありましたが、職員の平均年齢が非常に若い組織であります。また、若手職員の離職が多い状況を踏まえ、若手職員が働きやすい、やりがいを感じられるという視点がとても大事だと思います。まずは、これまでのやり方、考え方を柔軟に変えていくというような職場風土が求められます。

そうは申しませんが、簡単なことではありません。しかしながら、そうならないと組織が維持できないんだという強い気持ちのもと、職員からの意見も大事にした組織づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。まさかこの宇土市と富合町の歴史からお話いただけるとは、また現在様々こういった課題に対して、いろいろな対策を検討されているということで、本当に心強く感じました。こういったところで質問をさせていただいてる中で、やはり人材育成とか人事評価というのは、本当に非常に難しいものだというふうに、私の立場からですが思っております。私自身もこういった議員という立場をさせていただいてまして、日々やっていることに対して空虚感を覚えることもありますし、ただやはり、一言周りの人からありがとうという言葉をもらえると、それだけで何か、ああ、やってきてよかったなど。冒頭に上げましたが、タブレットを今回変えていただいたことも、本当に皆様が頑張っていたいただいた結果と思うんですけれども、一つ一つ何か着実に市民のためになっているということが実感できたときは、何か本当にやりがいを感じるところでございます。やはり市の職員に対しても、こういったところは何を言っても無駄とか、結局、数年後自分が関われないといったところがあると、やはりそういったところはやりがいが感じられなかったりということもあると思いますので、是非ともすごく難しい課題だと思いますが、取り組んでいただければと思います。また、今回御答弁の中には入らなかったんですけども、私個人としては行政としても一つプロフェッショナル制度といいますか、プロフェッショナルジェネラリスト、一般的な職と、今日は専門的な職についても御答弁いただきましたが、やはり人にはそれぞれ特性があって、やはり一つに特化することが好きな人、いろんなことに対面的なことをするのが好きな人というのは、いろんな様々な人がいると思います。そういったそれぞれの人の特性を生かした、またキャリアアップにつながるような人事配置、組織運営をしていただければと思います。最後に、組織はやはり人です。人を大切にできる持続可能な組織運営づくりを今後も強く期待いたします。

最後の質問に移らせていただきます。走潟かわまちづくりについて、これまで私も一般質問の中で、公園の事業について質問させていただいております。やはり公園というのは、市民にとって魅力ある、また宇土市外の人にとっても訪れたい場所ということで、大きな事業であると、また子育てに関しても大きな選択肢となるような事業であると考えております。そうした中で、現在取り組まれている走潟地区での走潟かわまちづくり事業というのは、やはり自然環境を大切にしながら、水辺空間と一体となった都市整備に進められていることが期待されており、私自身も非常に注目しております。そんな中で、まず現状なんですけど、かわまちづくり事業のこれまでの取組と市民参加の状況について、これまでに開催されたワークショップや検討会の体制、実施頻度や内容、市民から寄せられた主な意見や要望の傾向、また意見集約に際して配慮している点等、お伺いできればと思います。企画財政部長よろしく申し上げます。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、走潟地区かわまちづくり計画が始まった経緯について御説明いたします。

平成27年度に、緑川旧河川敷の公園化について地区住民からの要望を受けた走潟地区振興協議会から、市に陳情・要望等があったことが計画の始まりでございます。その後も毎年、陳情・要望等が続く中、令和2年6月に走潟地区かわまちづくり協議会を設置し、併せて具体的な整備メニュー等について検討する実行委員会も設置しました。

協議会の構成団体は、走潟地区行政区長会、グリーンはな走会など地元8団体、そして国土交通省及び宇土市で構成されております。

また、実行委員会の構成団体は、協議会の構成団体に、宇土市アーチェリー協会、走潟地区グラウンドゴルフ協会などもメンバーに加わっております。

協議会及び実行委員会の設置後、令和2年10月から11月にかけて、走潟地区の住民や小中学生、高校生を対象にアンケートを実施し、地域のニーズ把握に努めてまいりました。

アンケート結果では、住民からマルシェ、散歩などの要望のほか、洪水・高潮時の一時的な避難場所として活用したいといった御意見が、また、小中学生や高校生からは、サッカー、カヌーなどのほか、オープンカフェを希望する声もありました。

こうした御意見を踏まえ、令和3年5月に、走潟地区の水辺を生かして地域のにぎわい創出を目指す走潟地区かわまちづくり計画を提言し、同年8月に国土交通省のかわまちづくり支援制度に関わる計画として登録されました。

令和2年に協議会及び実行委員会を立ち上げてから、これまでに協議会を5回、実行委員会を7回開催し、様々な御意見を伺ってまいりました。また、昨年9月の祝日には、社会実験として、実行委員会のメンバーや地元の各種団体の皆様に御協力をいただき、地域住民参加のもと、現場で炊出し訓練を実施しました。これにより、日常は憩いの場であり、非常時には一時避難場所としても活用できる場所であることを、地域の方々に認識していただくきっかけになったものと考えております。

これまでの会議で寄せられた御意見としては、遊具や広場を整備して、子どもから大人までいつでも様々な活動ができる場所にしてほしいという要望が多数あり、また、アクセス道路に関する要望などもございました。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。この事業は令和2年度からスタートしているということで、本当に長期間にわたり、慎重な審議、また市民等の声を丁寧に吸い上げていただき、本当にありがとうございます。そんな中、今回市民から寄せられた意見を市としてどのように受け止め、今後どのように具体的な整備計画へ反映していくのか。また、

現時点で整備されている整備方針や導入予定時期、施設の内容、地域住民との協働体制、整備後の維持管理について、そして今後の整備に関する事業スケジュールの市民参画の位置づけについて、企画財政部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

協議会や実行委員会、更にはアンケートなどにより地域の皆様から寄せられた御意見は、走潟地区かわまちづくり計画にとって大変重要な指針であると認識しております。いただいた御意見やニーズを踏まえ、庁内の関係部署と協議を重ねた上で、整備計画の基となる基本計画を作成したところです。

現時点で予定している主な整備内容としましては、グラウンドゴルフ場、遊具やドッグランを備えた多目的広場、日常は憩いや交流の場としてマルシェやイベントを開催でき、非常時には一時避難場所としても活用できる管理棟を備えた高台広場、さらにミニサッカー場としても利用できるアーチェリー場などがございます。このほか、散策やジョギングを楽しめる通路の整備や、水辺の自然環境を生かしてカヌー等ができるよう、親水護岸の整備も予定しております。

今後、整備を進めるに当たりましては、多大な費用が見込まれますので、国の交付金を財源とする新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第2世代交付金の活用を予定しており、今年度の事業につきましては、4月に交付決定を受けたところです。

この交付金を活用する事業は、事業計画期間がおおむね3年間となっていることから、本事業も3年間で実施する予定です。

具体的には、今年度は設計を行う予定であり、今定例会において、設計に係る予算を上程させていただいております。来年度及び再来年度の2年間で工事を進め、令和10年度の供用開始を目指しております。

施設の維持管理につきましては、行政と地域団体が連携して行う必要があると考えておりますが、まずは、地元の団体等による日常的な清掃活動や施設管理など、地域が主体となった体制づくりをお願いしたいと考えております。

今定例会で予算の議決が得られましたら、設計に着手してまいります。その後の工事も含め、各段階における事業の進捗や内容につきましては、必要に応じて地域住民の方々への説明を行いながら、地域とともに歩むかわまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。市民の声をいろいろ拾い上げていただき、本当に多機能な施設ができ上がるのではないかとというふうに期待しております。また具

体的なスケジュールとしても3年後に向けて動き出すということで、期待が高まっております。そんな中で、本事業は走潟かわまちづくりという名前で事業が進んでおりますが、やはりこちら宇土市走潟町は、熊本市と隣接する場所であり、大きな宇土市としての本当に重要な玄関口になるというふうに思っております。そんな中で、市長への見解をお尋ねしたいのですが、今回、本事業を宇土市としての都市整備施策の中でどのように位置づけられているのか。第6次総合計画、都市計画マスタープラン等における公園整備、水辺空間の活用との整合性、本事業を市の地域づくりや観光等の回遊性の核となる考え方、更には熊本市、宇土中心市街地との連携の方向性について、市長の見解をお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

走潟地区かわまちづくり事業は、先ほど部長答弁にもありましたとおり、もともとは走潟地区からの要望によって動き出したものでございます。しかし、この事業は単なる一地域の公園整備にとどまらず、宇土市全体のまちづくりや都市整備において、非常に重要な役割を担うものと考えております。言い方を少し変えれば、走潟に公園をつくるというよりも、宇土市を代表するような多目的な広場、多目的な公園が走潟にできると思っていたかと思ひます。そういうような位置づけでありますので、国の第2世代交付金の採択も決まったんだらうと思ひております。

まず、本市の最上位計画であります第6次宇土市総合計画では、地域資源を生かしたまちづくりの一つとして、水辺に親しめる空間整備により、市内外の人たちが交流できるエリアの開発を本事業で進めることを掲げております。

また、本年3月に策定しました宇土市都市計画マスタープランにおきましても、親水環境の形成や交流拠点の創出を目指し、本事業を推進することで、地域のにぎわいづくりにつなげる都市施設を整備する方針としております。

さらに、同じく本年3月に策定しました宇土市こどもどまんなか計画でも、子どもや若者が安心して過ごせる居場所づくりの整備の一つとして、本事業を位置づけております。

加えまして、昨年11月に行ったこどもまんなか応援サポーター宣言におきましても、市内の公園をもっと楽しく使えるように整備しようという宣言をしたところでございますが、ここも含まれております。

このように、本事業は、市の各種計画や方針としっかり整合性を図りながら進めておひまして、地域資源を最大限に活用することで、新たな交流とにぎわいの拠点づくりを目指しておひます。

また、本事業は、地域住民の方々はもとより、市内外から多くの方々に訪れていただける

ような魅力ある空間とすることで、宇土市全体の回遊性や地域間交流の促進、更には地域経済の活性化にも寄与するものと考えております。

将来的には、中心市街地や周辺エリアとの連携、更には熊本市など近隣自治体との広域的なネットワークの形成も視野に入れ、本市のまちづくりの核となる施設整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。今回、走潟かわまちづくり事業、宇土市総合計画や都市計画マスタープランだけではなく、こどもどもんなか計画のこどもまんなか応援サポーター宣言においても、重要な位置づけにされているということで、本当にこういった事業が宇土市で進むというのは、宇土市民として、子育て世代に関わる者として、本当にうれしく思っております。また、先ほどと重なりますが、宇土市の窓口として、宇土市の一つの大きな魅力がここにでき上がるということ、本当にわくわくしております。今回、大変大規模な事業ですのでいろいろ大変なことではあると思います。今後も引き続き丁寧に着実に整備を推進していただきたいと、そして何よりこういった大規模事業が10年後、30年後、50年後に育つ宇土市の子どもたちに向けての大きな誇りある設備となることを本当に切に願っております。私としても精一杯協力させていただきたいと思っておりますので、いい施設ができて上がるように頑張っていきましょう。

一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 本日も昼食時間まで質問を継続いたしました。御協力いただきありがとうございます。

以上で、質疑及び一般質問を終わります。

次の本会議は、明日20日金曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時33分散会

第 4 号

6 月 2 0 日 (金)

令和7年6月宇土市議会定例会会議録 第4号

6月20日（金）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 杉本 寛議員

- 1 交通渋滞の緩和に向けて
- 2 本市における職員の人材育成について

2. 中野洋一議員

- 1 令和6年度熊本県公立学校「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために」の結果について
- 2 グローバル化する社会を生き抜く英語教育の充実について
- 3 移住・定住促進について
- 4 搾乳できる環境づくりについて
- 5 改正戸籍法による戸籍への振り仮名の届出に関連する詐欺に対する注意喚起について
- 6 防災カタログギフト導入による自助意識向上と実効性確保について

3. 佐美三 洋議員

- 1 島山にある戸口町共有墓地について
- 2 現在行っている島山の干潟景勝地整備に関連する事業について
- 3 戸口町共有墓地を今後活用するための法的事務手続について
- 4 島山の新たな地域資源としての有効利用・活用策について

日程第2 常任委員会に付託（議案第48号から議案第64号まで）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（17人）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 土 黒 功 司 君 | 2番 杉 本 寛 君 |
| 3番 中 野 洋 一 君 | 4番 浦 本 晴 美 さん |
| 5番 佐美三 洋 君 | 6番 小 崎 憲 一 君 |

7番 今中真之助君
10番 宮原雄一君
12番 檜崎政治君
14番 中口俊宏君
16番 山村保夫君
18番 福田慧一君

8番 西田和徳君
11番 柴田正樹君
13番 野口修一君
15番 藤井慶峰君
17番 村田宣雄君

4. 欠席議員（1人）

9番 園田茂君

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	光井正吾君
教育長	前田一孝君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	野口泰正君	市民環境部長	加藤敬一郎君
健康福祉部長	江河一郎君	経済部長	山崎恵一君
建設部長	草野一人君	教育部長	池田和臣君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	松下修也君
まちづくり推進課長	木村るみさん	財政課長	北谷太示君
市民保険課長	柘植さや子さん	環境交通課長	渡辺勇一君
こども家庭センター所長	池田忠陽君	農林政策課長	豊田栄二君
商工観光課長	三浦仁美さん	土木課長	下田竜一君
学校教育課長	淵上真行君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

次長兼議事係長兼庶務係長	薦田昌臣君	議事係参事	村田有美さん
庶務係参事	中山裕輝君		

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君） これから本日の会議を開きます。

本日、9番、園田茂君から欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（野口修一君） 日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

2番、杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 皆さん、おはようございます。会派「志」の杉本です。本日は、交通安全渋滞緩和に向けた取組と人材育成の件について、一般質問させていただきたいと思えます。私的なことではございますが、このたび、今話題になっております備蓄米を購入することができました。そこで、ここで政府を批判してもしょうがないのしょうけども、皆さんに御承知おきいただきたいのが、政府は備蓄米を売れ売れとニュースで言っています。その代わり我々卸売業者に対して、あの書類がない、この書類がない、この数字がおかしい、日付が間違えている、もう本当、訂正だらけでございまして、なかなかいまだに備蓄米は入ってこないという今日でございまして、でも政府はテレビで、一日でも早く消費者のエンドユーザーに届くようにというふうな協力要請をしているかのように見えますけれども、実際、業者から来た返答は7月の第3週目の中頃ということで、でも政府は販売計画書の中で、6月、7月、8月の3か月間で備蓄米を販売してしまえということをお我々に要求してきております。非常に政府がテレビで言っていることと、今現状、我々が置かれている立場との溝があまりにもありすぎるせいで、非常に遺憾な思いをしているということを冒頭にお話しさせていただきまして、一般質問に移らせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野口修一君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 早速ですが、12月定例会でも私が一度一般質問させていただいておりました案件になりますが、そのことに対しまして進捗状況と、また追加での御提案も含めて、再度お尋ねさせていただきたいと思えます。まず初めにJR在来線、もう本当に市民の人たちの生活の足とも言える交通の要衝ではあるんですけども、そのJR在来線での人身事故又は在来線と自動車、車両の接触事故、過去5年間で一体何件発生したのかということに対して、市民環境部長にお尋ねさせていただきます。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） おはようございます。御質問にお答えします。

本市にはJRの在来線は、鹿児島本線とあまくさみすみ線の二つの路線が走っております

が、事故状況等につきましては、市で情報を把握しておりませんので、過去5年の在来線における人身事故件数につきまして宇城警察署に照会しましたところ、1件との回答がっております。

詳細としましては、令和5年7月に旭町の鹿児島本線の境目踏切におきまして、鹿児島方面に進行中の貨物列車と軽自動車とが衝突し、軽自動車に乗っていた2名が負傷したとのことであります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 御答弁ありがとうございます。私なりに調べたところ、2023年7月28日午前9時ですね、今部長がおっしゃられていた事案はこの案件ではないかなと思います。さらにネットのほうで調べたところ、2022年3月、境目町、境目踏切、宇土シティのほうに抜けるところの踏切だと思います。そこで、八代ー熊本行きの普通列車に70代の男性が線路に横たわっていた状態ではねられ、亡くなったという事例もございます。また、そのほかにはちょっと遡りますけど、2021年1月、宇土駅から緑川駅、宇土市城之浦町ですね、旭町から城之浦のほうに抜ける歩行者と自転車のみが通行できる踏切で、当時19歳の方がはねられ、病院搬送され、意識不明の重体ということで、さらに過去に遡りますと追加で6件、合わせますとトータル9件の人身事故が発生しているということが分かりました。そこで、正直疑問に思うのが、何でこんなにたくさんの方が亡くなっているのに対して、JRが何も対策を講じない。講じれないのか、講じないのか、そこはちょっと疑問ではありますが、何も今までどおり、これは何人の方が亡くなれば、JRは本気でこういった人身事故がなくなる方向で動いてくれるのだろうかというところに対して、ちょっと憤りを感じる次第ではございます。本当にお亡くなりになりました方々には、この場をお借りして御冥福をお祈りしたいと思います。

そこで、次の質問に移らせていただきます。12月にも御質問させていただきました交通渋滞の緩和に向けて質問させていただいた結果、その後、どういうふうにも本市において取り組まれているのかについて、改めて市民環境部長にお尋ねさせていただきたいと思っております。市民環境部長お願いします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

大曲踏切や城之浦踏切など市内の主要踏切において、朝夕の通勤・通学時間帯を中心に渋滞が発生しており、市議会や市民の皆様からも安全対策や渋滞解消について御要望をいただいております。

これまでの本市の踏切渋滞対策の取組としては、大曲踏切においては、関係機関に対し、

踏切の一旦停止が不要な踏切信号機の設置、左折矢印信号機の設置、左折専用道路の新設等を協議してまいりましたが、いずれも安全面での確保が困難とのことから、現時点では具体的な事業化には至っておりません。

続きまして、城之浦踏切においては、本町方面から宇土駅へ通じる県道へ右折する車が、対向車の交差点進入により右折することができず渋滞の原因となっております。また、反対車線では、本町6丁目の信号交差点で市役所方面へ右折する車が、本町方面から直進する車と、先ほど申しました宇土駅方面への右折する車が渋滞しており、前に進めないため、右折できずに渋滞の原因となっております。

本町6丁目交差点に設置されている信号機は、現在、市道側には右折矢印信号機が設置されておりますが、県道側には右折矢印信号機が設置されておりません。そのため、渋滞が頻繁に発生しておりますので、関係機関に対して右折専用レーンの設置や右折矢印信号機の導入に向け協議してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 御答弁ありがとうございます。今、資料をお手元のタブレット、若しくはモニターを御覧いただきたいと思います。今、市民環境部長が御答弁いただいた情報を可視化した画像になります。今、本町通り、この日は地元のちょっと地域の方もいらっしゃったのでお尋ねしたところですね、やはりどうしても雨の日は交通量も晴天に比べると少し増えるそうで、この日も雨だったのでこういった状態になっております。こちらの資料と、もうあと三つほど資料があったと思うんですけども、はい、こちらの資料を見ていただきたいと思います。信号が赤色の状態で、普通乗用車が右折していつている状況になっております。実際、この信号機が青の状態です直進できたのは、この乗用車の前にいたグレーの普通乗用車1台のみでした。実際、その後の車両に関しては信号機が赤色の状態で、もう違反は覚悟の上でこちらは右折しているという状況でございます。こちらの交差点に関しましては、非常に車両若しくは人との交通事故が頻発している交差点でもございます。もう一つの資料があったと思うんですけども、こちらですね。この車両がこういう状態になる前は、こういうふうには遮断機が下りて、三角線の熊本行きの上りの在来線が来て遮断機が下りたために、こういう状態が発生して、先ほどの赤色の信号で車両が右折して行かなければいけないという状況を余儀なくされてしまっているという状況をつくっております。もう一つの資料に、奥のほうに白色のトラックが曲がって来ているのが見えると思います。結果、この車両が無理くり左折してきているため、本来だったら運動公園側から右折専用の矢印が出て進むことができる一般車両もいたんですけども、実際このトラックが前に進めなかったために、右折車両はそのまま交差点の真ん中で、1台がもう立ち往生してしまうという状況も発生し

ておりました。やはり皆さん、時間帯が時間帯なので急がれているとは思いますが、気持ち的というか心にゆとりがない結果、譲り合うことを忘れてしまって、我先にということも起因していると思うんですけれども、やはり何十年もこういう状態が続いていますので、執行部と議員と一致団結して、一日でも早い渋滞緩和に向けた取組、対策を今後もっとやっていけたらいいなというふうに強く思う次第でございます。

そこでちょっと御提案なんですけれども、もう一つの資料をお願いします。これは熊本県のホームページの分からの抜粋になるんですけれども、こちらはモニター若しくはタブレットを御覧ください。先日、今定例会でも中口議員がおっしゃられていました西口開発の件に触れられておりましたけれども、こちらの資料、私が今回提案したいのは、JR在来線の高架化を是非実現してみたいかと思ひまして、今回こういう形で資料を提出させていただいております。JR在来線の高架化は、今、全国でどんどん進んでいっております。60年前、日本全国にありました在来線の数が約7万1千箇所ございました。それが60年間の間にだんだん減少傾向の一途をたどり、アンダーパス若しくは高架化のどちらかで対応している自治体が増え、今では、約半分の3万2千箇所という数で、踏切の数がどんどん減少傾向にございます。当然、我々が住んでおります熊本県も熊本市春日界限、西熊本駅もそうですけれども、ほとんどが高架化されてしまい、渋滞緩和に向けた取組がものすごく進んでいるような気がします。もう一点、この熊本県の資料の中に一部コメントが、すごくいいなというコメントがあります。「自由気ままなまちの往来」、歩く人も、車に乗る人も、在来線を利用する人たちも、その個人の価値観って、併せてすごく行き交うことができるというこのキャッチフレーズがですね、非常に私はインパクトがあって、あっ、こういうまちづくりが具現化されるんだったら、宇土市ももっともっと移住・定住で、他県、他市から移ってこられる、こんなまちに住みたいというまちづくりがJRの在来線の高架化含め、西口都市再開発含め、力を入れて取り組むことによって、あっ、こんな住みやすいまちはどこにもないというふうに思っていたら、移住・定住の促進につなげていただければありがたいなというふうに強く思う次第でございます。

次の質問に移らせていただきますけれども、今定例会で、先日、福田議員や会派「風」の土黒議員も質問されておりました、人材育成について質問させていただきたいと思ひます。ちょっと重複する部分が多々あるかと思ひますけれども、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げまして、質問させていただきます。この質問に当たりまして、なぜ私がこういった質問を重複しているのにもかわらず質問させていただくかといいますと、何件も私のところに問合せがありました。市の職員さんは、自分の所管する業務の内容も理解してないんじゃないかとか、何で質問するのに対して、市の職員さんが答えられないのかといったコメントをたくさんいただきましたので、質問させていただきます。内容としましては、なぜコンビニ

を使って住民票を取ると200円なのに、市の窓口で取ると300円。何でコンビニでマイナンバーカードを使って取ると100円安いのに、市の窓口は300円で100円高いのかということをお窓口にいらっしゃった市の職員さんに質問したところ、その担当された職員さんの若い方が笑いながら、何ででしょうね、コンビニのほうがお得だったらコンビニがいいんじゃないんですかみたいな、ちょっとお友だち感覚で回答されたみたいで、その方は純粋にコンビニが安いだったら、じゃあもう窓口でのその業務はしなくていいんじゃないのかというふうな、業務フロー改善の意味を込めて質問された様子だったんですけども、実際はそこで行き違いがあっただけというのと、あともう1件は、クリーンデーのことに關して、土木部のほうに問い合わせたところ、土木部の方が、クリーンデーに關しましては土木ではなくて、それはまちづくり推進課ですよという誤ったアナウンスをされ、まちづくり推進課に問い合わせたところ、その内容は土木ですねと、また土木に戻され、また土木に電話してもう一度追加で電話して尋ねたところ、土木部は、いやだから、さっきお伝えしましたよね、まちづくり推進課ですよというふうな形で返され、結果、俺はどうしたらいいんだというふうな思いをされたというふうな話もございます。そこで、やはり自分の担当している所管部署、どういった業務を担っているのか、今回ですね、今年度4月から大幅な人事異動がございましたので、やはりその全部の業務を事細かく把握するというのは、確かに時間も要することだと思いますし、なかなか一遍にそこを把握してしまうというのも大変な業務だと思うんですけども、やはり市民サービスを低下させないためにも、しっかりと自分の所管する業務に關しましては、やはり大まかでもいいので、概要だけでもいいので、把握しておくべき必要性があるのではないかとこのところで、総務部長に御質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

第6次宇土市総合計画後期基本計画では、第6章の住民協働・行財政運営「計画の推進」、この中の実行性の高い行政経営の確立の項目で、人材育成に触れているところです。

市民の多様なニーズに対応するために、職員の能力向上が求められる中で、職員研修、人事評価制度の見直し・拡充により知識・能力を持った職員を育成し、優秀な人材を確保することを掲げているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） ありがとうございます。やはり、最近指導するというのも昭和の話ではないですけど、なかなかハラスメントだらけ、何か言うとカスハラ、モラハラ、何か指導する側の皆さんも本当に御苦労が絶えないことだろうなというふうを感じる次第ではあるん

ですけれども、やはり市民サービスを低下させないためにもですね、職員さんに対してしっかりと人材育成を永遠のテーマと頑張っていただきたいと思うんですけれども、この中でもやはり最近庁舎内を歩いていると、若手職員さんが大分増えたなというふうに、肌感覚ではございますが感じるときもございます。そういった世代を超えた若手職員さんを指導していく上で、方向性といいますか、やはり「九州のどまんなか宇土市」というこのキャッチフレーズを基に、全庁挙げて取り組まれている現状においてですね、やはり若手職員さんたちの力というのは必要不可欠ではないかというふうに感じますので、改めて具体的にその人材育成に関しまして、総務部長にお尋ねさせていただきます。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

今答弁しましたとおり、市民の多様なニーズに対応し、満足度の高い行政サービスを提供することができる組織を目指すべきであると考えております。

そのために人材育成基本方針定め、互いを意識・尊重し、議論ができる組織の中で、幅広い視野を持ち、自らを高める意欲を持つ職員、この育成を目標として掲げているところです。

今回、議員から御発言がありましたとおり、若手職員の育成には特に力を注ぐべきという思いでございます。県内14市の職員の平均年齢を比較しますと、比較的若い職員が多い組織であり、若手職員が働きやすい、また能力を発揮できるという視点は、今後の人材育成の欠かせない視点の一つであるというふうに捉えているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 御答弁ありがとうございます。本当そうなんですよ、若手職員さんたちが増えるということは、もう活気に溢れて非常に心強い次第でございます。しかしながら、その反面ですね、今少子高齢化の波が一気に押し寄せてきているなというふうに感じるときもあります。当然、少子高齢化ということは、人口がその分徐々に減少していつています。ますます職員さんを確保する上で、困難を余儀なくされているのではないかなというふうに感じるわけなんですけれども、そうなってくると少数精鋭で、職員さんに対して能力のスキルアップをしてもらい、行政サービスを低下させることがないよう、しっかりと取り組んでいかないといけないんですけれども、ただ、でも人口減少がどんどん進んでいく中で、どうやって今後そういった能力の高い職員さんを確保していくのか。そこのプランといいますか、当然計画がないと、もう今から計画をつくり出すでは、なかなか厳しいのではないかなというところで御質問させていただきます。市長、お願いします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

議員御発言のとおり、職業の選択又は働き方に対する価値観が大きく変化し、優秀な職員を確保して組織を維持することが容易ではなくなった時代でございます。そんな中で、この宇土市役所で働きたいとか、そして宇土市を選んでいただいて、働き続けたい組織となるべきかを真剣に考えていく必要があると思います。

そのためには、昨日の一般質問でも答弁しましたけれども、特に働きやすさとやりがいが必要な要素だと考えております。自らの価値観の中で仕事にチャレンジできて、達成感を積み重ねる中で成長を感じる組織でなければならないと思っております。計画の話もありましたが、もちろん計画をつくったから、つくっていないからという話ではなくて、日頃から今言った部分は、市としても何か手を入れていこうというところで動いているところでございます。

最近開始した取組の一例を申し上げますと、まず働きやすさを求めて行った取組としましては、昨年度から夏季休暇の日数を3日から5日に拡大しました。そしてまた、時差出勤制度といたしまして、早く出てきて早く帰る、あるいは遅く来て遅く帰るというような時差出勤制度を導入しております。これは子どもを保育園に送っていくとか、家族の介護とかでどうしても朝早く出れないとか、そういった方に対応するための制度でございます。また、今年度からは通年輕装も、最近感じられるとおり、ネクタイを非着用にしております。もちろんいろんなフォーマルのときは着けますけれども、少しでも楽な形で仕事をさせていただこうというような思いであります。

また、職員からもいろんな意見がありまして、実は研修を受けたいんだと、でも受ける時間がないとかいう職員がたくさんいます。ですから、やる気がある職員がまだまだいるとは思っております。そんな中で、職員からの提案によるものでございますけれども、今年度から動画による研修の運用もスタートしました。業務に関連する研修を自ら選択して、時間、場所を問わず視聴できる、スキルアップにつなげるというようなものでございますが、職員の学びたいという意欲を支援するものと考えております。

人材育成は、これまで述べた取組だけではもちろん達成できません。組織である以上、お互いのコミュニケーションは不可欠であります。特にこのコミュニケーションというのが一番大事ではないかなと、悩んでいることを打ち明けられない、相談できない組織は、やはり硬直化してしまいますし、職員も逃げていってしまうというふうな状況になろうかと思っております。

そういった部分に対応するべく、業務には限らない様々な意見、あるいは悩みを共有するために、人事評価制度における年3回の面談だけではなく、日頃から風通しのよい職場づくりもこれまで以上に意識していかなければならないと思っております。

また、先ほど御指摘がありましたコンビニ交付の意義的なものですが、少なくとも

自分の担当業務の基本的な内容を把握をしておくことは、当たり前のことだと思います。特に市民の皆さんにとっては、市役所にいる人、例えば窓口の中に入っている人は全て市の職員。新人であろうが、ベテランであろうが、市の職員、答えきれないという時点でアウトというようなことになります。そういう意味では新人職員さんとか、会計年度任用職員さんはちょっとハンデがあるわけですが、こういった部分に関しては、正規職員はもとよりですが、会計年度任用職員に対してもこういった基本的な業務の内容について、しっかりと指導してまいらなければならないと思っているところでございます。御迷惑をお掛けした点についてお詫びを申し上げます。

結びになりますが、人材育成に終わりはありません。常に一步一步変わっていく時代とともに、人材育成の在り方も変わっていくと思っております。そういう意味で、他自治体の取組事例や職員からの意見、提案なども参考としながら、市民のニーズに的確に対応できる人材育成、組織づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 御答弁ありがとうございます。本当にありがたい言葉もたくさんいただきました。最後に市長がおっしゃられたとおり、人材育成に終わりはないと、本当にそうだと思います。ただ、そんな中でもいろいろ多様性に柔軟に対応しようという、そういった取組に関しましては、本当に心から感謝申し上げる次第でございます。そんな中で、やはり先ほど市長も一部触れられましたけれども、会計年度任用職員さんとか新人の職員さんとか、やはりどうしてもまだまだ、ちょっと言い方は余り良くないかもしれませんが、未熟というか、まだ知識的に経験の浅い方々、そういったハンデを抑える意味でも、よければ名札で、例えば初心者マークのシールを1枚貼るとか、あっ、この方はまだ最近入られたばかりなんだというふうな形で、職員さんを守るという意味でですね、そういった方々が市民のサービスをきちんと提供しようと、そういう真面目な職員さんが、市民から何で分からないのか、何で知らないのか、おまえ市の職員だろうというふうに怒られるのも、ちょっといかがかなと思いますので、職員さんたちがそういったトラブルに巻き込まれ、心を折られ、本当はすごくやる気も熱意もある方が辞めていくというのもちょっと忍びなく思いますので、そういった職員さんたちを守るという意味で、やはり新人の職員さん又は会計年度任用職員さんは、ぱっと見てこの人新人なんだ、あっ、この人まだ会計年度任用職員さんなのかなとかというのを一目で見て分かるシステムというのは、なかなか難しいかもしれませんが、何かしらの方法でそういった方々が苦慮せずに、業務に邁進できるようなそういった環境を整えてあげるというのも、ある意味思いやりではないかなと思います。あともう一つが、やはり先ほど市長もおっしゃられていました若手職員さんたちの意見とか、そういった

考えをしっかりと聞く。その聞く人たちはじゃあ誰が聞くのか。今、この議場にいらっしゃる皆さん方ではないかなというふうに思います。過去の経験からの実績でものを言うのではなく、最近の若い人たちの意見をしっかりと耳を傾けて、できるできないという決断を若手職員さんたちは求めているわけではなく、若手職員さんたちは、もっとこの宇土市が良くなればとか、もっと活性化すればとか、いろんな意味や思いを持って提案してこられる職員さんも多くいらっしゃると思います。そういった方々のまずはやはり意見を聞く、自分の業務の手を止めて耳を傾けてあげる、それがまずは一丁目一番地であり、基本の基ではないかなというふうに感じますので、是非よかったら若手職員さんたちの意見を最後まで、一言一句漏らさずしっかりとまずは聞いていただいてもらって、そして、採用するかしないかはまた改めて議論する。そういった献身的な皆さんの活動が、離職率の低下や若手職員さんたちのやる気、モチベーションアップ、やはりきちんと「九州のどまんなか宇土市」というこのベクトルに対して、しっかりと若手職員さんたちもその路線にしっかりと乗っていただく、乗せてあげる、それが私たちの役目、役割ではないかなというふうに感じますので、是非よかったら、今後とも若手職員さんの人材育成に対して御尽力いただければと思います。最後ちょっと長くなってしまいましたけれども、私からの要望とお願いも含めて、これで私からの一般質問は終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時40分から会議を開きます。

-----○-----

午前10時35分休憩

午前10時39分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

3番、中野洋一君

○3番（中野洋一君） 皆さま、おはようございます。公明党の中野洋一です。本定例会におきまして、一般質問の機会をいただきありがとうございます。質問に入ります前に、まずは感謝を申し上げたいと思います。現在私は、朝から子どもたちの見守りボランティアとして、通学路に立たせてもらっております。そういったことから、通学路に関係する様々な御相談や御意見を市民の皆様から頂戴いたします。先日も、市民の皆様からの御相談内容を土木課の御担当者にお伝えさせていただきました。出会い頭の事故になりかねない見通しの悪い交差点、街路樹の枝葉で見通しが悪くなっている丁字路、登下校時、子どもたちが足を引っかけた転倒しそうな道路の穴、これら全てを極めて迅速に御対応いただきました。先日、建設

部長にお会いしました際に、このお礼を申し上げましたところ、元松市長から、危険なところがあればすぐに対応するように言われておりますとのことでございました。リーダーシップの大切さを改めて感じた次第です。お知らせくださった市民の皆様も土木課の迅速な御対応に、見通しがよくなった、子どもたちがけがをする前に補修してもらってよかったなど、大変感謝をしていらっしゃいましたことをお伝えしておきたいと思っております。本当にありがとうございました。

さて、前が長くなりましたが、今回は令和6年度熊本県公立学校「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」の結果についてなど、六つの質問をさせていただきます。執行部におかれましては、明快かつ前向きな御答弁をしていただきますようお願い申し上げます。それでは、これより質問席にて質問を行いたいと思っております。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 改めまして、公明党の中野洋一でございます。よろしくお願ひいたします。では、一つ目の質問に入らせていただきます。先月発表された令和6年度熊本県公立学校「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」の結果について、お尋ねをしたいと思います。報道でもありましたように、「いじめはいけないとは思わない」という子どもたちの回答が20%程度ありました。この回答結果に、私は驚き、がく然といたしました。「いじめはいけないとは思わない」とは、言い換えるならば、「いじめられる人がいてもいいんじゃないか」と考えている子どもたちが、熊本県内に20%もいる。学校では機会あるたびに、「いじめはいけないことだ」と子どもたちに教えてきたはずなのにです。その事実には衝撃を受けたわけです。それと同時に本市の小中学校においては、一体どのような回答結果だったのだろうかとの思いに至りました。

そこで、本市の小中学校では、「いじめはいけないとは思わない」という回答が何%であったのかを教えてくださいませんか。また、「理由によっては、いじめはいけないことだと思わない（理由によっては、いじめは許されることもある）」と答えた子どもたちの「理由によっては」の理由についてお分かりであれば、教育部長に御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

熊本県公立学校「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」は、熊本県いじめ防止基本方針に基づく熊本県の施策として、熊本市立を除く県内公立の小中学校及び高等学校、特別支援学校の児童生徒を対象に実施されております。

本アンケートの調査は、例年11月から12月に調査を行い、各学校が児童生徒に寄り添い、いじめの実態を把握するとともに、迅速・適切な対応を進め、いじめのない、全ての児

児童生徒が安心して楽しく学校生活を過ごせる学校づくりを図ることを目的としております。

令和6年度のアンケート調査においては、調査内容に「いじめはいけないことだと思いますか」という質問項目が新たに加わり、「理由によっては、いけないことだと思わない（理由によっては、許されることもある）」及び「理由にかかわらず、いけないことだと思わない（許される）」と回答した県全体の割合が、小学校において18.1%、中学校で17%という結果でした。

本市では、同じ質問項目に対して「理由によっては、いけないことだと思わない（理由によっては、許されることもある）」及び「理由にかかわらず、いけないことだと思わない（許される）」との回答割合は、小学校で17.9%、中学校で19%という結果で、中学校においては県全体の割合よりやや多い状況にあります。小学校と中学校を合わせますと県全体とほぼ同程度の割合となっております。

なお、「理由によっては」の理由につきましては、調査項目に入っていないため、詳細については分かりません。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。本市における「いじめはいけないとは思わない」という子どもたちの回答は、ほぼ県全体の割合と同程度であるという御答弁であったかと思えます。そこで、この心のアンケートに「いじめはいけないとは思わない」と回答している約20%の子どもたちに、いじめはいけないことであるという認識をしっかりと持ってもらうために、今後どのような取組を行っていくのか、教育部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

本市では、平成27年9月に宇土市いじめ防止基本方針を定め、令和3年4月に第3次改訂版を策定しております。この方針を基に、各小中学校において学校版いじめ防止基本方針を定め、いじめの未然防止及び早期発見、早期解決の取組を進めています。さらに、毎年度、基本方針の見直しを行い、周知徹底を図るとともに各校のホームページに掲載しております。

また、日々の教育活動において人権教育を基盤に据え、児童生徒の豊かな情操や道徳心、社会性を育むとともに、心の通う人間関係の構築を図りながら、全ての児童生徒を対象とした、いじめの未然防止の働き掛けを進めております。

しかしながら、先ほど答弁しましたとおり、令和6年度熊本県公立学校「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」の結果から、本市においても、いじめはいけないという認識が低い子どもたちの存在が確認されております。

最近では、小学生でもSNSの利用が増えており、それに伴ってトラブルも増加傾向にあり

ます。そのため、本市では情報活用能力チェックリストを作成し、情報モラル、情報セキュリティなどの知識・技能・態度についても、小学校から中学校まで発達段階に応じて、力が身につくよう計画的に学習に取り組んでいるところです。

今後は、「いじめは、どんな理由があっても許されない」という子どもたちの意識を高くするため、人権教育や道徳の授業の充実、各教科等での対話活動や体験活動の推進を図るとともに、授業外での挨拶や会話などを大切に行いながら、互いを尊重し、認め合う、より良い人間関係を築き、各学校でいじめを許さない学級や学年、学校づくりを進めてまいります。

また、心のアンケートを含めた定期的なアンケートを継続して行うとともに、アンケート結果を踏まえた面談や教育相談の実施、必要に応じたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、更にはPTA総会や学級懇談会、学校運営協議会などを通じて、保護者や地域住民とより一層の連携に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。「いじめは、どんな理由があっても許されない」という子どもたちの意識を高くするため、人権教育や道徳の授業の充実、各教科等での対話活動や体験活動の推進、授業外での挨拶や会話などを大切に、いじめを許さない学校づくりを進める。面談や教育相談の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用に取り組むという御答弁であったかと思えます。私が最初の質問でお尋ねした「理由によっては、いけないことだと思わない」と答えた子どもたちの考える理由については、調査項目に入っていないのでは分からないとの御答弁でしたが、この子どもたちの考える理由こそ、しっかり見ていかなければならないものであると思慮いたします。「こういった理由であれば、いじめられる人がいてもいいんじゃないか」、「いじめられても仕方ないよね」と一定数の子どもたちは考えているわけです。そうであれば、この子どもたちの考える理由に寄り添い、丁寧に対応していかなければ、「いじめは、どんな理由があっても許されない」ということの真の理解につながっていかないのではないかと思います。心のアンケートには、理由についての調査項目がなかったということではありますが、理由について調査していないならば、子どもたちのいじめに対する思考のプロセスといいますか、考え方の流れといいますか、どのようなロジックに基づいていじめてもよいという結論に至ったのかという分析も行えないのではないかと考えます。是非、本市においてはそういった点も踏まえて、しっかりとした取組、対応をしていただきますよう強く要望しておきます。よろしく願いいたします。心のアンケートは熊本県が行っているものですので、県から教育委員会に対して意見や要望の聴取などがあるのであれば、あるいは県に対して意見等を述べるのできるのであれば、どのような理由があればいじめてもよいと考えるかという点につい

ても、調査項目に含めるようお伝えしていただければと思います。

では、二つ目の質問に移らせていただきます。グローバル化する社会を生き抜く英語教育の充実についてお尋ねをしたいと思います。昨年、外国人観光客向けのナビゲーションアプリ「Japan Travel by NAVITIME」の利用状況から、全都道府県を対象に、2019年度と2023年度の外国人旅行者の滞在増加率を分析したところ、熊本県が2.14倍と最も高い伸びを示したという報道がございました。さらに、熊本県内の市町村ごとの増加率を集計したところ、1位は宇土市で7.33倍、滞在場所で最も多かったのはONE PIECE麦わらの一味のジンベエ像がある住吉海岸公園だったそうです。住吉海岸公園に私はよく行くのですが、ジンベエ像や長部田海床路には、海外の方がよくいらっしやっているなあとの印象があります。日本の漫画やアニメなどは、私たち日本人だけではなく、海外の人にも高い人気があることから、ジンベエ像がある宇土市には、今後も海外から多くの旅行者などが訪問を続けるものと考えられます。そういったことから、「九州のどまんなか宇土市」は国際都市であると認識すべきではないでしょうか。今後さらに進んでいくであろうグローバル化社会や国際化社会に対応し、生き抜いていくための手段として、多くの国で学ばれている英語を話すことができるということは、本市の子どもたちにとって人生の選択の幅を広げることになり、大きなアドバンテージになるものと思慮いたします。

そこで、英語での「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」をバランスよく図り、社会で通用する実用的な英語力を評価することのできる英語検定、英検を受験することにより、将来、英語を道具として海外の人とコミュニケーションを取ったり、ビジネスで活用できる力を育成し、様々な場面で英語を使いこなす自信を付けさせることができるのではないかと考えております。現在、本市において宇土市英語検定チャレンジ事業として、英検受験料を補助していると思います。以前、文教厚生常任委員会でお聞きした際には、なかなか受験者数が増えないとお話もあり、英検受験者の範囲を拡大することはできないのかと意見を申し上げたこともございましたが、今年度から宇土市英語検定チャレンジ事業の対象学年等を拡大され、制度の充実を図ったと伺っております。そこで、過去3年間の受験者数の推移と制度拡充に伴い、どの程度の受験者数を見込んでいるのか、教育部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

はじめに、宇土市英語検定チャレンジ事業の制度拡充についてですが、本市では、昨年度までは市立中学校3年生を対象に、同一年度内に1回、英検受験料を全額補助しておりました。本年度からは、更なる生徒の英語力向上や英語学習への意欲を高めること、また、英検の資格を取得することで英語に自信を持ち、好きになってもらうことを目的に、補助の対象を全学年に拡充し、さらに、同一年度内に複数回受験した場合でも、全ての受験料を市が負

担することとしております。

また、昨年度までは、英検受験料を一旦保護者が支払った後に補助金を交付しておりましたが、今年度からは、市と日本英語検定協会が業務提携し、市から日本英語検定協会に直接受験料を支払うこととしております。

次に、過去3年間の市立中学校における3年生の英検受験者数については、令和4年度が72人、令和5年度が62人、令和6年度が78人となっております。

今年度は制度拡充の効果もあり、年に3回実施される英検の1回目で1年生が21人、2年生が83人、3年生が87人と既に計191人が受験しており、昨年度の受験者数を大きく上回っております。

受験者数につきましては、1年生から3年生まで合わせて年間で約550人を見込んでおり、今後も多くの生徒が英検にチャレンジすることが期待されます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。昨年度までは中学3年生だけが対象であったが、本年度から中学生全学年を対象にした。受験回数も同一年度内に1回であったものが、複数回受験できるようになった。さらに、英検受験料は一旦保護者が支払った後に補助していたが、本年度から、市が直接日本英語検定協会へ支払うという制度の拡充を行った。制度拡充の効果から、本年度の第1回目の受験者数が191人、年間受験者数を550人と見込んでいるとの御答弁であったかと思えます。すばらしい制度拡充であると思えます。実用的な英語力を身につけるため、英検を受験するという初めの一步としての行動を促すことがしっかりできていると感じます。

そこで、今後、グローバル化、国際化する日本社会の中で、「こどもどまんなか」を標ぼうする宇土市として、英語を話すことができる子どもたちが増えることは、子どもたちの将来にとっても、本市の未来にとっても重要と考えますが、子どもたちの英語力向上に向けて、英検受験料の支援以外にどのような施策を実施しているのか、また、今後どのような取組を考えているのか、教育部長にお伺いしたいと思います。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

市といたしましては、今後ますます国際化が進む社会において、子どもたちが英語を使いこなせる力を身につけることは、将来の可能性を広げ、グローバル社会で活躍するために非常に重要な要素であると認識しております。

英語力の向上には、机上での学習だけではなく、実際に英語を使用する経験を重要視しております。そのため、小中学校に4人のALTを配置し、児童生徒が生きた英語に触れる機

会を増やしております。

また、英語指導講師である本市在住のクロイドン ケルビン ガスケルさんが代表を務めるビーコン・イングリッシュ レッスンズと業務委託契約を結び、より質の高い英語教育の推進にも努めているところです。

さらに、昨年度から台湾台南市と教育交流の一環として、住吉中学校と台南市の南化國民中学校の生徒がオンラインで交流し、全て英語でコミュニケーションを図りました。このような取組は、英語力の向上だけではなく、異文化交流や国際的な視野を広げるきっかけにもなると期待しているところでございます。

今後も、現在取り組んでいる英検受験料の支援に加え、授業や学校行事の中で英語を使用する機会の創出や、台南市とのオンライン交流の更なる発展に努め、子どもたちがより実践的な英語力を身につけられるよう、引き続き、英語教育の充実を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。子どもたちが英語を使いこなせる力を身につけるために、様々な取組を行っている。引き続き、英語教育の充実を推進していくとの御答弁であったかと思えます。子どもたちの英語力向上、英語と使いこなすコミュニケーション力を付けていくためには、子どもたちに早い時期から英語への興味を持ってもらう必要があると考えています。そういった観点から、制度拡充を行ったばかりではあろうかと思えますが、宇土市英語検定チャレンジ事業の英検受験料の無料化の対象を小学生まで拡充することは、早い時期から英語への興味を持ってもらうことになるのではないかと考えますが、市の見解を教育部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

市としましては、子どもたちがより早い時期から英語に興味を持ち、自然に英語に触れる環境を整えていくことは、将来の英語力向上のために大変重要であると認識しております。

現在の取組としましては、小中学校での英語教育の充実はもちろんのこと、市内の幼稚園にもALTを派遣し、幼児期から英語に親しむ機会を設けております。

また、昨年度から「ALTと英語で遊ぼう」と称して、市内在住の3歳から5歳までの幼児を対象に、児童センターにおいてALTと英語に親しむイベントを実施しており、早期から英語に触れる体験の場を広げているところです。

一方、英検については、先ほども答弁しましたとおり、今年度から制度を拡充し、中学生全学年を対象に受験料を全額補助する新たな取組を始めたところです。

まずは、この制度拡充の効果や課題をしっかりと検証し、その結果を踏まえて、事業の対

象拡充等についても検討してまいります。

今後とも、子どもたちが英語に親しみ、積極的に学べる環境づくりに努めてまいりますので、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。早期から英語に触れる体験の場を広げているところであり、英検についても制度を拡充し新たな取組を始めたばかり。その効果や課題を検証し、その結果を踏まえて事業対象の拡充等についても検討するとの御答弁であったかと思えます。「こどもどまんなか」を標ぼうする宇土市、国際都市宇土として英語に親しみ、しっかりコミュニケーションが取れる力が付く環境づくりを要望し、次の質問に移ります。

では、3番目の質問、移住・定住促進についてお尋ねします。現在、本市は積極的に移住・定住促進の取組を行っていることは承知をいたしております。様々な部署において、それぞれに移住・定住促進への取組を行っていると思いますが、まちづくり推進課で実施している補助制度やその取組によって、どのくらいの方が移住してきたのか、取組の周知方法などについてお尋ねいたします。まちづくり推進課以外の部署で行っている取組については、その名称だけでも結構ですので、併せて企画財政部長に御答弁いただければと思います。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

定住・移住促進対策として、まちづくり推進課で実施している支援事業及びその取組による移住者の人数について御説明いたします。

まず、住宅取得支援事業として、西部地区での新築や建売住宅の購入に対して100万円の補助、子育て世帯支援事業として、住宅の取得に加え、中学生以下の子を帯同して西部地区へ転入又は転居される場合は、中学生以下の子どもの数に応じて、1人20万円、2人50万円、3人以上100万円の補助を行っております。住宅取得支援事業の令和6年度の実績は、申請件数が12世帯、44人で、うち、市外からの転入が4世帯で、中学生以下の子ども6人を含む13人となっております。

次に、移住支援金として、東京23区内に在住又は東京圏に在住し東京23区への通勤をしていた方で、宇土市へ移住し対象企業等に就業等をされた場合、単身の移住者に60万円、2人以上の世帯に100万円、さらに18歳未満の世帯員1人につき100万円の補助を行っております。同支援金の令和6年度実績は1世帯、3人で、うち、18歳未満が1人となっております。

次に、結婚新生活支援事業補助金として、対象期間内に婚姻届を提出し受理された宇土市

で暮らす新婚世帯に、住居費、引っ越し費用、リフォーム費用として、夫婦共に39歳以下の場合、上限30万円、夫婦共に29歳以下の場合、上限60万円の補助を行っております。

同補助金は県の補助事業であり、元々は所得制限がありますが、本市では、所得制限は撤廃して実施しております。

同補助金の令和6年度の実績は47世帯で、うち、夫婦のどちらか又は両方が市外から転入した世帯が42世帯となっております。

なお、その他の本市の定住・移住支援策として新規就農者支援事業、創業支援事業、奨学金返還支援などを行っております。これらの各種支援制度は、宇土市のホームページに定住・移住情報特設ページを開設し、分かりやすくお知らせしております。

また、令和6年度は、定住・移住の支援制度に関するリーフレットを5千部作成し、熊本県が東京、大阪、福岡、熊本で開設しているくまもと移住定住・UIJターン就職支援センターの窓口や県内の住宅展示場に設置するとともに、定住・移住に係るイベントで配布を行うなど、市内外の方に対して広く周知を行っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。本市の移住・定住への取組は、一定の成果が出ているという旨の御答弁であろうかと思っております。現在、他自治体において移住・定住への取組の一つとして、賃貸物件として一定期間居住すれば、その土地・住宅を無償譲渡するという制度がございます。特に、茨城県境町は、この制度に取り組んでいらっしゃる。宝島社発行の「田舎暮らしの本」によりますと、2025年版、住みたい田舎ベストランキングにて、茨城県境町が移住者増の人気地ベスト100の全国1位を獲得しているということでございます。先ほどの取組についても効果的な成果を上げている、成功している政策ではないかと思っております。もちろん、他自治体で成功しているから本市でも成功するというわけではございませんが、参考になる点はあると感じております。

そこで、地理的条件、産業構造、子育て環境などの本市の特性を踏まえた上で、このような制度を本市に導入することを検討してはどうかと考えております。特に人口が減少している西部地区に、人を呼び込む目玉政策になるのではないかと思慮いたしますが、企画財政部長に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

定住・移住促進対策として、一定期間の居住等を条件に、土地・住宅を無償譲渡する制度については、議員から御紹介がありました茨城県境町など一部の自治体で導入例があります

が、本市においては住宅用の土地の確保の問題や、住宅を建設するにはかなりの経費がかかることから実施は難しいと考えております。

本市においては、定住・移住対策として先ほど説明しました補助金のほか、空き家バンク登録制度を平成27年度に開始しております。令和5年度は空き家登録数が5件、成約数1件でしたが、対象要件の拡充や空き家取得費用に対する補助制度の新設、この補助額の上限は50万円ですが、西部地区は上限が100万円となっております。また、地域おこし協力隊等の活用により、令和6年度は空き家登録数27件、成約数7件と大きく成果が上がっており、今年度も既に成約数が8件と大幅に増加しております。

さらに、今年度から入地団地にある特定公共賃貸住宅に、市外から移住する子育て世帯に対して月2万円を助成する制度も開始しております。

このように人口減少が著しい西部地区については、補助金制度の新設や拡充を行っており、まずは現在、実施している空き家バンク制度や各種支援制度の効果等をしっかり分析、検証した上で、さらに定住・移住促進のための効果的な施策について、国や他市町村等の動向や施策を調査・研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。土地・住宅を一定期間居住後、無償譲渡する制度については、土地確保や住宅建設費用がかなりかかることから実施は難しい。現在実施している制度などを分析・検証した上で、効果的な施策について調査・研究していきたいとの御答弁であったかと思えます。そうであれば、今後是非アフォーダブル住宅について、調査・研究をしていただきたいと思えます。かなりの費用がかかるから難しい旨の御答弁をいただきましたが、市が考えるかなりの費用とは、どの程度なのかは分かりませんが、官民で連携をしたり、既存住宅の活用を図ることなどで、市が想定されているところのかかなりの費用というものは削減できるのではないかと考えます。アフォーダブル住宅は、地域社会の持続可能性に貢献できるものと思慮いたしますので、是非今後、移住・定住の政策をお考えになる際には、御検討をお願いいたします。

では、4番目の質問、搾乳できる環境づくりについてお尋ねいたします。本市においては、「こどもどまんなか計画（第3期宇土市子ども・子育て支援事業計画）」が本年策定され、移住・定住政策においても、子育て世帯支援事業や結婚新生活支援補助金など、子育て世代や若年層へ訴える取組がなされております。子育て世代や若年層の方が安心して子どもを産み、「育てるなら宇土市だよ」と思っていたくためには、環境の整備がとても大切になってくるかと思えます。そこで、環境整備の一環として、現在、市役所や体育館など市の施設において、搾乳できる場所はどの程度ありますでしょうか。市役所本庁舎の1階と4階に

あることは存じ上げておりますが、他の施設にもあるのか、健康福祉部長に現状をお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

市の施設において、搾乳できる施設としましては、市役所本庁舎1階の東側入り口横にあります授乳・搾乳室と、4階にあります通用口側エレベーター前の授乳・搾乳室の2か所を、専用スペースとして設置しているところです。

このほかの市の施設につきましては、特に搾乳室としての専用スペースは設置されていない状況です。

なお、専用スペースがない施設におきましては、授乳や搾乳の申出があった場合、施設管理者の判断により、空き部屋や空きスペース等の場所を提供するなどの対応を行っております。

現状としましては、以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。現在、市役所本庁舎1階と4階に、授乳・搾乳室が設けられている経緯は、公明党の先輩であります芥川幸子前議員が、令和4年6月定例会一般質問において、市役所新庁舎へ来庁する方や産後に職場復帰する職員の方への配慮として、搾乳室設置の検討をお願いしたものであり、当時の企画部長より設置予定であった授乳室を搾乳室としても使用できるように、また利用しやすいように検討する旨の御答弁があり、現在の授乳・搾乳室になっているものと承知いたしております。子育て世代や若年層の移住・定住を推進する政策に取り組んでいる本市であるからこそ、子育て中のお母さんたちが、外出先でも安心して授乳や搾乳できる場所を設けていただけるようお願いをしたいわけでございます。子育て中のお母さんにお話をお聞きしたことがございます。赤ちゃんに授乳しない場合でも、お母さんの体では母乳がつくられるため、母乳がたまっていくと。そのたまった状態をそのままにしておくと、痛みがあったり、ひどくなると乳腺炎等を発症することから、何時間かごとに搾乳する必要があるということでした。しかしながら、周囲には搾乳する場所がなかったため、トイレの中で搾乳し、母乳を便器に捨てていたというお話も伺いました。また、搾乳が必要な方が授乳室に入る場合、赤ちゃんと一緒にではないため、目的外で使用していると誤解され注意をされたことがあり、一人では利用しづらい面があるというお話もお聞きいたしました。こういった搾乳に関する悩みを抱えている女性は多いのではないのでしょうか。女性が出産後、安心して社会参画ができ、健康に活動するためには、出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設などにおいて安心して搾乳ができる環境を整えることは、とても重要であると考えます。搾乳室を設置して

くれと言っても、新たに工事をして、部屋を作るとなると大変かと思います。今は箱型で、簡単に移動させることができる独立した部屋のようなものもごございます。それを搾乳室として、あるいは市役所のような授乳・搾乳室として設置することもできるかと思いますので、まずは市の施設から設置ができないでしょうか。搾乳についての周知啓発も含めて、健康福祉部長に見解をお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

産後、授乳をしている母親の中には、職場復職などで授乳回数が減ったり、赤ちゃんが入院中で授乳できない等、様々な事情により搾乳を必要とされる場合があります。

授乳をしている母親の体内で母乳はつくられ続けるため、2、3時間ごとに搾乳をしないと、分泌が悪くなったり、乳腺炎などになるおそれが高くなりますので、産後の母親の外出や職場復帰の後押しのためにも、必要とされる方が安心して搾乳できる環境を整えていくことは、重要であると認識しております。

市の施設においては、先ほど答弁いたしましたとおり、市役所本庁舎の1階と4階に授乳・搾乳室を設置しておりますので、来庁される方が利用しやすいように周知を図り、併せまして、市民や市内事業者の理解を促すため、安心して搾乳できる環境づくりについて、広報紙やホームページ等で啓発を図ってまいります。

なお、本庁舎以外の市の施設につきましては、施設の目的や利用者のニーズ等を考慮しながら、授乳室や搾乳室の設置及び表示について、今後、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。市民や市内事業者の理解を促すため、安心して搾乳できる環境づくりについて啓発を図っていくとの御答弁であったかと思えます。とても重要なことであると思えますので、環境整備を是非よろしく願いいたします。

続きまして、五つ目の質問、改正戸籍法による戸籍への振り仮名の届出に関連する詐欺に対する注意喚起について、お尋ねしたいと思います。令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の氏名に振り仮名が記載されることになりました。これまでも法律の改正や新しい制度などが開始されると、それに便乗した詐欺が発生してまいりました。例えば、マイナンバー制度が開始された際、マイナンバーや個人情報を聞き出そうとしたり、「あなたのマイナンバーの情報が漏れいしている」などと不安をあおり、金銭を要求する詐欺が発生いたしました。また、成人年齢の引下げの法改正があった際には、若年者を狙った悪質な勧誘や契約トラブルが増加をいたしました。今回の戸籍法の改正は、戸籍に記載された氏名の振り仮名に関するものであるため、日本国民全員が直接的に関係するものであります。残念な

ことに、こういったときには詐欺など悪いことを考える人物は、新たな手口や手法を考案し、人をだまそうとしてきます。

そこで、市民の皆様の安心・安全な生活を守るために、犯罪を未然に防ぐための対策が必要であると考えますが、本市の対策はどのようになっていますでしょうか。市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

戸籍法の改正により、本年5月26日から全ての戸籍に氏名の振り仮名が記載されることとなりました。

本市では、法の施行日を基準とし、データの取りまとめ・確認を行い、本籍地が本市である戸籍の筆頭者宛てに、8月以降、圧着はがきにて戸籍に記載される振り仮名の通知書を送付する予定としております。通知に記載された振り仮名が正しい場合には、届出は不要ですが、誤っている場合には、正しい振り仮名の届出が必要となります。

その後、1年ほどかけて、通知に記載された振り仮名又は届出により修正された振り仮名が戸籍に登録され、最終的には順次住民票やマイナンバーカードなどの公的書類にも反映されるようになります。

現時点で、当該手続に便乗した詐欺や不審な勧誘などの情報は寄せられておりませんが、振り仮名の申請代行を装った詐欺や、個人情報をも不正に取得しようとする事案が懸念されます。既に広報うと5月号において、この制度に関する正しい手続の方法や、届出に当たり手数料はかからないこと、また届出をしなくても罰則や罰金は発生しない旨を周知しておりますが、実際に不審な連絡があった場合には、速やかに市や警察に御相談いただくよう、SNS等も活用し注意喚起を徹底してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。広報うと5月号において、この制度に関する情報を周知していること、実際に不審な連絡があった場合には、速やかに市や警察に相談するよう、SNS等も活用し注意喚起を徹底するとの御答弁であったかと思えます。たしか5月下旬ぐらいまで、詐欺被害防止に関する広報が防災行政無線で1か月くらい行われていたかと記憶いたしております。SNSなどは素早く情報を発信することができ、情報をすぐに届けることができるという点でも優れています。ただ、SNSは見ない、あるいは見逃したという方もいらっしゃると思いますので、防災行政無線などによる周知なども是非御検討いただければと思います。

では、6番目の質問、防災カタログギフト導入についてお尋ねいたします。昨今の自然災

害は激甚化、頻発化する傾向にあり、特に台風や豪雨による被害が大きくなっております。また、南海トラフ地震など大規模地震の発生も懸念されております。こういった自然災害から市民の皆様を守る上で、防災対策は喫緊かつ最重要の課題であると認識しております。本市においても、これまで様々な施策を講じてこられたと思いますが、さらに一步進んだ市民の皆様お一人お一人に寄り添う防災対策として、防災カタログギフトの導入を行ってはいかがでしょうか。従来の一般的な防災セットは、画一的な内容になりがちですし、市民の皆様の家族構成、住環境、健康状態、アレルギーの有無など千差万別であり、必要な防災グッズも多岐にわたると思われることから、到底カバーできるとは思えません。しかしながら、防災カタログギフトであれば、例えば乳幼児のいる御家庭であれば、必要な離乳食や液体ミルク、御高齢者世帯であれば、必要な介護用品、食物アレルギーがある方は、アレルギー対応食など、市民の皆様が本当に必要なものを自ら選択することができます。つまり、無駄なく実効性の高い災害に対する備えを整えることは可能となり、いざというときの生存率向上に直結するものと考えます。また、市民の皆様が防災カタログを手に取り、自らの家庭の状況と向き合いながら必要なアイテムを選ぶというプロセス自体が、防災について自分のこととして深く考える貴重な機会となるのではないのでしょうか。何が必要か、どこに置くか、どう使うかを検討する中で、自然と家庭内の防災会議が促され、防災知識が深まり、自助・共助の意識が育まれていくと思慮いたします。行政が一方向的に提供するのではなく、市民自らが主体的に防災に取り組む機運を高めることができるのではないのでしょうか。防災カタログギフトの導入は、市民お一人お一人の安全を確保し、本市全体の防災力の底上げを図るために極めて有効なアプローチになると考えております。そこで、防災カタログギフトの導入について、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

議員御提案の防災カタログギフトにつきましては、市民の皆様が御自宅の状況や家族構成、ライフスタイルに応じて必要な防災用品を選択できるという点で、従来の画一的な防災セット配布や一律の備蓄推奨とは異なり、より実効性の高い自助を促す新たな仕組みであるというふうに認識をしております。

また、近年注目されている物事を柔軟に進めることで、より良い結果を得るための方法、フェーズフリーの考え方や、日常生活の中で備蓄品を消費・補充しながら災害時への備えを進めるローリングストック法との相性が良く、市民一人一人の実情に即した防災対策を推進する上で、有効な方策であると考えているところです。

一方で、導入に当たりましては、どのようなカタログ商品を用意するか、コストや運用方法、市民への周知・啓発の在り方など、様々な課題や検討事項があるものと認識をしております。

ます。

つきましては、防災カタログギフトの導入について、他自治体の先行事例や実施状況も参考にしながら、本市における具体的な導入可能性について、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。防災カタログギフトの導入については、他自治体の先行事例や実施状況も参考にしながら、具体的な導入可能性について調査・研究していきたいとの御答弁であったと思います。是非、前向きに御検討していただきますようお願いいたします。

今回は、令和6年度熊本県公立学校「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」の結果についてなど、六つの質問を行いました。執行部におかれましては、誠実な御答弁をありがとうございました。これで、私の質問は終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。本日も続けていたしますので、11時45分から会議を開きます。よろしくをお願いいたします。

-----○-----

午前11時36分休憩

午前11時44分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

5番、佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） 改めまして、無所属の佐美三です。今定例会におきまして質問の機会をいただきましてありがとうございます。今定例会の一般質問の今回はトリを務めさせていただきます。大変お疲れのところとは思いますが、もうしばらくの間、お付き合いをお願いしたいと思います。さて、今回は網田地区の島山に存在します戸口浦共有墓地について、新たな地域資源としての有効利用、活用策について質問させていただきます。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。それでは、質問席に移ります。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） それでは、よろしくお願いいたします。さて、網田地区にあります島山につきましては、昭和50年代に入りまして、御輿来海岸の砂干潟が眺望できる場所として脚光を浴びるようになりました。そして、この御輿来海岸が平成8年、日本の渚百選に選定されましてからは、島山にあります干潟景勝の地展望広場への来訪者もさらに増えまし

て、特に年間を通して数日しかない砂干潟と夕陽が重なる絶景日には、全国からのカメラマンをはじめ、県内外からの来訪者が多数訪れるスポットとなっております。また、SNSの影響だとは思いますが、海外からの来訪者も顕著になっており、名実ともに本市を代表する景勝地となっていることは皆さん御承知のとおりであります。このような中、この島山の頂上付近に戸口町共有の墓地が存在します。今から写真を見てもらいますが、これが島山の全景を写し出した空撮写真であります。その中の朱色で色付けをしておりますのが、この戸口町共有の墓地になります。昭和40年代半ばに戸口町共同納骨堂が建てられまして、それからはほとんどの家々が納骨堂組合に加入し、遺骨を移設しまして、あれから半世紀以上が経ち、今では誰一人当該墓地に足を踏み入れることもなく、現地はうっそうとした森と化しております。

そこで、まず1点目の質問ですけど島山にあります戸口町共有墓地について、当該墓地の地番、地目及び面積、そして所有者についてお尋ねをいたします。また、当該墓地の帰属に関しましては、昭和20年、第二次世界大戦において我が国は敗戦を迎え、連合国側からのポツダム宣言を受託したことに伴い、当時、町内会等の組織が管理していた財産、その中には墓地についても該当すると思っておりますが、当時のポツダム政令に基づいて所有権の帰属を取り扱った期間があると思っております。ポツダム政令についての説明も併せてお願いしたいと思います。また、本市における墓地の取扱いにおいて、このポツダム政令を根拠として昔の戸口浦村のような、旧町村の共有墓地を宇土市の財産にした直近の事例があれば示していただきたいと思っております。野口企画財政部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず初めに、戸口町共有墓地の物件について、法務局の登記事項証明書を取り寄せ確認しましたところ、表題部に記載の地番は、宇土市戸口町字中作452番、地目は墓地、面積については3,408平方メートルとなっております。

次に、当該物件の所有者は、大字戸口浦共有となっております。また、登記簿上の権利関係を示す権利部については、記載はありませんでした。

当該墓地の権利関係については、過去の歴史的な背景がありますので、総務省の資料を引用しながら申し上げますと、ポツダム宣言の受託に伴い、昭和22年にポツダム政令が発令されたことにより、町内会等が解散となりました。また、解散した町内会が保有していた財産については、構成員の多数をもって議決することにより処分すること、ただし、政令施行後2か月以内に処分されない場合は、町内会等の区域の属する市町村に帰属するものとしたルールが設けられていた経緯がございます。しかし、その後、昭和27年に我が国の主権回復に伴い、ポツダム政令は廃止され、効力を失いましたが、公定された内容については効力

を有するものとされており、取り消す措置が取られない限り公定力はあるものとされています。

今回のケースを考えてみますと、現在、大字戸口浦共有となっている物件の共同墓地については、冒頭でお伝えしましたとおり、登記簿上の権利部については、大字戸口浦共有以外に登記上の動きはありません。従いまして、管理の実態や登記簿上の権利関係の現状を踏まえまして、当該共有地を市が活用すると仮定した場合には、所有権が市に帰属するかを今後、調査検討する必要があるのではないかと考えております。

ちなみに、本市におけるこのような墓地に関する所有権をポツダム政令に基づき宇土市に変更した直近の事例としましては、平成30年に宇土地区のある行政区の公民館建設のため、地元の要望により変更を行った例があります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。戸口町共有墓地については、所有者が大字戸口浦共有、地番は戸口町字中作452、地目は墓地、面積は3,408平米とのことであります。つまり所有者は昔の戸口浦村、つまり旧村共有名義であったということでもあります。そこで、ポツダム政令についても詳しく説明をしてもらいましたが、大字戸口浦共有の登記事項証明書によりますと、登記簿上の権利を示す権利部、所有権に関する事項については記載がないとのことであります。したがってポツダム政令によって公定された内容であることはほぼ間違いないと思います。その場合は、市町村に帰属するものとしたルールに該当する可能性が極めて高いのではないかと考えます。しかし、いずれにしても部長答弁によりますと、当該墓地を市が活用となった場合は、所有権が市に帰属するか否かを調査検討したいという答弁でありました。そこで、参考までに、本市において戸口浦村同様の旧村共有名義の墓地の中で、このポツダム政令に基づき宇土市に所有権を変更した事例があるかについてお尋ねしましたが、平成30年に宇土地区のある行政区の公民館建設のため、ポツダム政令に基づき所有権を宇土市に変更した例があるとのことであります。

では、次の質問に移ります。今回、大字戸口浦共有の墓地が、現在どのような状況になっているのかについて、加藤市民環境部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

戸口町共有墓地について現地に出向き確認しましたところ、入り口が1か所しかなく、樹木やつたなどが巻き付き原林化しており、全てを把握することができませんでしたが、目視できる範囲では、雑草木が生い茂るやぶの中に管理されていないと思われる墓石が20基程度、倒壊している墓石も数基確認することができました。

このような中、当該墓地内で民地との境界沿いに墓石3基が確認できました。当該墓石の周辺は丁寧に清掃や除草が行われており、また、供花が添えられているなど、お参りをされている形跡がございました。なお、供花の状況から見て、最近お参りされたものと考えられます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。私事で恐縮ですが、私の実家の墓もこの戸口浦共有墓地にありました。子どもの頃から盆、正月前には、親に連れられて墓掃除に行かされておりました。実は、実家はこの納骨堂組合に入っていないで、共同納骨堂ができてから遅れること7年後に島山の一角に納骨墓を作りました。したがって、比較的遅くまで当該墓地を利用していた関係上、納骨堂に移られた家々の倒れたままの墓石を避けながら、乗らないようにして目的地の我が家の墓まで行っていたことを思い出します。また、昔は当該墓地の進入路も何本かあったと記憶しておりますが、それがどこだったか、今となつてはもう全く分からないくらいうっそうとした森となっております。部長答弁のとおり、当該共有墓地の中にあつて、民地との境界沿いに今現在管理されている墓石が3基確認できます。写真を見ていただきますと、向かって左側にある墓は、これは当該共有墓地内にあつて、現在も管理されている墓ということで今紹介がありました。3基あるうちの1基だけが写っております。それと右側に並ぶ墓は、民地に建つ墓であります。したがって、この間に当該共有墓地と民地の境界があるということになります。当該共有墓地内で管理されている墓は、この写真の左手側に位置する墓石3基のみでありました。それ以外はやぶの中にあつて、ほとんどというか全く管理がされずに、時が止まった状態となっております。

では、次の質問に移ります。現在、建設部土木課そして経済部農林政策課及び商工観光課において、干潟景勝地に関連する事業を実施していますが、その事業概要についてお尋ねをいたします。まずは、建設部から草野建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

土木課が所管する干潟景勝地整備に関連する事業としましては、干潟景勝地へのアクセス道路となる市道塩屋・戸口線の道路整備を行っております。モニター、タブレットでの青で示した路線となります。

事業目的としましては、市道塩屋・戸口線は、地域住民の生活道路や農作業用道路として利用されているほか、干潟景勝地に訪れる多くの観光客に利用されていますが、道路幅員が狭く通行に支障を来していることから、道路を拡幅し通行の円滑化を図るものです。

また、この道路は災害時、高台への避難道路としての役割も有しており、防災機能向上も

目的の一つとなっております。

事業概要としましては、整備箇所として塩屋工区と戸口工区に分けて計画しており、塩屋工区が計画延長820メートル、道路幅員6.5メートル、戸口工区が計画延長520メートル、道路幅員5メートルとなっております。

進捗状況につきましては、塩屋工区は、令和5年度に用地取得を開始し、令和6年度からは工事にも着手し、74メートルの工事を行っております。今年度も引き続き約70メートルの工事を予定しているところです。

戸口工区につきましては、令和6年度に用地取得を開始し、工事についても令和6年度から着手する予定でしたが、入札が不調となり、今年度、令和6年度分と併せて110メートルの工事を計画し、現在、入札の手続を行っているところです。

なお、事業完了年度につきましては現在のところ未定ですが、令和8年度以降も引き続き、用地を取得した箇所、通行の支障がより大きい箇所から優先して工事を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。続いて、経済部が所管する事業の概要について、山崎経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

経済部では、干潟景勝地整備に関連する事業としまして、農林政策課所管の島山農道整備事業と、商工観光課所管の干潟景勝地展望広場整備事業を実施しております。モニター、タブレットのほうを御覧いただきたいと思っております。赤色の線で表しているのが、島山の農道になります。また、オレンジのエリアで表示しておりますのが、上の部分が新たに設置しております展望広場の駐車場でございます。また、下の部分が既存の展望所になります。

島山農道の沿線には果樹園などがあり、主に農業者の方々に利用されている状況でございます。また一方で近年は、県内有数の景勝地である御輿来海岸の干潟を一望できる干潟景勝地へのアクセス道路としても、市内外から多くの観光客に利用されております。

このような中、本農道は道路幅が狭く、車両同士の離合が困難な箇所が多いなど、通行に支障を来している状況です。また観光目的の来訪者が増加したことで、駐車スペースが不足し、トイレも未整備であることから、農道整備と併せて駐車場及びトイレの整備を進めております。

そこで、農林政策課が所管します島山農道整備事業の概要及び進捗状況につきましては、施工延長約600メートル、道路幅員6.5メートルの整備を計画しており、現在、測量設

計を実施しているところでございます。設計完了後は用地買収を行い、買収後に拡幅工事を実施する予定ですが、拡幅工事の完成までには一定の期間を要することから、まずは今年度、離合箇所の整備を先行して進める予定です。

次に、商工観光課が所管します干潟景勝地展望広場整備事業の概要及び進捗状況につきましては、第1期工事として令和6年度から駐車場整備工事に着手し、今年度中の完成を予定しております。完成後は、普通車が46台、軽自動車が5台、さらに二輪車用の駐車スペースを確保する計画です。

また、既設展望広場の整備につきましては、第2期工事としまして本年9月頃から工事に着手し、今年度中の完成を目指しております。第2期工事の主な内容としましては、展望デッキやトイレの新設及びそれに伴う給排水設備工事などを予定しております。

なお、御輿来海岸の干潟を望むことができる島山麓の戸口浄化センター西側エリアにつきましても、観光目的の来訪者増加にも対応できる環境を整備するために、大型バスも駐車可能な駐車場の増設と、来訪者が利用できるトイレの新設を目的とした測量設計を今年度実施し、測量設計完了後は、順次整備工事に取りかかる予定としております。

これらの整備を通じて農業者はもとより、干潟景勝地を訪れる皆様の利便性や快適性の向上を図るとともに、観光資源としての魅力向上にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。島山で整備中の事業について説明をしてもらいましたが、これに先ほどの当該墓地付近の空撮写真を重ねてみますと、今出ているように見てもらうと分かりますが、この戸口浦共有墓地を取り囲むように、建設部、経済部において関連する事業が現在進められていることが分かります。

そこで、次の質問に移りますが、先ほどの企画財政部長の答弁において、当該墓地を市が活用するとなった場合は、所有権が市に帰属するか否かを調査検討したいとの回答でありましたが、そこで、仮に宇土市に帰属し、市が当該墓地を廃止する場合の事務手続について、市民環境部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

戸口町共有墓地につきましては、墓地、埋葬等に関する法律において県知事の許可を受けていない、いわゆるみなし墓地に該当します。

みなし墓地は、墓地、埋葬等に関する法律が施行される以前から、地域住民等によって継続的に埋葬地として利用されてきた土地を指し、法的な墓地の許可を受けていないものの、現実的には墓地としての機能を果たしている状況のことです。

そのため、みなし墓地につきましては、現行法に基づく新たな墓地の設置・経営とは区別されており、法律施行時点で既に墓地として利用されていた場合には、一定の条件のもとで引き続き墓地として認められています。

しかし、当該墓地の管理や移転、改葬などを行う場合には、関係法令や条例にのっとった手続が必要となります。

手続としましては、まず、墓地管理者が廃止の意思決定を行い、墓地に埋葬されている遺骨の遺族や使用者全員に廃止の通知を行い、同意を得ることが必要となります。無縁墓の場合は、墓地管理者が無縁墓の状況を調査し、墓碑の記載事項などから縁故者を調べる必要があります。縁故者がいない場合は、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条に基づき、無縁墓の存在と改葬・廃止を官報や地方紙、墓地の周辺に掲示板を立てるなど公告を行う必要があります。公告期間中1年間に縁故者から申出がない場合は、無縁仏として取り扱うことができます。

埋葬されている遺骨を、他の墓地や納骨堂などに改葬する場合は、改葬先を確保した上で改葬許可をもって、遺骨の改葬を行い、墓石の撤去・整地作業を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。無縁墓石を整理するということは、それなりにエネルギーを要します。先般、熊本市健康福祉政策課に無縁墓対策についてお尋ねをしましたところ、熊本市も高齢化社会の進展で墓地の需要が高まる中、本格的に無縁墓の改葬対策を行おうとした矢先の2016年に熊本地震が発生したために中断し、さらに墓石の倒壊等もあって、現在、無縁墓が増える状況にあるとのことでありました。このようなことから、熊本市では無縁墓対策のために官報等への公告掲載、そして現地に改葬公告看板を立てて、今これは担当部長が回答していただいたことですが、墓の所有者、遺族からの申出を受け付けているとのことでありました。しかし、今のところ改葬公告に対する申出は1件もないとのことであります。したがって、申出がなかった墓石は無縁墓として今後墓石の撤去、整地を行う予定とのことでありました。話を元に戻しまして、この戸口浦共有の墓地については、元松市長が市長に初当選されたとき、私が市役所の現役時代、新設されたばかりのまちづくり推進課に在籍していたときに、当時はこの市民活動支援係と観光係の2係だったと思いますが、その際に観光の視点から磨けば光る原石として図面を基に市長に紹介したことがあります。かれこれ14年ぐらい前になりますけど、市長は覚えておられるでしょうか。しかし、当時はまだまだ市道、農道の拡幅や新たな駐車場の整備、トイレの設置も構想としてはありましたが、事業着手にはほど遠く、手つかずの頃であり具体性に欠ける、そんな頃に紹介したものであります。あれから時が過ぎまして、現在、元松市政がスター

トしてからは、この島山にスポットを当てていただき、厳しい財政運営の中にもかかわらず、先ほどから建設部長、経済部長の答弁のとおり、一連の整備が強力に進められております。このように、戸口浦共有墓地周辺を取り巻く環境は、時代の流れとともに大きく変貌しているわけでありまして、そのほぼ中心に当たる風光明媚な島山の頂に当該物件が存在します。

そこで、この戸口浦共有墓地の有効利用・活用策について、今回質問に立ったわけでありまして、元松市長の考え、受け止め方でもいいです、お尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

今、市長になったすぐ、この島山を開発したらどうかということで御提案を受けて、私も真剣に考えて、その後商工観光課とともにですね、この墓地を中心にして農道から道を上がって下りる道がつかれないかというところで、実は土地の地権も当たったことがあります。ただ、その農道側からこの墓地につなぐ道がですね、どうしてもつくれなかったというのが一つありまして、その話は終わってしまっていて、最終的にこれは相続の関係です、どうしても相続が分からないとか、そういう土地が点在をしております。そうして最終的にできたのが、今墓地の左側にある、今つくっているところ、ここだけは何とか地元の皆さんも多数おられたので、本当はもっと広げたかったんですが、広げようがなかったというのがこの地形になっているところでございます。これも補足をさせていただきます。

先ほど建設部長、経済部長が答弁しましたとおり、現在、島山では御輿来海岸を望む干潟景勝地展望広場を中心に、市道・農道の拡幅、トイレ・駐車場の整備など、農業者はもちろんですけれども、干潟景勝地を訪れる皆様の利便性や快適性の向上を図り、観光資源としての更なる魅力向上を目指して環境整備を進めております。また、先ほどこれは経済部長の答弁にもありましたが、この麓に当たります下水処理場の横の広場、こちらのほうも駐車場として再整備をしようというところで、今予定として進んでいるところでございます。このような市が進める環境整備に対しまして、地元住民の皆様には、日頃から本当に温かい御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、まず感謝を申し上げます。

議員の御質問に対しましてですけれども、先ほど両部長が答弁しましたとおり、当該墓地の帰属や管理主体などの整理が今のところついておりません。当該墓地内で民地境界沿いに確認されている墓石は、現在も御遺族がお参りをされている形跡も見受けられます。また、実際はあの土地の中に墓地があつて、墓地周りを草刈りをされている部分もあるんですね。これは恐らく、何らかの意図があつてされているんだと思います。墓地を守っておられるかどうかは分かりませんが、そういうところが2か所ぐらいほかにあります。そういったところもありますので、扱いに関しては今後の状況や帰属について関係者と確認を行う必要があると、市が一方的にできる話ではないと思っております。

いずれにしても、墓地でございます。その性質上、やはり守っておられる方々の気持ちは大切にしなければならないということもございますので、御遺族や地元住民の皆様の御意向を十分に把握した上で、慎重に今後の方向性を考えていく必要があると認識しております。

以上です。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。私の役所時代のあのときのことを覚えていただいていたということ、私は大変うれしく思うところであります。今の市長の答弁についてですが、一つ引っかかるのは、私は現状管理されている墓も含めて、新たな有効利用、活用策を提案しているものでは決してありません。そこを市長が心配されているのはよく分かります。管理されている墓は当然そのまま、それ以外のやぶの中となっている、つまり管理されていない墓について、今回質問と提起をしていることをあえて申し上げておきたいと思えます。そこで、今回の質問については、二つの法令が絡んでいるわけでありまして。ごっちゃにして考えると分からなくなるので、ちょっと分けて申しますと、まず一つ目は、ポツダム政令に基づく所有権に関する事、そして二つ目は、墓地、埋葬等に関する法律に基づく無縁墓の取扱いに関する事でございます。一つ目のポツダム政令については、先ほどの企画財政部長の答弁からも、繰り返しになりますが、平成30年に宇土地区のある行政区の公民館建設に伴い、ポツダム政令に基づき旧村共有名義の墓地が宇土市に名義変更された事例があります。したがって、今回の戸口浦共有墓地も同じケースであり、市が活用したいと思えば宇土市に帰属する可能性が極めて高いと思うわけでありまして。このポツダム政令に基づき、所有権が宇土市に移転するのであれば、当該墓地内で現在管理されている墓とそれからそれ以外のやぶの中となっている管理されていない、いわゆる無縁墓に分けて分筆することも可能ではないかと考えるわけでありまして。また、二つ目の墓地、埋葬等に関する法律に基づく無縁墓の取扱いについてですが、先ほど紹介しましたとおり、熊本市が現在官報等に公告し、改葬公告の看板を現地に立てて1年が経過したものについては、今後、墓石の撤去、整地を行う予定とのことでありまして。このように他の自治体でも取組が行われております。ただいま紹介しました宇土地区の例、熊本市の例からも、戸口浦共有墓地については同様の取組を行うことで無縁墓について墓石の整理をすることは可能と思うわけでありまして。これから市道、農道が拡幅され、駐車場やトイレの整備が完了すれば、これまで以上にますます干潟景勝地展望広場への来訪者も間違いなく増えることが予想されます。そうなれば、今年度中に完成予定の駐車場、収容台数50台程度では全く足りないのではないかとこのように思うわけでありまして。新たな駐車場の確保をはじめ、展開次第では更なる土地の確保が必要となってくるのではないかとこのように思います。そのような状況となった際に、市に帰属する可能性が極めて高い島山の頂で、最も風光明媚なところに3千平米を超える1筆ものの、

しかも平坦な物件が存在するわけであります。是非とも利活用について検討されてはいかがかというふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。今回の一般質問を行うに当たり、この戸口浦共有墓地については、戸口町の行政区長さん、戸口漁港周辺集落防災・活性化期成会の皆さん、そして戸口町老人会の皆さんをはじめ、多くの地元の意見を聴取したわけでありますが、地元の住民からは異口同音、荒れ果てた墓地の現状を憂い、心を痛め、「どうにかできないか。できることなら有効に活用することが、先人への供養につながる。」といった意見を多く聞いたわけであります。このようなことから、今回の質問に立っているわけであります。こうした住民の思いや願いも踏まえて、再度、元松市長の考えを伺いたいと思います。住民の思いや願いに対する市長の受け止め方だけで結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

戸口町共有墓地について、地域の住民の皆様が現状を憂慮され、何らかの形で有効活用することが先人の供養につながるという思いを広くお持ちであること、また、墓地を有効活用してほしいという地元の皆様のお気持ちがあるということは、本当にありがたく感じております。先ほど新しい墓地のほうを映してもらっていいですか。3基の墓地というのをさっき話したのは、この3基ではないんです。これは左側の一つですから。ここだけならば、さっき言われたように、実際、分筆というのは簡単にできると思っております。ただ、ほかにも墓地周りを清掃されている方がいらっしゃるわけですよ。御存じだと思いますけれども、私も現地に行っておりませんが、写真で報告を受けているのですが、墓地の周りをきれいに清掃されているところが2か所あるんです。ですから、ここの墓地の方はもちろんです。ただ、分筆といってもそういったところも関係してきますので、そういった方々も含めて、やはり合意を図る必要があるのではないかなと思っています。やはりどういう意図で墓の周りを清掃されているのか、これも私たちは分かりません。ただ、やはりしておかないと罰が当たるからというような感じでされているのかもしれませんが、その気持ちというのは、やはり私たちが大事にしなければならないと思います。そういう意味で、地元の皆さんの気持ちは本当にありがたいです、うれしいです。可能ならばいろんな形で進めさせていただきたいという思いはありますが、その前にこの墓地ではなくて、ほかのところ、全てがやぶじゃなくて、草刈りされているところがありますよね。じゃあそういうところは全部除外するんですかという話にもなってくるものですから、できれば、そういった方々、地元におられてどなたがそういうことをされているのか、墓地周りの管理をされているのかというところ、これは地元でないと分かりませんので、是非ですね、地元においてこういった情報も集めていただきたいと、そしてそういったところも含めた上で、地域としてどうなのかというところをお示

いただければありがたいなと思うところでございます。しないと言っているわけではございませんので、ただ、この分筆すればと簡単に言えない部分もあるということをお私に言いたいです。この島山の整備に関しては、西部の経済はなかなか厳しいんですが、観光として生きるための大きな宝だと思っています。

今後も、西部地区の活性化の契機となるよう鋭意進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き御理解と御協力をよろしくお願いいたします。地元の皆様にも、是非よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） 今の写真をもう一回見せてもらっていいですか。ありがとうございました。市長には、私は思った以上に前向きに捉えていただいていることに大変うれしく思ったわけです。この墓の左側にもう一つありまして、このかたまりのところ以外は、もうですね、1周回してもどこも森です。1回ですね、またこの件に関しては、この写真だけではどうにもならないので、また機会があれば地元と、そしてまた市長と一緒に現地を1回見たいというふうに思いますので、その節はよろしくお願いいたします。戸口町共同納骨堂が建設されて、はや50年以上が経過しました。納骨堂の壁に銘板がはめ込まれておりまして、昭和47年7月竣工と記されております。当時、島山の頂にあった墓地から墓石を倒し、遺骨のみを掘り出して、この共同納骨堂への移設を行ったわけでありまして、どの家も遺骨を取り出した後は、当該墓地にはほとんど足を踏み入れることもなくなり、墓参りの形跡も次第と遠のき、今では人を寄せ付けないうっそうとした森と化しております。地元の50代以下の人たちは、そこに墓地があったことすら知らない世代となりました。先般、地元の長老たちと現地踏査を行った際に、ある長老がやぶの中を眺めながら、「荒れ果てた墓地をどがんかせなんと考えるのは、我々が最初で最後だろうな」と、「若い者は墓地がここにあることすら知らない」というようなことをつぶやいておりました。今回、一般質問を行うに当たり、執行部におかれましては、ほとんど当該墓地の存在自体を知らない中で対応いただきました。当然、ここで前向きな回答とか、具体的な活用策を望むことは時期尚早と理解しております。そういうことで、今回は頭出しという認識で質問に立ったわけでありまして。しかしながら、この戸口浦共有墓地が持つポテンシャル、将来的な可能性を十分秘めた磨けば光る物件であることは、御理解いただけたのではないかなというふうに思います。どうかこれから宇土市の新たな地域資源として、執行部におかれましては有効利用、活用策を前向きに検討していただき、この物件が将来宇土市の大きな財産としてよみがえることを期待するものであります。そして、繰り返しになりますが、地元住民の切なる思いは、荒れたままの当該墓地の墓石を一旦整理して、有効活用することが先人への供養につながるのと考えて

あります。このようなことから、本日は地元からも多数傍聴に来ていただきました。元松市長には、この地元の思いもどうか酌み取っていただきまして、より良い利活用を切にお願いしておきます。よろしく願いいたします。

今回、一般質問を行うに当たり、対応いただきました執行部、担当者の皆さんには心からのねぎらいを申し上げまして、私の一般質問を終わります。御清聴誠にありがとうございました。

○議長（野口修一君） 以上で、質疑及び一般質問は全部終了いたしました。

質疑及び一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第48号から議案第64号まで）

○議長（野口修一君） 日程第2、市長提出議案第48号から議案第64号までの17件につきまして、本日配布の令和7年6月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（野口修一君） 日程第3、請願・陳情については、配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので、御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、23日総務市民常任委員会、24日経済建設常任委員会、25日文教厚生常任委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、7月1日火曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時31分散会

令和7年6月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第3号 令和6年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について

議案第49号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第6号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

議案第50号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第7号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第51号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第8号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第52号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第9号 宇土市固定資産評価員の選任について

議案第53号 宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第54号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

議案第55号 宇土市債権管理条例の制定について

議案第60号 令和7年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

議案第61号 令和7年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第63号 令和7年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

経済建設常任委員会

議案第55号 宇土市債権管理条例の制定について

議案第59号 令和7年度 準用河川船場川（南段原工区）改修工事請負契約の締結について

議案第60号 令和7年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

議案第64号 令和7年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について

文教厚生常任委員会

議案第56号 宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について

議案第57号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第58号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例について

議案第60号 令和7年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

議案第62号 令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和7年6月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

陳情

受理 番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和 7年 1	R 7 . 5 . 22	「最低賃金の改善と中小 企業支援の拡充を求める 意見書」の採択を求める 陳情書	熊本市中央区神水 1-30-7 コモ ン神水内 熊本県労働組合総連合 議長 榎本 光男	経済建設

第 5 号

7 月 1 日 (火)

令和7年6月宇土市議会定例会会議録 第5号

7月1日（火）午前10時00分開議

1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
 2. 経済建設常任委員長報告
 3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願、陳情について
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
(採決)

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（17人）

1番 土黒功司君	2番 杉本寛君
3番 中野洋一君	4番 浦本晴美さん
5番 佐美三洋君	6番 小崎憲一君
7番 今中真之助君	8番 西田和徳君
10番 宮原雄一君	11番 柴田正樹君
12番 檜崎政治君	13番 野口修一君
14番 中口俊宏君	15番 藤井慶峰君
16番 山村保夫君	17番 村田宣雄君
18番 福田慧一君	

4. 欠席議員（1人）

9番 園田茂君

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	光 井 正 吾 君
教 育 長	前 田 一 孝 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	野 口 泰 正 君	市民環境部長	加 藤 敬 一 郎 君
健康福祉部長	江 河 一 郎 君	経 済 部 長	山 崎 恵 一 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	池 田 和 臣 君
秘書政策課長	渡 邊 聡 君	総 務 課 長	上 木 淳 司 君
危機管理課長	内 田 雅 之 君	企 画 課 長	松 下 修 也 君
まちづくり推進課長	木 村 る み さん	財 政 課 長	北 谷 太 示 君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	田 尻 清 孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦 田 昌 臣 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 参 事	中 山 裕 輝 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君） これから本日の会議を開きます。

本日、9番、園田茂君から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

-----○-----

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

○議長（野口修一君） 日程第1、地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長、宮原雄一君

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（宮原雄一君） おはようございます。

ただいまから、地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過及び審査内容について、中間報告をいたします。

去る6月17日、執行部出席のもと本委員会を開催し、現在までの取組状況について、執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

まず、熊本宇土道路における令和7年度の国の当初予算は2億円であり、前年度と同額であります。用地進捗率は約99%、事業進捗率は前年度から1ポイント上がり、約37%となっております。

今年度の事業内容といたしましては、工事では、海路口地区取得用地管理工事及び城塚地区取得用地管理工事が計画されております。また、調査設計では、令和6年度繰越事業で令和6年度・7年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務、令和6年度熊本天草幹線道路測量（その7）業務及び令和6年度熊本天草幹線道路調査設計業務が実施されており、令和6年度熊本天草幹線道路軟弱地盤解析検討業務の契約締結がなされております。

令和7年度事業の調査設計では、令和7年度宇土道路外水文調査業務の契約締結がなされております。

次に、宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和7年度予算については39億円であり、前年度当初予算と同額であります。用地進捗率は、前年度から1ポイント増加し、約99%、事業進捗率についても、前年度から12ポイント増加し、約57%となっております。

今年度の事業内容といたしましては、まず、令和6年度繰越事業の調査設計で、令和6年度・7年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務、令和6年度熊本天草幹線道路測量（その7）業務及び令和6年度熊本天草幹線道路調査設計業務が実施されております。また、令和6年度宇土道路裁決申請図書作成等業務で工期の延長がなされております。さらに、令和6年度

熊本天草幹線道路軟弱地盤解析検討業務の契約締結がなされておりますが、これは、先ほど熊本宇土道路で御報告したものと同様です。

そのほか、工事では、熊本57号上網田地区5号函渠工事、熊本57号網津地区4号函渠1期工事、熊本57号長浜地区改良3期工事及び熊本57号割井川橋P1橋脚設置工事が実施されており、熊本57号平原地区2号函渠工事など7件の契約締結がなされております。JR委託工事では、三角線緑川・住吉間5K620付近跨線橋新設工事の工期が延長されております。

次に、令和7年度事業の調査設計では、令和7年度宇土道路外水文調査業務の契約締結がなされておりますが、これは、先ほど熊本宇土道路で御報告したものと同様です。

そのほか、令和7年度事業計画として、網津地区用地買収、支障物件移設補償及び網津長浜トンネル工事着手等が計画されております。

次に、宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

まず、令和7年度予算については1億2,000万円であり、前年度当初予算より2,000万円の増額となっております。用地進捗率及び事業進捗率はそれぞれ約1%で、前回の報告から進捗はあっておりません。

今年度の事業内容といたしましては、まず、令和6年度繰越事業の調査設計で令和6年度・7年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務、令和6年度熊本天草幹線道路測量（その7）業務及び令和6年度熊本天草幹線道路調査設計業務が実施されており、令和6年度熊本天草幹線道路軟弱地盤解析検討業務の契約締結がなされておりますが、これは、先ほど熊本宇土道路及び宇土道路で御報告したものと同様です。

令和7年度事業の調査設計で令和7年度熊本天草幹線道路地質調査（その6）業務、令和7年度熊本天草幹線道路地質調査（その7）業務、令和7年度熊本天草幹線道路地質調査（その8）業務及び令和7年度熊本天草幹線道路水文調査地質解析業務の4件で入札に伴う公告が行われております。この地質調査（その6）業務から（その8）業務までの3件につきましては、網田・郡浦間のトンネル地質調査となっております。また、水文調査地質解析業務は、事業に伴う地下水への影響を把握するために水文調査を実施し、水理地質構造の解析検討を行う業務となっております。

そのほか、令和7年度事業計画として、三角地区ほか用地買収、支障物件移設補償等が計画されております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告申し上げます。

まず、委員から「委員会資料の用地進捗率とは、用地取得進捗率という意味か。また、事業進捗率は、何を分母、分子として事業進捗としているのか。」との質疑があり、執行部から「用地取得の進捗という意味である。また、事業進捗率については、総事業費に対する予

算執行された割合である。」との答弁がありました。それに関連して、別の委員から「予算ベースの執行率だと、進捗を表すのがあいまいになってしまうのではないか。例えば、舗装率など具体的に体感できる数値で表せないか。」との質疑があり、執行部から「高規格道路のように大規模な工事では、橋梁やトンネル、盛土、切土など、道路の土台となるものをそれぞれ施工し、最後に舗装工事を行っていく。そのため、予算ベース以外の表現が難しい。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「事業進捗率のままだと誤解を生じる可能性があるので、予算の執行率ということが分かるような表記にしてはどうか。」との意見がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（野口修一君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

日程第2 各常任委員長報告

○議長（野口修一君） 日程第2、去る6月20日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第48号から議案第64号までの17件及び請願・陳情につき、審査の経過と結果についてそれぞれ報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、中口俊宏君

○総務市民常任委員長（中口俊宏君） おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月23日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係3議案、予算関係3議案、専決処分報告及

び承認 5 議案の合計 11 議案であります。

まず、議案第 48 号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、専決第 3 号、令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 9 号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

総務費において、職員給として 2,172 万 5 千円を増額するものであります。

次に、議案第 49 号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、専決第 6 号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。議案第 50 号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、専決第 7 号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、及び、議案第 51 号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、専決第 8 号、宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について。これらは、関連法令改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第 52 号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、専決第 9 号、宇土市固定資産評価員の選任について。これは、固定資産評価員である税務課長の令和 7 年 4 月 1 日付け人事異動に伴い、後任の評価員を選任するものであります。

次に、議案第 53 号、宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、指定管理候補者の選定の特例に関する規定を見直すため、条例を改正するものであります。

次に、議案第 54 号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第 55 号、宇土市債権管理条例の制定について。これは、債権管理に係る市の統一基準を定め、債権管理の一層の適正化及び未収金対策強化を図るため、条例を制定するものであります。

次に、議案第 60 号、令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

議会費では、議会一般経費として 196 万 9 千円を増額するものであります。

総務費では、地域おこし協力隊事業として 377 万 3 千円を増額するものであります。

衛生費では、有機フッ素化合物水質検査補助金として 300 万円を増額するものであります。

消防費では、防火水槽整備事業として 49 万 5 千円を増額するものであります。

そのほか、網田レトロ館指定管理に要する経費及び納税通知書等発送に要する経費について、債務負担行為の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第 61 号、令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について。補正額は 718 万 3 千円を増額するもので、補正後の総額は 44 億 7,486 万 1 千円

であります。これは、システム改修委託料の増額補正となっております。

次に、議案第63号、令和7年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。補正額は412万5千円を増額するもので、補正後の総額は6億5,714万5千円であります。これも、システム改修委託料の増額補正となっております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

議案第53号、宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について。委員から「公募によらず、特例で現在の指定管理者を選定できる規定を追加するとのことだが、具体的にはどのようなことか。」との質疑があり、執行部から「例えば老朽化が激しく、大規模改修を行う必要がある施設が、指定管理者の更新をすることとなり、指定管理を請け負って間もなく改修のため営業ができなくなってしまうおそれがある場合など、事業者には損害を与えないよう、施設の事情を把握している現在の指定管理者に、その改修の期間までは延長できる措置が取れる規定を追加するものである。」との答弁がありました。

議案第60号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。まず、納税通知書等発送に要する経費について、委員から「納税通知書等の印刷製本などの業務を令和8年度から委託することだが、これは外部の事業者へ委託することか。」との質疑があり、執行部から「印刷、製本、封入封かんまで一括して行うことができる事業者に対して委託する予定である。」との答弁がありました。これに対して、委員から「外部の事業者が納税通知書という個人情報扱うことになるが、問題はないか。」との質疑があり、執行部から「他市町でも既に同様に実施しているところがあり、また、プライバシーマークを取得した高いセキュリティを持つ事業者へ委託することを想定しているため、問題はないと考えている。」との答弁がありました。

次に、Jアラート新型受信機更新事業について、委員から「この受信機は、何年かに1度更新しなければならないのか。」との質疑があり、執行部から「国が機器を更新するとき仕様書を作成されるが、基本的には10年に1度程度の更新とされており、今回の更新で第三世代となる。」との答弁がありました。これに対して、委員から「この次は、10年後の更新になるのか。」との質疑があり、執行部から「基本は10年程度だが、国が第四世代に更新する際は、合わせて更新する必要がある、期間が短くなる場合もある。」との答弁がありました。

次に、議案以外で、基金の運用について、委員から「近頃は、国債の購入を行っているか。」との質疑があり、執行部から「今年度はまだ購入していない。公金管理運用検討委員会を開催するため、そこで協議していく。」との答弁がありました。これに対して、委員か

ら「現在利率が上がっているため、是非購入を検討してほしい。」との意見があり、執行部から「一時的な資金不足を解消するため繰替え運用を行う場合もあり、実施する時期などを勘案しながら検討したい。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案につきましては、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、佐美三洋君

○経済建設常任委員長（佐美三 洋君） 改めて、おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月24日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係1議案、予算関係2議案、その他1議案の合計4議案であります。

まず、議案第55号、宇土市債権管理条例の制定について。これは、債権管理に係る市の統一基準を定め、債権管理の一層の適正化及び未収金対策強化を図るため、条例を制定するもので、宇土市営住宅条例や宇土市水道事業給水条例など四つの条例においては、重複する債権放棄に関する規定の削除をするものであります。

次に、議案第59号、令和7年度準用河川船場川南段原工区改修工事請負契約の締結について。これは、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を要するものであります。

次に、議案第60号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、果樹園芸振興一般経費として690万5千円を増額するものであります。

次に、商工費では、外国人観光客誘客強化事業として774万3千円を増額するものであります。

次に、土木費では、緊急浚渫推進事業として150万円、走潟地区かわまちづくり事業（都市整備課分）として3,813万7千円を増額するものであります。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第64号、令和7年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について。収益的支出の補正額は2,493万9千円を減額するもので、補正後の総額は7億2,530万9千円であります。これは、衛星画像解析活用漏水調査事業負担金等の増額及び耐震化詳細設計委託料の減額補正であります。

また、資本的支出の補正額は3,231万5千円を増額するもので、補正後の総額は5億48万8千円であります。これは、工事設計委託料及び工事請負費の増額補正であります。

そのほか、水道料金徴収等包括的業務委託・追加に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

議案第60号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。まず、住吉地区埋立整備事業について、委員から、「事業主体が熊本県を含む四つの自治体から宇土市へ変更となったとのことだが、どういった経緯か。」との質疑があり、執行部から「4自治体の共同事業ということに変わりはないが、当初、補助金申請を4自治体それぞれで行う予定が、水産庁からの指導により、本市のみで一本化して行うこととなったものである。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から、「メリットはあるのか。」との質疑があり、執行部から「他の3自治体を經由しないため、補助金の流れがスムーズになる。」との答弁がありました。

次に、議案第64号、令和7年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について。委員から、「衛星画像により、水道管の漏水の可能性のある箇所が分かるとのことだが、どのくらいの精度なのか。」との質疑があり、執行部から、「衛星画像のAI解析により漏水疑い箇所を絞り込むことで、効率を上げることができる。」との答弁がありました。また、別の委員から、「効率をさらに高めるため、最先端技術とともに、これまでの経験を生かした人による調査との両方による調査をお願いしたい。」との意見がありました。

次に、議案以外で、松原排水機場の整備事業について、委員から、「松原排水機場の整備完了が令和10年度末まで伸びたのはなぜか。」との質疑があり、執行部から、「工事箇所が軟弱地盤であることに加え、新たに転石や湧水が確認され、その対策工事や建物工事等の同時施工が難しいため、工期が大幅に延びた。」との答弁がありました。それに対して、委員から、「軟弱地盤であるのは当初から分かっていたことではないのか。」との質疑があり、執行部から、「事前に調査を行っていたが、想定以上であったため。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、

賛成多数で全て原案のとおり可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和7年陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書については、賛成多数で継続審査といたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任副委員長、杉本寛君

○文教厚生常任副委員長（杉本 寛君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月25日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係3議案、予算関係2議案の合計5議案であります。

まず、議案第56号、宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市健康福祉館あじさいの湯の入館料を見直し、円滑な施設運営を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第57号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第58号、宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第60号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、不足額給付金支給事業として1億705万4千円、地域介護・福祉空間整備等事業として1,543万円を増額するものであります。

次に、衛生費では、高齢者予防接種事業として1,374万3千円を増額するものであります。

次に、教育費では、多目的市民交流施設整備事業（生涯活動推進課分）として1,218

万6千円、船場川調整池周回コース整備事業として7,019万5千円を増額するものがあります。

そのほか、老人福祉センター指定管理に要する経費などの5事業に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第62号、令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は425万円を増額するもので、補正後の総額は40億3,383万2千円であります。これは、宇城広域連合負担金（介護認定審査会費）の増額補正であります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告します。

まず、議案第56号、宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について。委員から「あじさいの湯の入館料を見直すことで、年間でどのくらいの売上げ増を見込んでいるか。」との質疑があり、執行部から「値上げにより来場者数が減少することも考慮して、年間でおよそ160万円の増額を見込んでいる。」との答弁がありました。また、別の委員から「施行日が来年の1月となっている理由は何か。」との質疑があり、執行部から「利用者に対しての周知期間を確保するためである。」との答弁がありました。

次に、議案第60号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。網田焼の里資料館及び市民会館の指定管理について、委員から「どのような選定基準を想定しているか。」との質疑があり、執行部から「例えば、住民の平等な利用を確保できるか、施設の効用を最大限に発揮できるか、必要な人員や財政的基盤を有するか等、施設の性格や設置目的、地域性を踏まえて設定する。」との答弁がありました。また、別の委員から「5年間の指定管理料の基礎となる債務負担行為の限度額は、どのように算定しているのか。」との質疑があり、執行部から「過去数年間の売上げや必要経費の平均に、昨今の物価や人件費等の上昇を考慮して算出している。」との答弁がありました。

次に、議案第62号、令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。介護認定支援システムの標準化移行に伴う宇城広域連合負担金の増額について、委員から「システム標準化により、どのような恩恵が得られるのか。」との質疑があり、執行部から「国が構築する介護情報基盤と連携することができ、例えば、自治体や各事業所等が持つ介護情報等を共有して活用することで、事務負担の軽減につながる。また、マイナポータルを通して自己の介護情報を確認できる等、利用者にとってもメリットがある。」との答弁がありました。それに対して、委員から「事務を効率化しつつ、正確で公平な介護認定が行われるように努めてほしい。」との意見がありました。

次に、議案以外について、旧田中会館裏の緑地帯について、委員から「管理が行き届いて

いないところも見受けられるので、整地して運動公園の駐車場にする等、他の利用は検討できないか。」との質疑があり、執行部から「関係する制度を確認し、制限等がなければ検討する。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「多目的市民交流施設と併せて整備することができれば、施設周辺一帯の変化を一気に体感できると思う。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、議案第60号については賛成多数、その他の議案は全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 文教厚生常任副委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君） ただいま文教厚生常任委員会副委員長の報告にありました議案第60号、令和7年度一般会計補正予算、新型コロナウイルスワクチン接種費用補助に関する予算につきまして、私は反対の立場から皆さんの良識に訴え、討論をいたします。

まず第一に、この補助事業の根拠となっている年1回の定期接種の有効性については、現時点で科学的な確証が十分とは言えません。厚生労働省自身が重症化リスクの高い方に限定し、今後の状況に応じて柔軟に見直すとしており、特に、健康な高齢者に対する接種効果は限定的であるという見方も専門家の中で根強く存在しております。つまり、本当に意味のある公費投入なのかという疑問が生じます。

第二に、この制度自体、国が令和7年度からの補助を打ち切ったものであります。国が財政的、科学的、社会的な観点から全国一律の補助を行わないと判断した中で、あえて宇土市が1回当たり1万900円もの補助を継続する合理的根拠は何か、市民の理解を得られるとは到底思えません。

第三に、本予算案では1,352万5千円という多額の予算が計上されております。しかし、その見込み接種人数に照らすと、極めて限定的な層への恩恵にとどまり、費用対効果に疑問が残ります。これほどの金額があれば、より幅広い市民生活の底上げに活用すべきでは

ないでしょうか。感染症対策だから必要だという考え方は理解いたします。周辺自治体と話し合っ、5千円の自己負担に至った経緯も理解できますし、接種体制は行政として施すべきでしょう。しかし、何にどれだけ使うべきかを考えるのが、我々議会の役割であります。科学的根拠の薄い施策に限られた財源を投じることは、市民の信頼を損ねる結果にもつながります。

以上の理由から、私は本議案に反対し、より実効性のある施策への予算の再構築を強く求めて、討論を終わります。皆さんの良識ある判断をお願いいたします。

○議長（野口修一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第48号から議案第55号までの8件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認及び可決であります。各常任委員長報告のとおり承認及び可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第55号までの8件については、原案のとおり承認及び可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第56号、宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成する議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第56号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第57号から議案第59号までの3件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第59号までの3件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第60号、令和7年度宇土市一般会計補正予算(第1号)について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに賛成する議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第60号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第61号から議案第64号までの4件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第64号までの4件については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 請願、陳情について

○議長(野口修一君) 日程第3、請願、陳情についてを議題といたします。

まず、経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

令和7年陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について採決いたします。

この陳情に対する経済建設常任委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、令和7年陳情第1号については、委員長報告のとおり継続審査と決定いたしました。

-----○-----

日程第4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（野口修一君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件及び所管事務調査について会議規則第111条の規定により、配布しております閉会中の継続審査及び調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和7年6月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午前10時49分閉会

○議長（野口修一君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月16日に招集されました今定例会は、議員各位及び執行部の皆様の御協力により

まして、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことに厚く御礼を申し上げます。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、補正予算案をはじめ、多数の重要案件を提案しましたところ、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただき、御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいっている所存でございます。

さて、令和7年3月定例会の閉会日にも御報告いたしましたとおり、本年3月13日、宇土市は宇城市、美里町とともに、台湾の台南市と友好交流協定を締結いたしました。これもひとえに、議員の皆様をはじめ、関係団体など、多くの皆様の御理解と御協力のたまものであり、改めて深く感謝申し上げます。

協定締結式では、台南市長が「今回の御縁と良好な関係を次の世代に引き継いでいくためにも、今後は子どもたちの交流を促進していきたい。」と述べられましたが、その第一弾として、先日、台南市より特産品であるパイナップルの一種マンゴーパイン274個を、本市の子どもたちに給食で食べてほしいと御寄贈をいただきました。本市では、6月18日と20日の2日間に分けまして、宇土市立の全ての小中学校10校と幼稚園2園の給食の特別メニューとして、子どもたちにふるまうことができました。子どもたちからは「甘酸っぱくてとてもおいしかった」「台湾のことをもっと知りたい」といった声が寄せられ、私たちの目指す国際交流の第一歩となったことを大変うれしく思っております。

今後、台南市との交流をさらに発展させ、観光・経済・文化・教育など様々な分野で、宇城地域が一体となり、官民連携のもと取組を進めてまいります。議員の皆様をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を引き続きお願い申し上げます。

次に、大変喜ばしいニュースを御報告いたします。

昨日もテレビ等で盛んに出ておりましたが、昨日、本市出身の草野関が幕内力士へ昇進することが正式に発表をされました。地元出身の力士としての快挙を心よりうれしく思います。特に本場所は、正代関との宇土市出身力士の直接対決の可能性もありますし、ワクワクしております。草野関の更なる飛躍を期待するとともに、正代関はもちろんのこと、幕下に控える宇土市出身の3名の若手有望力士と併せて、引き続き、市民の皆様と一緒に応援してまいります。

次に、先日6月27日に、MBTリンク株式会社と包括連携協定を締結いたしましたので、御報告いたします。

この協定は、家庭内の電力使用データを活用して、住民の体調変化を察知するライフスタイルセンシングの仕組みについて、まずは本市での検証が有効かを調査することを目的としております。今後、調査結果を踏まえ、高齢者等の見守りなどへの活用についても検討してまいりたいと思います。

また、先日、イギリス人女性学者ドゥルー女史の功績を描いたドキュメンタリー映画「ウミノヲヤ」の上映会が行われました。この作品は、海苔養殖の発展に貢献されたドゥルー女史の偉業を紹介するとともに、気候変動の影響にも着目した内容となっており、本市でも撮影が行われたものでございます。海苔養殖業は、先人の方々の努力により、今では本市の基幹産業として地域を支えています。今後も海苔養殖業の更なる発展のため、水産業の振興に努め、持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

結びになりますが、梅雨も明け、これからますます暑さが厳しい季節を迎えます。議員の皆様におかれましては、体調管理に御留意いただき、お元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野口修一君） これをもって終了したいと思います。ありがとうございました。

-----○-----

午前10時55分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 野 口 修 一

宇土市議会議員 土 黒 功 司

宇土市議会議員 福 田 慧 一